

会報

第 155 号

◇エッセー

学長の存在 東京大学長 吉川 弘之

■諸会議事要録

理事会

第99回総会

第66回事務連絡会議

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

第7常置委員会

医学教育特別委員会

教員養成特別委員会

■要望書

教室系技術職員の重要性と技術部、技術系専門職の配置等について
育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄付金につ
いて住民税の控除制度を創設することに関する要望

国立大学と民間企業との共同研究で民間企業が支出した法人税控除制
度の延長等の措置を講ずることに関する要望

国立大学の学生納付金について（要望）

■資料

国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正
平成9年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職事務について
「今後の教育課程の在り方について」の意見

「大学の入学者選抜の改善」に関する意見（要旨）

国立大学協会

平成9年2月

会報

平成9年2月 第155号

第47卷第1号通巻第155号

平成9年2月号

国立大学協会

●エッセー

学長の存在 東京大学長 吉川 弘之7

【事業報告】

諸会議議事要録 (平成 8 年 10 月～12 月)

理 事 会 (10.30)17

報 告

会務報告

訪英調査団について

各委員会委員長報告

協 議

国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正
について

国立大学の入学者選抜についての平成10年度実施要領, 実施細目につ
いて

UMAP 国際事務局の設置について

教室系技術職員の処遇改善について

平成 9 年度税制改正の要望について

学生納付金に関する要望書について

当面する諸問題について

その他 (第99回総会日程, 第100回総会等の日時・場所等)

第99回総 会 (第 1 日) (11.13)30

報告事項

学長の交代について

委員長の交代について

会務報告

各委員会委員長の報告

各地区学長会議の状況報告

大学入試センターからの報告

協議事項

国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正
について

国立大学の入学者選抜についての平成10年度実施要領, 実施細目につ
いて

UMAP 国際事務局について

教室系技術職員の処遇問題について

当面する諸問題について

第99回総 会 (第 2 日) (11.14)48

協議事項

当面する諸問題について	
その他	
第100回総会の日時・場所について	
退任学長挨拶	
第66回事務連絡会議（11.15）	55
総会付議事項について	
大学入試センターからの連絡事項	
日本学術振興会の未来開拓学術研究推進事業について	
文部省からの説明及び事務連絡	
第1 常置委員会（10.23）	66
専門委員の委嘱について	
第1，第4，第7常置委員会合同懇談会について（報告）	
21世紀に向けての国立大学のあり方について（教育・研究体制について）	
委員会報告について	
第2 常置委員会（10.22）	68
報告事項	
国立大学の入学者選抜についての平成10年度実施要領，実施細目（案）の作成について	
「平成9年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」（案）について	
身体に障害を有する入学志願者との事前協議の取扱いについて	
大学入試の将来ビジョンについて	
第3 常置委員会（10.16）	73
就職協定について	
育英奨学事業の在り方について	
就職協定協議会特別委員会等について	
第4 常置委員会（10.28）	77
第9次定員削減計画について	
技術職員の位置付け及び待遇改善について	
第5 常置委員会（10.7）	80
第5回UMAP会議の報告について	
UMAP国際事務局の設置について	
AAC&U（米国大学協会）のメンバーの来日について	
第6 常置委員会（10.2）	85
専門委員の委嘱について	
平成9年度概算要求並びに大蔵省との折衝状況等について	
学生納付金問題について	
国立大学の法人化及び都道府県移管問題について	
税制改正に関する要望について	

第7常置委員会(10.1)	88
複写権に関する問題について	
学術情報に関する問題について	
次期委員長の選出について	
RA, TA, PDのあり方などについて	
科学研究費の配分と評価について	
第7常置委員会(11.5)	91
RA, TA, PDのあり方などについて	
科学研究費の配分と評価	
複写に関する問題について	
大学院のあり方について	
生涯学習について	
第7常置委員会(12.13)	94
複写権に関する問題について	
大学院のあり方について	
生涯学習について	
医学教育特別委員会(10.21)	98
医学部入試の多様化及び医学部の編入学並びにメディカルスクール について	
教員養成特別委員会(10.29)	102
附属学校調査の中間報告について	
教員養成制度の改善について	
教員養成大学学部の教員調査について	
■第99回総会国立大学協会事業報告	105
諸会合	
要望その他の諸活動	
要望書の受理	
刊行物	
■諸会合(平成8年10月～12月末までの開催会議)	111
【要望書】	
教室系技術職員の重要性と技術部、技術系専門職の配置等について(要望)	112
育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄付金について	
住民税の控除制度を創設することに関する要望	115
国立大学と民間企業との共同研究で民間企業が支出した法人税額控除制度 の延長等の措置を講ずること(共同試験研究促進税制の延長・拡充)に関 する要望	116
国立大学の学生納付金について(要望)	117

【資 料】

国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正	119
平成9年度大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動について	120
「今後の教育課程の在り方について」の意見	123
「大学の入学者選抜の改善」に関する意見（要旨）	124

【そ の 他】

学長等の異動	126
--------------	-----

編集後記

学長の存在

東京大学長 吉川 弘之

1. 競争的環境

設置基準の大綱化によって教養部の改組を中心に改革が進み、入学試験については分離分割方式が原則的に定着し、科学技術基本法によって大学への期待が高まる中で基礎研究費が増大するなど、国立大学にとっては着実な前進があり、また前向きな課題の多い時期を、ここ数年過ごしたと思う。これは国立大学の学長を中心とする関係者の長年の努力が実りつつあると言えて、この時期に国立大学協会会長を務めたことは、大変幸運であったと思う。

しかし、国立大学の将来に、より深刻な問題が待っているということは、私達には予感されているし、既に国立大学協会の総会においても多くの指摘があった。一口に言えば、それは戦後五十年を支配した総動員型経済成長が使命を終え、我が国がより成熟した、多様な価値を相互に容認する社会へと転換する時、小さな政府、民営化、規制緩和などがその転換を駆動する特效薬のように言われる中で、改めて国立大学の存在意義を問い直すことに関わる深刻な問題、と言うことである。

多様な状況を根拠として、大学間の競争的環境の導入ということが言われている。このことと、前述の深刻な問題とは、複雑に関係するよう見え、大学としてそれに取組む方策を定めておかないと危険な展開を許してしまうおそれがあると思われる。

2. 学長の存在

昨年11月の国大協総会で、日本には学長というものが存在しない、と私は発言した。それは子供がなりたいもの、という調査をすると、大学教授とか会社社長、あるいは宇宙飛行士、科学者など、また歌手、野球選手などはあるが、大学の学長と答える子供はいない。それどころか調査に学長の項目すらないということである。これは社会的に学長というものが存在していないことを意味するが、一方大学の中で、学部の自治という強い呪縛のもと、ここでも学長は存在しない、というのが実感であり、そのことを発言したのだった。

しかしその総会の席上で、慶伊学長（北陸先端科学技術大学院大学）から、アメリカには存在する、という指摘があり、御送り頂いた資料によると、インディアナ大学学長の書の序文で、アメリカにおける調査で、両親が子供になって欲しいものの筆頭が大学学長であり、その後に社長やスポーツ選手、大統領、映画スターなどが続いているのである（Thomas Ehrlich, *The Courage to Inquire*, Indiana Univ. Press, 1995）。

そして、私の会った数多くの外国の学長、それはアメリカ、ヨーロッパ、そしてアジアの大学の学長であったが、ほとんどが熱心に自ら立てた大学の将来計画を語り、存在感が十分なのである。

3. 競争者としての学長

ここでやや乱暴な結論を述べよう。それは今後おそらく避けることのできない競争的環境の中で、競争者、言い換えれば大学間競争の総指揮者すなわち責任者として、学長が存在を始める、と言うものである。

大学に関して競争が言われるのは、社会の成熟化にともなって生じる多様な職

業需要に応じて大学が多様化すべきこと、独創的発想力を持つ若者を育てるために教育の多様な工夫が求められること、など、多様な大学の出現を求める声が一方向にあり、他方、18歳年齢の急減によって学生定員が志願者数を上廻る数量的競争環境が間もなく現れるという現実がある。従って競争は不可避であると同時に、歓迎すべき要素を潜在させていると言える。

このような状況で、快適で、健康的で、そして進化を誘発する競争を実現することが必要なことである。そして、その実現の担い手こそ学長だ、と言うのが私の信念である。

競争は、偏差値競争とは全く無縁の、質的なものでなければならない。それは、現代において、教育と研究に、社会が何を求めているかの洞察を基礎としつつ、その一つを目標として学問的有機体としての大学が調和的に力を発揮するべく行動するという面での競争でなければならない。

この競争の結果、大学が多様化し、それが若者達の多様な要求に応える状況を生み出すというのが予定された調和である。そこではすべての大学が等しい存在意義を持ち、受験競争も多元化し、緩和されるはずである。

このような質的多様化を生み出す力は、教授会の自治を基本とする大学の管理運営方式の中には本質的に存在し得ない。その力は、責任をとることのできる個人としての学長が、自らの哲学に依拠する整合的な絵として画く計画の中にのみ見出される。

恐らく、現実には調査、分析、立案等に多くの作業を必要とするから、各大学は学術経営という、執行と責任の調和した集団作業を必要とするであろう。しかしそれは利害の調整の場でなく、学長の哲学の現実化の装置なのだ、と考えたい。

4. 安易な競争論

ここで経営という言葉を使ったが、それによる競争は経済競争ではなく、従って学長は企業の経営者ではない。ここで競争について考えておく必要がある。競争とは、自らの行為とその効果を写す鏡であり、社会的な組織が正当に発展するために有効というよりは多分、必要不可欠なものである。とすれば、設置基準の大綱化によって、自ら独自の教育課程を発展させることが可能となった大学は、そこに何らかの競争が必要である。

しかしその競争は経済界における競争とは違う。経済界では、企業は製品やサービスを提供し、購買者がそれを購入する。購買者は、努力して得た収入をそれに当てるわけで、その選択は真剣である。この選択が競争を生むが、それが真剣であるが故にその競争は正しい鏡であり、企業に正しい進化の環境を与える。

それでは大学の正しい進化を保証する競争すなわち選択とは何か。国立大学の場合、その費用を国が出しているとすれば、大学が提供する製品あるいはサービスを購入、すなわち選択するのは、国というたった一人の購買者ということになる。

少なくとも、明治維新のように政府が明確な目標を持っている時には、国の選択は明白な基準で行われ、そのもとで複数の大学が競争することはあり得るし、その進化の方向は、国が持つ目標に誘導されたことであろう。

また、第二次大戦後の高度経済成長も、人人も含め国全体が目標を共有していた時期であり、そこにも競争は原理的には存在していたと言える。

しかし、現在、私たちは国全体として共有する目標を、少なくとも表現可能な形では持っていないと言った方がよい。最初に述べたように、成熟し、多様な価値を相互に容認するということであり、従って表現可能な目標は無数に存在する

ことを認めなければならない。

そのとき設置者としての国が唯一の購買者である競争を、正しく続けることが困難になることは容易に理解されるであろう。国は、無数の目標を正しく把握することが困難なのは勿論、仮にできたとしても唯一の購買者が無数の種類の選択を演技することはほとんど不可能であろう。

先に述べた、危険な展開のおそれがここで問題となる。すなわち、教育の購買者としての国が、選択を演技することができないなら、国を構成する実体としての人人、しかも教育を受ける学生による直接選択へと切り換えるべきであり、しかもその選択が、商品を買取る経済市場と同じ原理で、言い換えれば学生が授業料によって教育を買うという形の選択になれば、経済市場の競争が企業の進化をもたらしたと同様に、大学間競争が大学に進化をもたらすはずだ、という極めて経済主義に偏向した危険な論理の出現である。

この論理に従うと、国が大学を設置することの意味がなくなり、国立大学は民営化してよいことになる。この結論が、我が国が経済的低迷から離脱するために提案されている規制緩和や民営化と形式上一致することから、国立大学民営化論があたかも時の流れの必然のように言われ、また感じられたりもするのである。しかしこれは危険な方向である。

5. 高等教育の公共性

教育を受ける学生が、教育の直接的な購買者になることは、本質的にはあるべき姿であろうが、現実的には問題がある。容易に理解されるように、教育の場合は、提供するものは専門家としての教師であり、受ける学生は専門性という点で言えば未熟な存在である。これは製造業が製品を提供したとき、購買者がその製

品の技術的詳細について何らの知識を必要とせず、製品の機能のみで選択できるのと本質的に違う点がある。それは、教育を買った結果得られる機能とは、卒業後の仕事場で、あるいは長い人生を通じて明らかになってくるものであり、学校選択の場ではほとんど不明だからである。

現実には、学校選択は意味不明のまま、過去の世間的評判に従って行われる。そのとき、入学者の偏差値によって評判は定量化されるから、大学間競争とは偏差値競争のこととなる。この大学評価としての入学者偏差値が何によって決まるのかが、実はよくわからない。建学の精神、学問分野、教育の方法、研究の水準、卒業後の就職、立地、校舎の量や質、設備の量や質、学生生活の環境など、様々な要因があるが、それらがどのように影響するのか不明のまま、結果として偏差値による評価が定まってしまうから、各大学は手探りで努力するか、そのような評価を気にせず独自の方策で努力するしかない。

このような状況で競争状態に入っていくと、受験者もまた偏差値を頼りに選択をするから、偏差値の高い大学が生き残ることに、結果的になってしまう。

このような選択は、どう考えても正当なものとはなり得ない。とくにそれが大学の経済的生き残りと言う形の競争になったとすれば、教育の機能についての評価が定まる時定数と経済競争の時定数との差に、おそらく十年と一年ぐらいの開きがあるために、教育の機能による競争という側面は完全に抹殺されてしまうであろう。

例えば米国で私立大学が競争しているという話があるが、その競争は入学者の選択によっているのではない。そうではなく、各大学は寄附者から高い評価を受けられるべく努力するのであり、選択しているのは寄附者の集合である。寄附者とはそれが個人であっても機関であっても、社会的に最も経験を積み、成熟した存在

なのであり、その意味で教育の現実が、十年後に効果する教育の機能とどのように関係するかについて、最も深い見通しを持った存在である。その寄附者の作る選択空間の中で大学は競争するのである。そしておそらく、若者の選択には、この競争における優劣が大きな要因となっているであろう。もちろん若者が教育を受けるものとして、学問分野等、前述の項目についての固有の選択を行うのは当然である。しかし、それが大学にとって生き残りの主要因ではない。

一方英国では、大学の経費はほとんどが国家財政の中で行われるから米国とは条件が違う。しかし1988年の教育改革によって独得の競争的環境が導入されたことは注目すべきことである。この場合、高等教育資金委員会(HEFC)が大学の研究および教育を評価し、それによって研究資金や教員数が変化する。従ってこれは、委員会の評価が選択空間を作っているのであり、生き残りはその結果である。若者はもちろん大学を選択するが、その選択は委員会の選択に影響を与えることを通じて間接的效果を与える。

この委員会が、どこまで英国社会の高等教育への期待を代表しつつ、しかも英国社会にとって大学を有効なものにし続けるべく作動できるかが、この場合の競争の正当性を保証する鍵である。この点については今後の結果を待つしかないが、しかし現時点で政府側と大学とが歩調を合わせてこの制度を育てようとしているのは事実である。この勇敢な実験の成功を期待したい。

米国にしても、英国にしても、大学の競争環境を、経済的競争環境と混同することなく樹立していることは注目すべきことである。しかしこれは、既に述べたように機能が十年後に発現するという教育の特性から言えば当然のことである。言い換えれば、教育とは公共サービスの一種なのであり、義務教育では当然であるが、義務ではない高等教育でも、それへの参加率が非常に高くなってきた国

では、公共サービスの性格が強くなって来るのである。それは高等教育を受ければ高い職業的地位が約束されていた戦前の状況とは全く違うのであり、むしろ社会全体として、過去から現在までに蓄積された文化や知識を継承する担い手として、高等教育を受ける者が位置付けられることによって、高等教育は受ける者が受益するのではなく、社会の必要事項へと変質して来たのである。このようにして高等教育は、行政サービスなどと同じ範疇に入れるべき公共サービスに分類されることになる。

しかし、教育の場合、内容的に見ると行政サービスにくらべて遙かに高い多様性を持たねばならず、一元的な機関によって提供することが困難であるのは既に述べた通りである。大学設置基準が固く定められて、その中で大学が生まれ、しかも毎年の概算要求を通じて組織や研究が実現して行くのは、文部省が大学間の、とくに国立大学間の競争環境を作っていたことを示しているのである。しかし、多様化への要求によって、それが十分機能しなくなったとき、直に経済競争へと移行するのは愚行であり、そこには機能が十年後に現れるという教育の特殊性に根拠を置く、独自の競争環境の確立が必須のことである。米国のような寄附者は未だ存在せず、また英国のように授業料も完全に国費という状況と異なり、国立、公立、私立などが、独自の基盤で個性を主張している我が国で、大学間の多様性実現を目標とする競争環境を作ろうとすれば、それは世界に前例のない社会的仕組みの確立を必要とすると思われる。

6. 学術経営

安易な競争論に与することなく、人人が求め、しかも我が国の将来にとって有効な多様性を創出することを可能にする競争環境を樹立するためには、大学の内

発的な改革が重要である。既に述べたように、多様性の内容を規範的に述べることはほとんど不可能であり、従って多様性を増す中で、社会の反応を見極めつつ、適応的に方向を探っていくものでなければならない以上、これは教育の実行者である大学自身が主体的に行うものでなければならないであろう。そのとき、競争的環境の制度化が可能であるとすれば、それは各大学が独自の試みをする中で、それへの社会の反応を可視化するための触媒というような作用を持つものに止まる。

ここで、大学自身が主体的に行うことが必要であるとすれば、そこで前述の大学内部の管理運営が問題となるのである。すなわち、それが、大学内に存在する学問領域の、外乱からの防衛と発展のみを目標とする管理運営に止まるとすれば、大学間競争における大学の固有性は一切示すことができないであろう。とすればその競争は、大学にとって必然性のない要因、たとえば偏差値評価などを根拠とするものに落ちて行ってしまおうであろう。

ここに、既に述べた学長の、自らの哲学に依拠する大学運営という視点の重要性が浮上する。そこで既に、学術経営ということについて述べたのであったが、この現実化を計画する必要がある。

学術経営は経済市場の中での企業経営とは違う。そうではなく、学問の本質に依拠する固有自治と、国立大学であるが故に社会から負託された自治との均衡を目標としつつ、学問固有の進展に基づく計画と、社会からの期待に応えるべく立てられた計画とを、教育と研究の実行の場面で整合することを目的とする経営である。

この経営は、大学の組織変更と予算の配分とを主要な手法として、大学の個性を発現する作業を中心に置く。現在、組織変更は文部省および財政当局の責任の

もとに行われ、予算の執行は、大学を構成する全教官の承認によって行われる。

しかし、自らの哲学に依拠する整合的な絵を画こうとする学長は、この仕組の変更、少なくとも部分的な変更を要請することになろう。すなわち組織変更の若干についての裁量が、文部省から大学に移され、これを学長が把握し、一方学部自治の中で方程式化した配分に基づく予算執行の一部を、学長の裁量とすることが必要である。

この裁量を持つ学長が、競争者として存在し始めること、それが国立大学が国立として今後も存在し続けるための必要条件である、と言うべきであろう。

7. あとがき

簡単なあとがきを記しておきたい。それは以上に述べた必要条件と並んで国立大学が国立であるための十分条件は何かという問題をいずれ論じる必要があるということである。言い換えれば、我が国で大学が国立、公立、私立という三区分の構成で存在し、しかも私立が学部学生数で八割も存在する現状について、その意義を検討しておく必要がある、ということである。筆者はこの構成には尊重すべき意味があると考えていることを結論的に述べておきたい。その理由についていずれ述べる機会はあるだろうが、本文では国立大学が存在するという前提のもとに、私たちが何をなすべきかについて触れたのである。国立大学協会の一員として過ごした四年間に、国立大学の意義と問題点を、いろいろと実感した。表現上矛盾するようだが、差異性を強調しつつ多様性を実現するために、国立大学は相互に対立するのではなく協調するべきであると、いま、深く感じている。

事業報告

諸会議議事要録

理事会

日時 平成8年10月30日(水) 13:00~16:15
場所 学士会分館(本郷)6号室
出席者 吉川会長
井村, 阿部各副会長
吉田, 西澤, 江崎, 丸山, 野村, 加藤, 金森, 西塚, 北川, 佐古各理事
久々宮(第3), 梶井(第4), 武藤(第6)各常置委員会委員長
堀川, 鈴木各監事
蓮見教員養成特別委員会委員長
(文部省)伊勢呂人事課長
(大学入試センター)廣重所長, 石井事業部長

吉川会長主宰のもとに開会。

初めに、会長から次のように述べられた。

本日はご多忙のところご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本理事会は来る11月13日、14日の両日開催される総会に付議するいくつかの案件についてご審議いただくためお集まりいただいた。

なお、委員会報告のため、特別委員会の委員長にもご出席いただき、また、大学入試センター試験についてご説明いただくため、後刻、大学入試センターの廣重所長にもご出席願うので、ご了承いただきたい。

また、「平成9年度以降の定員管理」についてご説明いただくため、文部省から伊勢呂人事課長にご出席願ったので、ご了承いただきたい。

引続き、滝沢事務局長から、出席状況等について報告があり、定足数の確認が行われた。

ついで、会長から、先に「平成9年度以降の定員管理」について文部省の説明を伺うことにしたい旨述べられたのち、伊勢呂人事課長から、

第9次定員削減に関して、配付資料(「当面の行政改革の推進方策について」(H.7.12.25閣議決定)(抄)、「平成9年度以降の定員管理について」(H.8.7.30閣議決定)等)をもとに、概ね次のように説明があった。

平成4年度以降平成8年度まで5年間にわたり第8次の定員削減を行ったが、昨年12月25日の閣議で、「国家公務員について平成9年度以降においても定員管理の円滑、適切な運営に資するため、計画的削減の方式を継続する」ことが閣議決定され、これを踏まえ、去る7月30日開催の閣議で、内閣の各機関及び各省庁の第9次定員削減目標数が決定された。削減目標数は、平成9年度以降5年間、政府全体で35,122人、その率4.11%であり、そのうち、文部省は4,066人、率で2.94%である。これを国立学校特別会計で見ると、4,006人、率で2.97%であり、第8次と比べて、員数で87人、率で0.07%減となっている。

文部省では、7月30日の閣議決定に先立って、

総務庁に対して、国立大学等における教育研究の重要性、また、科学技術基本計画にもとづき、研究者及び研究支援者の確保の必要性を説明し、①教官、看護婦等の削減対象からの除外、②教育研究支援職員の教官同様の配慮、③文部省全体の削減率の引下げ、を要望折衝した。その結果、教官、看護婦等については、第8次と同率の0.4%（285人）の削減ということになり、また、その他の職員については、技術職員については科学技術基本計画を踏まえて若干の配慮があったが、教官、看護婦等の削減が抑えられたこともあって、削減数3,640人、削減率8.35%ということになり、第8次の削減数3,741人に比べて101人減ったが、率では0.28%上がった。

今後、この削減計画にもとづいて具体的に実施していくことになるが、これの実施にあたってはいろいろ問題が予想されるので、事務的に各大学のご意見を伺いながら、極力混乱が起きないよう努力するので、ご協力をお願いしたい。

以上の文部省からの説明について若干質疑応答があった。

I 報 告

1. 会務報告

会長から、前回理事会以降の会務報告について「資料4」にもとづきご報告したい旨述べられ、以下の事項について報告があった。

(1) 審議会等への意見提出について

1) 文部省大臣官房政策課から、『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について〈中央教育審議会「審議のまとめ」の骨子〉』につき意見を求められたので、井村副会長並びに阿部副会長に依頼し、6月28日、意見を出した。(会報第

153号参照)

(2) 要望書の提出等について

1) 6月の第98回総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、7月18日、吉川会長、第4常置委員会の梶井委員長、渡辺専門委員ならびに滝沢事務局長が人事院、大蔵省ならびに文部省に赴き、人事院総裁、大蔵大臣、文部大臣ならびに各関係官に要望書を提出し、その実現方を要望した。(会報第153号参照)

2) 6月の第98回総会においてその取扱いを会長及び第4常置委員会委員長に一任された「人事院勧告の取扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告及びその後の動向をみながら第4常置委員会と協議してとりまとめ、9月18日に、第4常置委員会の梶井委員長、渡辺専門委員及び滝沢事務局長が総務庁、大蔵省、文部省に赴き、総務庁長官、大蔵大臣、文部大臣ならびに関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。(会報第154号参照)

3) 6月の第98回総会において意見提出の要望があった『「科学技術基本計画についてに対する答申」の「研究者及び技術者並びに研究支援者の養成確保」』の項目について、7月25日、吉川会長が科学技術庁ならびに文部省に赴き、大沢科学技術会議議員ならびに佐藤文部省大臣官房長に要望書を提出し、教育、研究の支援職員に関する諸施策について要望を行った。(会報第153号参照)

4) 8月19日、吉川会長が両宮高等教育局長と面談し、教室系技術職員の位置づけ、待遇改善に関する施策(省令化など)について要望した。

5) 10月25日、梶井第4常置委員会委員長及び滝沢事務局長が文部省に赴き、両宮高等教育

局長に「教室系技術職員の重要性と技術部、技術系専門職の配置等について」の要望書を提出し、その実現方を要望した。(資料7参照)

(3) 全国大学高専教職員組合(全大教)との懇談について

1) 全大教からの申し入れにより、7月26日、梶井第4常置委員会委員長が全大教の高橋書記長ほか5名と会い、教室系技術職員の位置づけ、官職の設定等処遇問題について懇談した。

2) 全大教からの申し入れにより、8月8日、梶井第4常置委員会委員長が全大教の三宅副委員長ほか5名と会い、教室系技術職員の位置づけ、官職の設定等処遇問題について懇談した。

3) 全大教からの申し入れにより、10月9日、梶井第4常置委員会委員長が全大教の三宅副委員長ほか5名と会い、教室系技術職員の位置づけ、官職の設定等処遇問題について懇談した。

4) 全大教からの申し入れにより、10月28日、梶井第4常置委員会委員長が全大教の三宅副委員長ほか5名と会い、教室系技術職員の位置づけ、官職の設定等処遇問題について懇談した。

なお、前回以降受理した国大協宛要望書は「資料5」のとおりである。

2. 訪英調査団について

会長から、前回の理事会でご了承いただいた訪英調査団について準備をすすめてきた結果、「資料6」のと通りの日程及び参加者となった旨報告があった。

3. 各委員会委員長報告

前回理事会以降の各委員会の審議状況について、各委員長等からそれぞれ次のように報告があった。

(1) 第1常置委員会(金森委員長)

1) 人事異動に伴い、岡林専門委員の後任として、小林孝男大阪大学事務局長を専門委員に委嘱した。

2) 去る9月30日に開催した第1、第4、第7常置委員会の代表者による合同懇談会の模様について委員長から報告した。

3) 教育研究支援体制について

「21世紀に向けての国立大学のあり方について」の教育研究体制の審議の一環として、合同懇談会の焦点であった教育研究支援体制について討論を行った。また、関連して、第7常置委員会から提示された同委員会資料「若手研究者と大学院学生に対する支援」について意見交換した。その議論の要点は次のようである。

先に開催した合同懇談会の締め括りとして、会長から、第1常置委員会では教育研究支援を含めた教育研究組織について引続き検討するよう指示があったが、その中で焦点の一つは助手の役割である。これについては、平成6年度以降本委員会でも何回も議論し理事会及び総会に経過を報告している。当時助手の役割が多様であること、教育研究支援の内容ももっと掘り下げて考える必要があること等を考慮して、現状改善の方策として、一方では、技術職員の地位を確立しキャリアパスとして助手及び特別研究員等からも技術職員への途を開くことを提案し、他方、助教授等の研究者へ直接進む任期付き特別研究員(あるいは講師)の新設を提案した。その後の状況は大きく変化して、事実上任期付き研究員のポストは、科学技術基本法の対象となる分野では増加しつつある。この状況のもとで、助手をどう取り扱うかが一つの焦点であり、議論した。行われた議論の一つは、助手を教育者研究者のキャリアの第1段階とし、その名称

も講師その他もっと支援の意味を含まない名称に改め、実際の職務も支援を含まないようにするということである。これに対して、現状の助手の職務及び役割が分野によっても研究の形態によっても多種多様であることを考慮する必要があることが指摘され、その職務から支援ないし協力の意味を除くことに疑問が出された。また、どのような変革も現状からの道筋及びこれまでの文教施策との整合性、科学政策を含めた全体の行財政状況の考慮が必要であるという意見もあった。さらに、研究教育支援体制について、技術職員の地位の確立が必要であることは当然であるが、その増強を図る方策の展望がないことから、発想の転換が必要ではないかということが議論された。

第7常置委員会の「若手研究者と大学院学生に対する支援」については、育英会奨学生と特別研究員(DC)との関係、TA、RAの意義等についてももう少し整理されたい旨希望を伝えることとした。

そのほか、現在、行政改革委員会で議論されている国立大学の民営化について、委員長から、国大協として一般論だけでなく個別的ないし機能別に国立大学である必要性の議論を深めておく必要があるのではないかとの問題提起があったが、そのような議論ができるかどうかを含めて今後の課題とした。

以上の説明について、主として次のような意見交換があった。

○ 大蔵省の財政制度審議会は去る7月にまとめた報告書の中で、国立大学の民営化、地方自治体移管を提案している。この8月に行われた財政制度審議会のメンバーと大学審議会のメンバーの話合いに大学審議会の委員の一人として出席した際、国立大学はなぜ国立大

学でなければならないか主張したが、この問題に国大協として対抗していく必要があり、第1常置委員会を中心に理論武装をお願いしたい。

- 市場原理の路線にのって真正面から結論を導き出すことは難しい。やはり国立大学が国立大学として現に果している役割、国立大学だからこそできていることを分析し、それを主張していくことが必要と思う。
- 民営化論の流れに対抗できるとすれば、それは大学間の自由競争ということではないかと思う。もしも、競争的環境が幅広く支持されているのだとすれば、国立大学という枠の中で経済的競争とは違う競争ができるのだという、むしろ提案型の反論が必要に思う。外からの圧力に防戦的にならず、圧力をはね返すだけの積極的な提案をしていく必要があると思う。
- これまで国大協の対応が受身であったのは、国大協に政策的提案をしていく機能がなかったからである。難しいことではあるが、国大協をそういう機能をもつようにしていく必要がある。
- これまで国大協は、主として学術、研究の面から国立大学が果してきた社会的役割を中心に議論してきたが、一般に受け入れられる要素が強いのは、むしろ、国立大学出身者が産業界、政界、行政府を含め、明治以降の日本の近代化の中でどのような役割を果してきたか具体的なデータをもって明らかにすることではないか。各大学の協力を得てそれがまとめられれば、相当説得力あるものになると思う。
- 民営化の話は、国立大学が過去に業績をあげ、現在も社会的に大きな役割を果している

ことを承知した上で、それでも、国立大学として国が直接経営していかなければならないのかということである。旧国鉄の民営化の例をみるまでもなく、事態が急速にすすまないともかぎらないので、国大協として積極的に理論武装することが必要と思う。

○ その議論の場の中心は第1常置委員会であるろうが、各地区、各大学などいろいろなところで議論し、それらの意見を集約していくことが必要であろう。

(2) 第2常置委員会(加藤委員長)

1) 大学入試センターからの報告

大学入試センターから、新高校学習指導要領にもとづき実施される平成9年度大学入試センター試験について説明を伺った。

2) 平成10年度における入学者選抜第2次試験(一般選抜)の実施(予定)について

去る6月総会において、平成10年度の入学者選抜は「分離分割方式」で行うことが了承されたので、7月8日付で各大学長宛に会長名をもって、平成10年度における①前期日程、後期日程それぞれの募集人員、②国大協申合せに基づく「分割」に関する例外措置、③後期日程試験の合格者発表期日について、各大学の予定を伺ったところ、95大学のうち、1大学を残して94大学から回答をいただいた。回答をいただいた大学でも未定の学部等があるので、集計は最終的ではないが、全募集人員の前期日程と後期日程の比率は、前期日程が約72.5%、後期日程が約27.5%であり、平成9年度の比率(73:27)と殆ど変わっていない。また、「分割」の例外措置については、まだ未定の大学があるが、平成9年度実施予定の大学のうち、10年度実施を取り止める予定の大学が3大学ある一方、10年度か

ら新たに実施を予定する大学が1大学あるということであり、取り止める大学が多いので9年度よりも増えることはないものと思われる。また、後期日程試験の合格者発表日については、まだ10大学が未定であり、確定していない。

3) 国立大学の入学者選抜についての平成10年度実施要領、実施細目(案)について

この件については、あとの審議に回したい。

4) 平成9年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領について

当該大学が追加合格者を決定するについては、既に大学に入学手続を完了している者はその対象者としなないこととして大学間の情報交換の具体的取扱いを定めているが、平成9年度についても従来どおり実施することを決定した。

5) 身体に障害を有する入学志願者との事前協議の取扱いについて

従来、身体に障害を有する者が大学を受験する場合には、志望する大学が定める期日までに事前協議を行うことになっているが、その期限については、平成元年に本委員会で協議し、前年度の12月15日以降とすることとなっている(「身体に障害を有する入学志願者との事前協議について(依頼)」平成元年7月6日付国大協総第66号第2常置委員会委員長通知)。このほど、障害者の団体から、「事前協議の締切期限を殆どの大学で大学入試センター試験が実施される以前の日としているが、大学入試センター試験の成績を自己採点したのち、志望大学を絞り協議できるよう配慮してほしい」旨要望があった。本委員会で検討の結果、各大学の実情に応じてご配慮いただけるよう各大学長宛要望することとした。なお、これについては、10月23日付第2常置委員会委員長名による書面を送付済みで

ある。

6) 大学入試の将来ビジョンについて

10月22日開催の本委員会では、入試将来ビジョン検討小委員会の委員も出席し、小委員会の検討状況を報告のうえ大学入試について自由討議した。小委員会では、第1回(4月19日)は、新しい学力観を基本とする大学入試はどうあるべきかについて入試センター研究開発部の長年の研究成果などを聞きながらディスカッションし、また、外国の入試制度の勉強を始めた。第2回(6月26日)は、国立大学入学選抜研究連絡協議会が「多様化する高校教育と大学の対応」と題し、昨年と今年の2度にわたり行った公開討論会の模様について報告をきき、高校教育と大学入試及び大学教育の観点から議論した。また外国の入試制度について、アメリカの大学入試における学力評価の特徴、オーストラリア・クィーンズランド州の大学入学選抜制度について検討した。第3回(9月3日)は、引続き外国の入試制度について、イタリアの「マツリタ試験」、「国際バカロレア試験」について検討した。小委員会は、予定としては2年の間2カ月に1回のペースで開催し、2年目の終りに「まとめ」を行い、国立大学の入試について何らかの提言ができればよいと考えている。

以上の説明について、井村副会長から、入試問題の検討に関して次のように要請があった。

中央教育審議会では、去る7月に第1次答申を行ったのち、第2次答申に向けて、高校入試・大学入試の改善についても審議を予定していると聞く。この間、審議会から意見を求められることが考えられるので、それに備えて、国大協として主張すべき点、譲れない点を押えておいていただきたい。

(ここで、入試関連事項として、大学入試センターから報告があった。)

◎ 大学入試センターからの報告

大学入試センターの廣重所長から、大学入試センター試験に関する次の事項について報告説明があった。

① 平成9年度大学入試センター試験の出願状況について

平成9年度大学入試センター試験の願書受付を去る10月22日に締め切ったが、志願者数は約60万人であり、前年度よりも約2万6千人増え過去最高となった。なお、確定志願者数は12月上旬に公表する予定である。

② 平成9年度大学入試センター試験の前年度との主な変更点について

前年度との大きな変更点は、○A、B両科目を出題するほか新教育課程に対応した出願教科・科目による最初の試験であること、○新・旧両教育課程が混在していること、○試験の実施期日を1月第2週の土曜日、日曜日から第3週の土曜日、日曜日に繰り下げたこと、○科目間の得点調整を廃止したこと、○正解の公表に際して枝間の配点まで公表する、ことなどである。

なお、大学入試センター試験の得点調整廃止に伴い、大学独自に得点調整をお考えの場合は、受験生に混乱を与えることにならないよう、予め募集要項にその基準や方法を明記することが必要になるかと思われるが、センターとしては、大学から要請があれば得点調整に必要な資料を提供したいと考えている。

③ 外国語のリスニング・テストについて

センターの中に調査検討委員会を設置し、リスニング・テストについて主に設備・技術上の観点から検討を行ってきたが、このほど同委員

会から、「将来、より安価で操作が簡単な機器が開発・普及すれば実施の可能性は出てくるが、現時点では円滑かつ安全に実施することは難しい」との検討経過報告があった。引続き検討をすすめるが、平成9年度及び10年度は旧教育課程履修者に対する経過措置期間であることから実施しないこととしており、平成11年度以降どうするかは、平成11年度の出題教科・科目の出題方法等を公表する平成9年5月頃までに方針を決定したい。

(3) 第3常置委員会（久々宮委員長）

1) 就職協定について

去る10月2日、日経連の根本会長が記者会見で、「就職協定は決めた以上は遵守を徹底することが必要であり、企業が真に協定を遵守・継続する意思があるかどうか、就職協定遵守懇談会加盟（312社）の企業トップに確認したい。その結果、確認できなければ世話人代表を降りたい。この場合、協定が廃止されることもあり得る」旨発言された。

そこで、10月16日、本委員会を開催しこの対応について協議した。初めに、文部省の桜井学生課長から発言の背景等の説明を受けた。その要点は、○就職協定はもともと大学側が就職活動による教育への悪影響をミニマイズしたいということで成立した経緯がある。○就職協定協議会特別委員会では、協定は概ね守られてきたと判断している。○本年は景気好転の兆しがあることから企業側に協定違反がみられたが、企業側からは、大学教官からの要求があったという反論もある、○日経連として、就職協定遵守懇談会加盟312社のトップから改めて協定遵守の誓約をとる意向がある、等である。

このような状況を踏まえて対応を協議した結

果、企業と関係のある教官などによる協定違反行為は皆無とはいえないが、就職協定は今後も維持し遵守すべきであり、改めて学長から学内の教官にこの趣旨を徹底していただく必要があるのではないかということになり、この旨来る総会に報告し国立大学全体に徹底することとしたい。

2) 「育英奨学事業の在り方」に関するヒアリングについて

文部省から国大協に、来る11月20日開催の「育英奨学事業の在り方に関する調査研究協力者会議」における「今後の育英奨学事業の在り方」についてのヒアリングに出席の要請があったので、国大協としてどのような意見をもって臨むべきか、各委員に意見を伺った。主な意見は、○私費留学生に対する奨学金を考慮できないか、○授業料免除額（全免）と返還を要する奨学金の年額はほぼ同額であり、前者の方が有利である。奨学金の額は相対的に少な過ぎないか、○奨学金支給選考の際の家計基準は、学部学生の場合、自営業者等に比べて給与所得者の方が不利なので改善してほしい、○特に博士後期課程の奨学金は給付として貰いたい（前回のヒアリングでも要望した）、等であり、これらの意見を整理のうえヒアリングに臨みたい。

(4) 第4常置委員会（梶井委員長）

報告事項のうち、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」等の扱いについては、既に会長からの会務報告にあったので、省略したい。また、教室系技術職員の問題については、協議事項として後刻ご審議いただきたい。

(5) 第5常置委員会（江崎委員長）

1) JUSSEPについて

米国からの短期留学生の国立大学への受入れについては、一昨年九州大学に始まり、昨年は筑波大学と東京大学、今年は千葉大学、名古屋大学、大阪大学、広島大学に広まり、現在7大学になった。JUSSEP小委員会は、AAC&U(米国大学協会)と協力して短期交換留学の促進を図っているが、去る10月15日から10月25日にわたり、そのAAC&Uの短期留学プログラム副会長のジョセフ・ジョンストンと同ディレクターのジェーン・スポルディングの2人が、短期留学プログラムの進捗状況の視察と大学及び文部省関係者との話合いのため来日した。

2) UMAPについて

去る8月20日から8月23日まで、ニュージーランドのオークランド市において、第5回UMAP(アジア太平洋大学交流)会議が開催され、11の国・機関からの参加者のほか、英国から2名のゲスト参加を合わせて65人が参会した。

会議は、21日には、オークランド大学のロイ・シャープ副学長から「UMAPの見通し案と戦略計画」について、英国ケント大学のジョン・レイリイ氏からエラスムス・ソクラテス計画の経験の紹介、米国ローラシアン協会のスミス氏から「A UMAP for Next Century」と題する抱括的提言が報告された。翌22日は、5つのセッションに分かれて討論が行われた。そのテーマは、「双方交流に関する諸問題」「多角的スキーム」、「UMAPにおける報告のあり方」、「UMAPビジョンの普及宣伝」及び「UMAP事務局の機能と設置」である。「UMAP事務局の機能と設置」については、国際事務局の設置に係る問題である。

国際事務局設置の問題については、昨年8月開催のワーキング・パーティで、第5回UMAP会議において国際事務局設置の決定を行うこ

とが合意され、合わせて日本も設置国の候補にあがった。これを踏まえて、その後、UMAP小委員会で検討した結果、「UMAP構成国から求めがあれば、日本に国際事務局を設置することを検討する」こととなり、この旨第5回UMAP会議に提案した。この提案は了承され、具体的設置方法等について、日本が案を作成のうえ、タイ、オーストラリア、ニュージーランド及び日本の4か国で構成する検討会に11月末までに提示することとなった。そこで、9月18日開催の常務理事会で国際事務局設置についての方針を決め、この方針の下に10月7日開催の本委員会及びUMAP小委員会で検討し、さらに10月18日に公立大学協会、私立大学団体連合会及び文部省と協議のうえ、国際事務局設置についての原案をまとめた(「資料11」)。これについては、後刻ご審議いただきたい。

(6) 第6常置委員会(武藤委員長)

本委員会を10月2日に開催した。当日は、初めに文部省から、平成9年度概算要求について説明があったのち、大学課長、研究機関課長、学生課長をまじえて意見交換した。引続き、国立大学の学生納付金問題について、学生納付金等検討小委員会における検討状況を委員長から報告し、討議した。小委員会での意見も含めて特に授業料について出された意見としては、○第1常置委員会の「国立大学の存在意義」の見解のとおり、国立大学における学生教育は人材の計画的養成という国の施策の目的に沿うものであり、授業料に対して巷間いわれる「受益者負担」という言葉は当たらない、○しかしながら、教育を受けるについてある程度の額を負担するのは止むを得ないが、どの程度負担すべきかは明確な根拠はない、○授業料を増額する場合で

もその上げ幅は勤労者の平均給与や物価の上昇率の範囲内に留めるべきである、○学部別授業料を導入すべきという意見があるが、一律の授業料のもとに学生が家計状況に左右されずその希望や適性に応じて学ぶ学部を選択できることが国立大学の特長であり、これは絶対堅持すべきである、○大学院学生への経済的支援を図る必要がある、この観点から、T.A,R.A,P.D等の人数の大幅増を図るとともに、授業料を学部学生よりも低額とし、特に博士課程ではより低廉であることが望ましい、などであった。

このほか、平成9年度税制改正に関し、「育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄附金について住民税の控除制度を創設することに関する要望」及び「国立大学と民間企業との共同研究で民間企業が支出した法人税額控除制度の延長等の措置を講じることに関する要望」の各原案をまとめた。後刻、両原案についてご審議いただきたい。

(7) 第7常置委員会（西澤委員長）

緊要の問題である、R.A,T.A,P.Dのあり方と科学研究費の配分と評価の問題を優先審議し、「若手研究者と大学院学生に対する支援」及び「科学研究費の審査について」の2つの報告をまとめつつある。その主要な点は次のようである。

- 1) 「若手研究者と大学院学生に対する支援」
 - 助手を含めてR.A,T.A,P.Dなどの区分けをはっきりさせる必要がある。
 - 奨学金については、大学院学生、博士取得研究者が学業や研究を安定的に継続できるよう、一層充実させる必要がある。
 - 博士後期課程については、無利子貸与は最低限必要な条件であり、将来的には給付型の

支援の割合を高めるべきである。修士課程については、貸与の割合を50%以上にすべきである。また、支給期間については、博士課程の場合は、標準在学年限内の給付に限ることをせず、実情に即し、貸与期間の延長を認めることを考える必要がある。

- T.A,R.Aについても、通年安定的に仕事を続けられるだけの給付額を保証することが必要である。

- 博士後期課程とP.Dレベルにおける特別研究員制度の量的な拡大が望まれる。

- P.Dを経て自立可能な若手研究者については、アカデミック・キャリアの初任ポストとして講師に採用することを考えるべきである。

- 学部学生の実験指導員はデモンストレーターとして職種をはっきり規定する。

2) 「科学研究費の審査について」

- 科学研究費についての配分と評価を行う審査制度を設けることを提案する。

- 研究費の配分や結果の評価については、特に将来予測能力をもった審査員が審査に当ることが極めて重要であり、このため評価審査委員会を設けることが必要である。

- 評価審査委員会は各分野ごとに、たとえば助教授クラスの若手研究者に未来予測的アンケートを毎年実施し、5年後以降それを順次採点のうえ審査員候補を推薦し、その中から審査員を任命することにする。

- この組織は、文部省に「大学入試センター」のような形で置くことが考えられるが、科学技術庁、通産省、郵政省、農水省、環境庁などから推薦依頼してくる可能性があるため、学術会議、総理府（人事院）に置くこともあり得るし、国会に置くべきとの意見もある。

このほか、大学院のあり方、文献等の複写権の問題を含めて学術情報問題について議論をすすめており、また、生涯学習問題については検討の緒についたところである。

(8) 医学教育特別委員会（石川委員長欠席により鈴木委員が代って報告）

本委員会の検討課題は「卒後医学教育のあり方」についてであるが、この審議に入る前に、文部省の「21世紀医学・医療懇談会」の答申に関して国大協としての見解をまとめることとし、医学部入試の改善、編入学制、カリキュラムの問題、4年制メディカルスクールの問題などについて委員会で意見交換し検討を始めた。

入試改善については、たとえば、面接の重視、ボランティア活動の評価などが考えられるが、医師志望者としての自覚を高校卒業時点ですべての受験生に求めることには無理があるのではないかと指摘もある。編入学制については、多様な学生を入学させる見地から好ましいといった意見があった。また、カリキュラムの編成について各大学でもっと工夫すべきとの意見があった。さらに、メディカルスクールについては、アメリカにあるように、他の学部を卒業したのち入学する4年制メディカルスクールの導入を検討すべきとの意見があった。委員会では、メディカルスクールの問題については、近く専門委員会を開催し、検討のためのたたき台の案をつくり、それをもとに討議していくことになっている。

(9) 教員養成特別委員会（蓮見委員長）

作業委員会では、予て附属学校に関する調査結果の整理をすすめ、中間的報告を取りまとめた。その内容については来る総会で報告したい。

昨日開催の本委員会においては、作業委員会からの報告のほかに、教育職員養成審議会において、文部大臣の諮問を受けて審議されている「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」の審議事項について討議した。教育職員養成審議会に求められている審議事項としては、①いじめ等に対応するためのカウンセリングを含む教育相談、国際化・情報化、理科教育振興、等に関わる内容を教員養成のカリキュラムの中にも含めることについて、②教育実習の期間・内容について（特に中学校における場合）、③教科に関する科目と教職に関する科目とのバランスについて（特に中学校における場合）などである。本委員会でも出された意見は、○現在、教員養成のカリキュラムはかなり過密になっており、大学のカリキュラムが全体として大綱化に向っているのに科目数・単位数を増やすのはこれに逆行することではないか、○平成2年度に免許基準の引上げ改訂が行われたが、それが十分に成果をあげられるような条件整備が必ずしもなされていない中で、さらに免許基準を引上げることは十分慎重であるべきである。むしろ、現行の科目区分を統合化し単位数はあまり変えないで内容を各大学で工夫できる形が望ましい、との意見が強かった。今後、審議会に加わっている国大協関係者を通じてできるだけ委員会の意見の反映を図りたい。

II 協 議

1. 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正について

会長から次のように述べられた。

昨年秋の第97回総会で本協会の組織改正が承認され、常置委員会について新たに第7常置委

員会が設置されたが、同委員会の当初の委員は、次回の改選期（平成9年6月総会）までの暫定措置として、他の委員会委員との兼務となっている。ついては、委員改選に備えるため、各常置委員会委員（国立大学の代表者である委員）定数の改正案を作成したので、ご審議いただきたい。

引続き会長から「資料9」の「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正」（案）について説明があったのち、審議が行われた。

その結果、同案を来る総会に付議することが了承された。

2. 国立大学の入学者選抜についての平成10年度実施要領、実施細目について

加藤第2常置委員会委員長から次のように説明があった。

去る6月総会において、国立大学の入学者選抜は、平成9年度から「分離分割方式」に統一してから2年目であり、平成10年度も平成9年度に引続き「分離分割方式」で行うという基本方針が了承されたので、本委員会として平成10年度の実施要領、実施細目の原案（「資料10」）を作成した。

原案は、暦の関係で、第2次試験の出願受付を1日早めた以外は曜日の変更のみであり、基本的には平成9年度と変らない。この原案を予め各大学に送付し意見を伺ったところ、3大学から意見等があった。一つは、「入学手続前期締切期日が3月14日の土曜日となっているが、土曜日は銀行等の休業日であるので、3月13日（金）或いは3月16日（月）のいずれかの期日に変更してほしい」、二つ目は、「前期日程の合格発表開始日を原案（3月6日）より1日早めて

3月5日としてほしい」、三つ目は、「大学入試センター試験を課す場合の推薦入学について、大学入試センター試験の成績請求から合格者の発表期限まで、2週間程度確保してほしい」である。これらの意見等について種々検討した結果、いずれも全体の入試日程に影響を及ぼすことになるので、変更は難しく、3大学にはそれぞれご了解を得て、原案どおり理事会及び総会に提案することとした。

ついで、会長から「国立大学の入学者選抜についての平成10年度実施要領、実施細目」（案）の総会提出について諮られた結果、異議なく了承された。

3. UMAP国際事務局の設置について

江崎第5常置委員会委員長から、UMAP国際事務局の設置について、「資料11」にもとづき次のように提案説明があった。

委員会報告で申し上げたとおり、UMAP国際事務局の設置について、第5常置委員会及びUMAP小委員会で検討のうえ日本私立大学団体連合会、公立大学協会及び文部省と協議し、次のような結論を得た。

国際事務局は、2段階方式で発展させることとする。

第1段階は、職員1名を配置した先行事務局を1998年4月に開設する。この事務局の運営費用（約1千万円）は日本側が負担する。先行事務局の業務範囲はワーキング・グループないし理事会及び総会関係に関する事項、短期留学に関わる情報の収集、UMAP組織の調整、本格的な事務局開設準備作業、等とする。

第2段階として、全参加機関（国、地域、大学）が平等（応分）の原理によって負担に応じ国際事務局運営に要する所定の財源を確保しう

る時期に至った時点で先行事務局は正式な国際事務局として発展し本格的な業務を全面的に開始する。

これについて理事会及び総会でお認めいただければ、タイ、オーストラリア、ニュージーランド及び日本の4国代表による検討会に付議いたしたい。

この提案について若干質疑応答があったのち、会長から、「UMAP国際事務局設置について」(案)の総会提出について諮られた結果、異議なく了承された。

4. 教室系技術職員の処遇改善について

梶井第4常置委員会委員長から次のように説明があった。

教室系技術職員の専門行政職俸給表適用について人事院の態度は極めて固いことを前報告したが、その後も人事院の態度は変わっていない。去る7月26日に本委員会を開催し、これまでの経過を踏まえて検討した結果、専門行政職俸給表適用は引続き求めていくが、当面、官職の設定、組織化、職務権限の省令上の明確化を図り、現行行政職(一)俸給表の中で処遇改善をすすめ、その経過の中で、一つの固まった職種となった段階で人事院に専門職としての俸給表の設定・適用(専行職俸給表もその一つ)を要求することとしてはどうか、という意見になった。そこで、8月5日開催の常務理事会にこの旨諮った結果、「専行職俸給表」適用を継続して要望するとともに、当面、省令で官職を設定し、行政職(一)俸給表の中で処遇改善を図ることを文部省に要望することが了承された。なお、官職設定ということになると、教育研究組織の問題になるので、会長が高等教育局長に面談し、この点を口頭で要望することとした。そ

の後、8月19日、会長が高等教育局長と会って要望を行い、さらに、梶井委員長が、10月25日、要望書を持参し、改めて高等教育局長、審議官、大学課長に要望した。

以上のような経過があって、10月28日、本委員会を開催し、本問題について検討した結果、諸般の状況から、省令化へのステップとして、まず、訓令上の措置として、業務分掌の制定とともに職制の設置を求めていくこととし、この旨理事会及び総会に諮ることとした。なお、「資料12」の「技術職員の組織モデル」(案)は、具体的な技術職員の職制、組織として考えられる案を図式化したものである。

以上の説明について質疑応答があったのち、会長から諮られ、第4常置委員会の技術職員問題の今後の取扱い方針を了承した。

5. 平成9年度税制改正の要望について

武藤第6常置委員会委員長から、第6常置委員会で審議のうえ取りまとめた①「育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄付金について住民税の控除制度を創設することに関する要望」(「資料13」)及び②「国立大学と民間企業との共同研究で民間企業が支出した法人税額控除制度の延長等の措置を講じること(共同試験研究促進税制の延長・拡充)に関する要望書」について、それぞれ説明があった。

ついで、各要望書案について審議を行った結果、特に異議なく、了承された。

6. 学生納付金に関する要望書について

武藤第6常置委員会委員長から次のように提案があった。

国立大学授業料の増額改定及び学部別格差などの動きがあった場合には、いつでも対応でき

るよう要望書を取りまとめることにしたい。ご了承いただければ、早速その準備をすることにしたいが、要望書の文案ならびにその提出時期については、会長及び両副会長並びに第6常置委員会委員長に一任いただけないか。

この提案について異議なく、了承された。

7. 当面する諸問題について

会長から、「当面する諸問題」については討議する時間がなかったが、来る総会では、支援職員問題、教員の任期制、学長のリーダーシップ、入試の問題などを討議する予定にしたい旨述べられた。

8. その他

(1) 第99回総会の日程について

会長から、来る11月13日、14日両日開催の第99回総会の日程を「資料16」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、了承された。

(2) 第100回総会等の日時・場所について

会長から、次回の来年6月総会の日時・場所を「資料17」のとおり予定したいので、ご了承いただきたい旨述べられ、了承された。

(3) 退任理事に対する謝辞

会長から、次回理事会までに退任される西澤理事（東北大学長）に対し謝辞が述べられたのち、同理事から挨拶があった。

以上をもって本日の議事を終了した。

第99回 総 会 (第1日)

日 時 平成8年11月13日(水) 10:00~17:15

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

初めに、吉川会長から開会の挨拶に引き続き、次のように述べられた。

今総会は定例総会であり、各委員会からの審議状況のご報告をいただくとともに、いくつかの案件についてご審議をお願いしたい。

最近、国立大学に関連して社会でいろいろなことが起こっていて、科学技術基本法を中心とする動きは、高等教育機関における研究教育の重要性を指摘するという、いわば我々を励ますような動きである。その一方で、行政改革、財政改革の中では、国立大学の存立そのものに議論が及ぶといった非常に難しい問題も起こっている。一方、大学内部としては、カリキュラムの問題、組織の問題、教育・研究の内容・方法の問題など大学改革に努力の最中であり、こうした内部のことも、外部との関連がどのように調和していくのかという大きな課題を目の前にしているのではないかと思う。さらに、外部と内部の両方に関係する入試の問題を今回中教審で討議される予定ということであり、これも我々として十分検討しておかなければならないという状況にある。こうしたことを踏まえて、国大協として国立大学のあり方について十分議論できればと考えているので協力をよろしくお願いしたい。

なお、大学入試センター試験についてご説明願うため、後刻、大学入試センターの廣重所長にご出席いただくので、ご了承いただきたい。

(1) 会議資料の確認

事務局から、今回総会の配付資料について説明があった。

(2) 日程について

会長から、今回総会の日程については、「資料3」のとおり取り行いたい旨諮られ、了承された。

I 報告事項

1. 学長の交代について

会長から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

(大学名)	(前 任)	(後 任)
東 北 大 学	西澤 潤一	阿部 博之
名古屋工業大学	吉田 彌智	岡島 達雄
和 歌 山 大 学	浅野 敏	守屋 駿二
鹿屋体育大学	今村 武俊	江田 昌佑

なお、大阪外国語大学の池田学長欠席のため宮本附属図書館長が、島根医科大学の高折学長欠席のため下山副学長がそれぞれ代理出席されている。

2. 委員長の交代について

会長から、前回総会以後交代になった委員長について、次のとおり紹介があった。

(委員会)	(旧委員長)	(新委員長)
第7常置委員会	西澤 潤一	丸山 工作
	(東北大学長)	(千葉大学長)

3. 会務報告

会長から、前回総会以後の主な事項については、「資料5」にその概要が記されているが、ここでは簡単にその要点をご報告することとし、その他の事項については、「国立大学協会事業報告書」（「資料6」）をご参照願いたい。なお、国大協宛要望書は「資料7」のとおりである旨述べられ、以下の事項について報告があった。

(1) 審議会等への意見提出について

1) 文部省大臣官房政策課から、『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について〈中央教育審議会「審議のまとめ」の骨子〉』につき意見を求められたので、井村副会長並びに阿部副会長に依頼し、6月28日、意見を出した。（会報第153号参照）

(2) 要望書の提出等について

1) 6月の第98回総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、7月18日、吉川会長、第4常置委員会の梶井委員長、渡辺専門委員ならびに滝沢事務局長が人事院、大蔵省ならびに文部省に赴き、人事院総裁、大蔵大臣、文部大臣ならびに各関係官に要望書を提出し、その実現方を要望した。（会報第153号参照）

2) 6月の第98回総会においてその取扱いを会長及び第4常置委員会委員長に一任された「人事院勧告の取扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告及びその後の動向をみながら第4常置委員会と協議してとりまとめ、9月18日に、第4常置委員会の梶井委員長、渡辺専門委員及び滝沢事務局長が総務庁、大蔵省、文部省に赴き、総務庁長官、大蔵大臣、文部大臣ならびに関係官に要望書を提出し、その趣旨

に則り配慮方を要望した。（会報第154号参照）

3) 6月の第98回総会において意見提出の要望があった『「科学技術基本計画についてに対する答申」の「研究者及び技術者並びに研究支援者の養成確保」』の項目について、7月25日、吉川会長が科学技術庁ならびに文部省に赴き、大沢科学技術会議議員ならびに佐藤文部省大臣官房長に要望書を提出し、教育、研究の支援職員に関する要望を行った。（会報第153号参照）

4) 8月19日、吉川会長が両宮高等教育局長と面談し、教室系技術職員に関する要望を行った。

5) 10月25日、梶井第4常置委員会委員長及び滝沢事務局長が文部省に赴き、両宮高等教育局長、高審議官、早田大学課長に「教室系技術職員の重要性和技術部、技術系専門職の配置等について」の要望書を提出し、その実現方を要望した。

6) 平成9年度税制改正に関する要望につき第6常置委員会において審議の結果、「育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄付金について住民税の控除制度を創設することに関する要望」並びに、「国立大学と民間企業との共同研究で民間企業が支出した法人税額控除制度の延長等の措置を講じること（共同試験研究促進税制の延長・拡充）に関する要望」を、11月1日、自由民主党政務調査会に提出した。

7) 国立大学の授業料について、11月12日、吉川会長、井村副会長、阿部副会長、武藤第6常置委員会委員長、滝沢事務局長が大蔵省に赴き、小川事務次官、小村主計局長、飯原主計官等と面談し、「国立大学における学生納付金に関する要望書」を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。（資料20参照）

(3) 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談について

全大教からの申し入れにより、7月26日、8月8日、10月9日、10月28日に梶井第4常置委員会委員長が全大教の三宅副委員長ほか5名と会い、教室系技術職員の位置づけ、官職の設定等処遇問題について懇談した。

4. 各委員会委員長の報告

各委員会からの報告に先立ち、会長から次のように述べられた。

これより「各委員会委員長の報告」に移るが、委員会の審議状況の要旨を「資料8」として配付してあるので、ご参照いただきたい。なお、協議題となっている部分については、その時に説明をお願いしたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長から概ね次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会（金森委員長）

平成8年10月23日、本委員会を開催した。

1) 専門委員の委嘱について

人事異動に伴い、岡林専門委員の後任として、小林孝男大阪大学事務局長を専門委員に委嘱した。

2) 第1、第4、第7常置委員会の代表者による合同懇談会について

去る9月30日に第1、第4、第7常置委員会の代表者による合同懇談会を開催した。これは教育研究支援体制について意見交換したものであり、その内容について委員長から委員会に報告した。

3) 教育研究支援体制について

継続議題である「21世紀に向けての国立大学

のあり方について」の教育研究支援体制の審議の一環として、合同懇談会の焦点であった教育研究支援体制について意見交換を行った。また、関連して、第7常置委員会から提示された同委員会資料「若手研究者と大学院学生に対する支援」について意見交換した。

教育支援体制については、平成6年から討論を重ねている。平成6年当時、助手及び技官の役割等について議論し、助手の役割が多岐多様であること、教育研究支援の内容をさらに掘り下げて考える必要があること等を考慮して、改善の方策として、技術職員の地位の確立の必要性とともに、任期付きの特別研究員あるいは講師の新設を提案した。キャリアパスとして、助手及び特別研究員から助教授等へすすむ道と、同時に技術職員にすすむ道が想定されるということが議論されたが、その後の状況は大きく変化し、任期付き特別研究員は事実上大きな集団ができつつある。第4常置委員会では、技術職員の地位の確立について議論がすすんでおり、助手についてもそれを定義することが必要であろうということで、討議したが、助手を教育者、研究者のキャリアの第1段階とし、その名称も講師その他支援の意味を含まない名称に改め、実際の職務も支援を含まないものとする意見があった一方、協力体制を組むことは大事なことであり、分野によってはその職務から支援ないしは協力の意味を除くことには疑問が出されるのではないかと、という意見もあった。新しい助手の定義が結論に到達するかどうかは今後の問題だが、問題提起として申し上げる。また、技術職員の地位の確立は当然のことであるが、定員削減その他の影響からその増強を図る方策の展望が開けない状況から、むしろ、教官及び支援組織全体について発想を転換する必要性があ

るのではないかと、ということも議論された。

その他、現在行政改革委員会で議論されている国立大学の民営化について、国大協として、一般論だけでなく個別ないし機能別に国立大学である必要性の議論を深めておく必要があるということも議論したが、一方では、この問題を国立大学内部で議論するのは難しい、という意見もあった。

(2) 第2常置委員会（加藤委員長）

平成8年10月22日、本委員会を開催した。

1) 大学入試センターからの報告

大学入試センター廣重所長から、平成9年度大学入試センター試験の志願者数及び現在検討中の外国語リスニングテストについての検討状況について報告があった。これについては後刻、同センターから報告があると思うのでそちらに譲りたい。

2) 平成10年度における入学者選抜第2次試験（一般選抜）の実施（予定）について

平成8年7月8日付で各大学長宛に会長名をもって、平成10年度入学者選抜第2次試験の①前期日程、後期日程の募集人員の配分比率、②国大協申合せに基づく「分割」に関する例外措置、③後期日程試験の合格者発表期日、について照会した結果、95大学のうち、まだ一部未定もあるが、現段階で前期日程約72.5%、後期日程約27.5%であり、平成9年度の比率(73:27)とほぼ同じである。また、「分割」の例外措置は、まだ未定の大学があるが、10年度から新たに実施を予定する大学が1大学、9年度実施して10年度取り止める大学が3大学あるという状況であり、9年度より増えることはないと思われる。また、後期日程試験の合格発表日は、できるだけ3月23日までとし、24日でも止むを得ないと

いうのが原則であり9年度3大学が24日とされたが、9年度24日とされた大学も含めて未定の大学が10大学あるので確定していない。

3) 国立大学の入学者選抜についての平成10年度実施要領、実施細目（案）についてこれはご審議いただく件であるので、協議のところに譲りたい。

4) 平成9年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領について

当該大学が追加合格者を決定するについては、既に大学に入学手続を完了している者はその対象者としないうとして入学手続状況に関する情報交換の具体的取扱いを定めているが、平成9年度についても従来どおり実施することを決定した。

5) 身体に障害を有する入学志願者との事前協議の取扱いについて

国立大学の受験を希望する身体に障害を有する入学志願者は、過去、共通1次試験の時代はその出願時に出願予定大学と協議済み（又は協議中）であることが要件とされていたが、平成2年度に大学入試センター試験に変わった時にこの要件は撤廃され、各大学がそれぞれ定める期間内で協議することとなり、その後、高校側からの要望を踏まえ、事前協議の期限を前年度の12月15日以降とすることとなった。ところが、このほど身体障害者の団体から、事前協議の期限を殆どの大学が入試センター試験の実施以前の日としているが、入試センター試験の成績を自己採点し志望大学が決まらないうと幾つかの大学と協議する必要がある負担が大きいのので、入試センター試験を受験し志望大学が決まったのうち当該大学と協議できるよう、各大学の事前協議の期限を遅らせてほしい旨要望書が国大協及

び文部省に提出された。これについて本委員会
で検討した結果、各大学の実情に応じてできる
だけご配慮いただけるよう各大学長宛お願いす
ることとし、10月23日付け第2常置委員会委員
長名による書面を送付した。

6) 大学入試の将来ビジョンについて

本委員会の下に設置した入試将来ビジョン検
討小委員会を本年4月19日に第1回を開催した
のち、これまでに4回開催した。現在、新しい
学力観を基本とする入試とは如何なるものが
ありうるのか、つまり、詰め込まれた知識だけ
ではなく、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表
現力などの能力の育成を重視する試験とはどう
いうものがありうるのかということを入試セン
ターの研究開発部から委員の参加を得て検討し
ている。また、諸外国の入試制度について調査
検討している。これまでのところ、各国とも入
試が流動的であることが分かった。引続き、主
要国の入学者選抜についての基本的な考え方、
長所、短所などについて綿密に点検し、平成9
年度の末頃までには小委員会として、各国立大
学が入試改革を検討される際の参考になる一つ
の提言をつくるべく検討をすすめたい。

(3) 第3常置委員会(久々宮委員長)

前回総会以後、10月16日に本委員会を開催し、
就職協定及び育英奨学事業の在り方の問題につ
いて審議した。

1) 就職協定について

10月初旬、根本日経連会長が記者会見し、「就
職協定は決めた以上は遵守を徹底すべきであ
り、各企業が真に協定を遵守・継続する意思が
あるかどうか、就職協定遵守懇談会加盟(312社)
各社のトップに確認したい。その結果、確認が
得られなければ、世話人代表を降りたい。この

場合、協定が廃止されることもあり得る」旨発
言された。発言そのものは企業側の協定違反を
自己批判するという趣旨のものと受け取ってい
るが、企業の人事担当者からは、大学教官から
の個別の要請を断りきれなかったからという反
論も出ているようであり、場合によっては協定
が破棄される事態も予想されるということであ
ったので、就職協定について国大協としてどう
対応すべきか協議した。その結果、就職協定は
成立の経緯からも国公立大学全体で守らなけ
ればならないものであり、国大協としては、あ
る程度の違反行為はあったとしても従来守っ
てきたつもりであるが、改めて総会において、各
学長にそれぞれの大学の教官に協定遵守の徹底
をお願いすることとした。なお、就職問題懇談
会で改めて対応策が出てきたら、それについて
検討することとした。

2) 「育英奨学事業の在り方」に関するヒア リングについて

政府の行政改革に絡んで特殊法人の整理・合
理化の対象に日本育英会が挙がり、また、総務
庁の行政監察で、国公立大学と私立大学間で奨
学金の貸与率に格差があることが指摘されたこ
となどから、文部省高等教育局では、育英奨学
事業の在り方について協力者会議を設けて検討
が行われているが、文部省から協力者会議への
ヒアリングの要請があったので、国大協として
どのような意見をもって臨むべきか、協議した。
その結果、第7常置委員会で検討されている大
学院学生に対する日本育英会奨学金についての
意見を参考に本委員会としては、次のような方
針でヒアリングに臨むこととした。

平成5年6月、文部省高等教育局育英奨学制
度に関する調査研究会がまとめた報告書「今後
の育英奨学制度の在り方について」の方向を基

本的に支持する。その上で、○大学院学生に対し、修士課程については貸与率を当面50%程度に引き上げ、博士課程については給付として貰いたい、○学部学生については貸与額を増やしてほしい、○私費留学生にも奨学金が行き渡るよう考慮してほしい、等の意見を申し述べる。

(4) 第4常置委員会(梶井委員長)

「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」及び「人事院勧告の取扱いに関する要望書」については、会長からの会務報告であったとおりである。教室系技術職員の問題については、協議事項のところで説明したいので、ここでは省略する。

(5) 第5常置委員会(江崎委員長)

1) JUSSEPについて

JUSSP小委員会で推進してきたジュニア・イヤー・アブロードについては、一昨年に九州大学に始まり、昨年は筑波大学と東京大学、今年は千葉大学、名古屋大学、大阪大学、広島大学に広まり、現在7大学になった。住居の問題はか解決すべき諸々の問題があるが、一般的には順調に進展している。この10月にはAAC&U(米国大学協会)のメンバーが来日され、短期留学プログラムの進捗状況の視察と大学及び文部省関係者との話し合いが行われた。

2) UMAPについて

今年8月、ニュージーランドのオークランド市で第5回UMAP(アジア太平洋大学交流)会議が開催された。日本からは、井村国大協副会長を団長に、水岡、西村各第5常置委員会委員及び早稲田大学の西川教授が代表として参加した。今回は、第4回大阪会議までの理念あるいは交流に伴う諸問題を討議する段階から具体

的な交流の施策、特に、短期学部学生交流、国際事務局設置などが討議された。行われた論議の詳細は「資料10」をご覧いただきたいが、一つの論議は、学生達が外国の多くの大学に留学するチャンスを与えられるような「多角的な交流のスキームの促進」ということであり、また、もう一つの大きな課題は、「UMAP国際事務局の設置」についてである。UMAP国際事務局の設置については、協議事項として後刻ご審議いただきたい。

(6) 第6常置委員会(武藤委員長)

学生納付金等検討小委員会を5月29日に第1回を開催したのち、これまでに3回開催し、主として授業料の問題を中心に学生納付金問題について討議し、また、財政制度審議会で議論されている国立大学の法人化、地方自治体移管について意見交換した。

10月2日に本委員会を開催した。初めに文部省から、平成9年度概算要求について説明を伺ったのち、大学課長、研究機関課長、学生課長をまじえて意見交換した。次に、学生納付金問題について、小委員会における論議を委員長がまとめた資料をもとに討議した。小委員会における意見も含めて出された意見は、○第1常置委員会の「国立大学の存在意義」の見解に示されているとおり、国立大学における学生教育は人材の計画的養成という国の施策の目的に沿うものであり、授業料に対して巷間いわれる「受益者負担」という言葉は当たらない、○しかしながら、学生が教育を受けるについてある程度の額を負担するのは止むを得ないが、どの程度負担すべきかは明確な根拠はない、○仮に止むを得ず授業料を増額するとしても、その上げ幅は勤労者の平均給与や物価上昇率の範囲内に留め

るべきである、○学部別授業料を導入すべきという意見があるが、一律の授業料のもとに学生が家計状況に左右されることなくその希望や適性に応じて学部を選択できるということが国立大学の特長であり、これは絶対堅持すべきである、○大学院学生への経済的支援を図る必要がある、この観点から、TA、RA、PD等の人数の大幅増を図るとともに、授業料を学部学生よりも低額とし、特に博士課程ではより低廉であることが望ましい、などであった。

なお、会長からの会務報告にあったとおり、平成9年度税制改正に関する要望(「育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄付金について住民税の控除制度を創設することに関する要望」及び「国立大学と民間企業との共同研究で民間企業が支出した法人税額控除制度の延長等の措置を講じること(共同試験研究促進税制の延長・拡充)に関する要望」)を本委員会としてまとめ、理事会(10月30日開催)の承認を得て11月1日、自由民主党政務調査会宛提出した。

また、同じく会長から報告があった「国立大学における学生納付金に関する要望書」については、予め理事会(10月30日開催)に諮り、その案文及び取扱いについて一任いただいていたが、急遽要望書を取りまとめ、これを昨日、大蔵省に持参し提出要望した。

(7) 第7常置委員会(丸山委員長)

西澤前委員長の下に「若手研究者と大学院学生に対する支援」の問題、「科学研究費の配分と評価」の問題のほか、大学院のあり方、文献等の複写を含めて学術情報の問題、生涯学習の問題等について検討をすすめてきたが、「若手研究者と大学院学生に対する支援」及び「科学研究

費の配分と評価」については大方のまとめができたので、本総会に提出することとした。(「資料13」、「資料14」)

「若手研究者と大学院学生に対する支援」については、主としてRA、TA、PDのあり方を論じた。主な点は、一つは、若手研究者や大学院学生が学業や研究を安定的に続けられるような奨学金を保証するようにしたいということである。もう一つは、ジュニア・アカデミック・ポジションとしての助手については一律に助手とするのではなく、たとえば、PDを経て講師に採用するとか、学部学生の実験指導員あるいは上級専門員への道などもっとポストを多様化する必要がある。この問題は、第1常置、第4常置両委員会とも協議しつつさらに議論をすすめたいと思っている。

「科学研究費の配分と評価」については、一つは、科学研究費の期間について現行(2年~4年)のほかに5年~10年程度の長期のものも認めるべきである。研究費が長期にわたって保証されることがわが国の基礎研究を促進する上で必要である。もう一つは、審査の方法に関してである。科学技術基本法が制定され、一層研究費の増加が期待される中で、より適切な審査のあり方が求められる。そこで、審査の方法について、たとえば助教授クラスの若手研究者にいろいろな学問分野において未来予測的アンケートを実施し、5年程度のちにその見通しが正しかった人を審査員とするという審査システムを提案したい。具体的な方法は「資料14」をご覧ください。

ここで会長から、去る9月30日開催の「第1、第4、第7各常置委員会の代表者による合同懇談会」について概要次のような報告があった。

前回総会で、大学における支援職員問題が重大な時期に差ししかかっているということで大きな議論になった。支援職員問題は構造的現象であるという指摘もある。一つは定員削減が集中的に支援職員に及ぶこと、もう一つは学問の展開に関連して振替えが行われる際に助手職から教授職への振替えが行われるため、助手が減少しているということである。最近、科学技術基本法の制定に伴い科学技術基本計画が策定され、その中で研究支援体制の強化が謳われ、たとえば、国立大学における研究支援者については、教授・助教授1人当たり0.5人程度配置することが望ましいとしているが、一方、その充足には外部依託やRA等を導入することが示されている。この点については、国大協として、教室系技術職員は独立の官職として重要であり、大学の教育研究を支える大きな柱の一つであるという位置づけとずれてしまい、問題点である。また、助手の性格がアカデミック・キャリアとして位置づけられている点において、これを軽視することもキャリアとしてのギャップが生じてしまい、問題である。このように幾つもの問題があるということで、支援職員問題を特に組織論の観点から関係の第1、第4及び第7各常置委員会が臨時的に集まって意見交換を行った。結論は出なかったが、それぞれの委員会のご意見を一口に言うと、第1常置委員会は、現在の組織体制のままでも各大学、あるいは各学問分野によって職の制度を弾力的に使うことができるのだから、それはそういうものに任せておく方がよいのではないかという意見が強かったのではない。第4常置委員会は、官職の確立と処遇の改善という観点から教室系技術職員の専門行政職への移行を目指しつつ、当面、現行行政職（一）俸給表の中でも処遇改善を求め

ていく、ということであり、これについては特に問題はなかった。第7常置委員会は、現状分析は第1常置委員会と同じだが、多様な職に対応するようないろいろな職を設定する中で助手を一つのアカデミック・キャリア・パスの中の一段階として明確に位置づけていくべき、ということだったかと思う。今後も必要に応じて合同懇談会を開き、一貫した国大協としての方向がとれるようにしていきたい。

ついで、金森第1、梶井第4、丸山第7各常置委員会委員長からそれぞれ次のような補足があった。

（金森第1常置委員会委員長） 第1常置委員会として、今の助手をそのままにしておくという意味ではないが、職務が多様多様であるからそれぞれを細かく定義してそれに応じて職を設けることが実際的であるかどうかという点については疑問を持っている。ただし、全体をうまく包括するような適当な表現が不可能とは思っていないので、教育研究体制の一環としてそれを議論していきたい。

（梶井第4常置委員会委員長） 技術職員を専門職として確立し処遇の改善を図るべく検討をすすめているが、技術的業務に携わる人は技術職員だけでなく、教務職及び助手職の中にもいる。教務職員及び助手をどう位置づけるのか、制度の問題としてはっきりさせることが技術職員問題を解決する上でも必要であると考えている。

（丸山第7常置委員会委員長） 第7常置委員会としては、助手問題についてさらに検討していくつもりでいるので、ある程度時間をおいて合同懇談会を開かれることを希望する。

(8) 医学教育特別委員会（石川委員長）

前回の総会以後、2回委員会を開催した。8

月9日は、初めに文部省寺脇医学教育課長から、問題になっていた卒後臨床研修の必修化は、財源難が原因で現時点では白紙の状態になった旨、また、文部省では卒後臨床研修について引き続き「大学附属病院における卒後臨床研修の在り方に関する委員会」で検討しており、近く「意見書」を作成する予定である旨説明があった。これを受けて、本委員会の今後の検討方向について協議した結果、卒後臨床研修のあり方については、文部省、厚生省で検討されているだけでなく国立大学医学部長・病院長会議でも検討されているので、卒後臨床研修の問題についての審議に入る前に、医学教育のあり方について基本的に検討することとし、良い医師を育成するための教育システムについて討議することとした。

これを受けて、10月21日開催の委員会は、医学部入試の多様化とメディカルスクールについて検討した。現在の入試制度では、医師としての適性や意欲を判断することは難しく、入試を改善し多様な学生を入学させる必要があるということで意見が一致した。今後の改善策として一つは、編入学制が多様な学生を入学させる見地から好ましいという意見があったが、一方、特に単科の医科大学のように当初から6年一貫教育に取り組んできた委員からは、やや否定的な意見が出された。また、メディカルスクール制度については、現在の6年一貫教育との関係、そのほかどのような問題点があるか明らかにすべく、近く専門委員会を開催し、現行カリキュラムをもとにシミュレーションを行い、その結果を踏まえてこの制度の創設の可能性について検討したい。

(9) 教員養成特別委員会（蓮見委員長）

2つの問題について報告したい。

1) 附属学校調査の中間まとめについて

国立大学の全附属学校(261校)を対象に行った調査(基礎的事項の調査、校長宛調査、副校長宛調査、教員宛調査)結果について、このほど中間的まとめができた。この調査の趣旨は、最近、国立附属学校についていろいろな批判が強まり、廃止ないし規模の縮小ということがいわれているので、附属学校の実態を改めて調査し、その役割や今後のあり方を検討しようということにあった。中間まとめの要点としては、○教員の構成は公立学校とやや異なり、たとえば女性教員の比率が低いとか在職年数等も特徴がみられる、○人事交流については、県や校種によって活発なところとそうでないところがある、○教育実習については、重要だとしているが、十分な指導を行う上で学生数の適正化が必要とされる、○附属学校のエリート化という批判に対しては、多くの教育実習を引き受けることから児童生徒に復原力が必要であるので一定水準以上の選抜を行うことは当然少なくない、○勤務についての教員の満足度は余り高くない。満足の理由としては、研修の機会が多いとか、大学の教官と交流できるなどであり、不満の理由は、公立学校との給与格差、勤務条件が厳しいなどを挙げている、○附属学校の現状については、比較的成果を挙げていると自己評価し、先導的な実験学校としての役割を果たしていることを挙げている、○附属学校不要論や縮小論に対しては、多くが批判的であるが、中には附属学校に対し批判があるのは分からないではないという意見もある、○附属学校の改革が必要であるという意見が多く、その内容として、教員の待遇、施設設備、勤務条件等を挙げている、ことなどである。調査結果の問題点の一つ

は、あまり密接とはいえない附属学校と大学との関係の改善を挙げる意見が殆ど見られなかったことである。今後さらに調査結果の整理をすすめ、報告をまとめたい。

2) 教員養成の改善策について

去る7月末に提出された中教審の第1次答申を受けて、教育職員養成審議会に「新たな時代に向けた教員養成の改善の方策について」について諮問され、同審議会で審議が始まった。その諮問の一つは、教員養成のカリキュラムの改善等の検討を求められたものであり、①いじめに対応できるような教育相談（カウンセリングを含む）、国際化・情報化に対応できる能力、理科教育の振興、環境教育や特殊教育等について、②実践的指導力を高めるための教育実習の期間の再検討・内容の改善について、③教科に関する科目と教職に関する科目とのバランスについて、などである。これらのことは、教育学部は勿論のことその他の学部においても影響するところが大きいので、委員会で検討した。各委員会から、○教員免許を取得するためのカリキュラムはかなりの単位数となっており、これをさらに膨らませるのは必ずしも適切ではない、大学の教育は、むしろ必修科目をふやさない方向にあり、それと矛盾することになる、○開放制の教員養成制度を動揺させるような内容については慎重でなければならない、などの意見があった。今後、審議会に加わっている国大協関係者を通じて委員会の意見の反映を図りたい。

5. 各地区学長会議の状況報告

会長から、前回総会以後今総会までの間に開催された各地区学長会議の模様について各当番大学からご報告願いたい旨述べられ、各当番大学長から次のような報告があった。

(1) 東北地区（吉原福島大学長）

10月7日、8日の両日開催し、①身障者の勉学を可能とする学内諸条件の整備について、②当面する諸問題について意見交換した。①については、各大学の実状を紹介しあったが、設備の面などで、医学部を有するところとそうでないところ、建物の経過年数によりかなり差異がみられることが確認された。②については、第7常置委員会で検討中の科研費の配分の審査員の選出方法について、西澤東北大学長から説明を伺い、それを巡って意見交換し認識を深めた。

(2) 関東・甲信越地区（廣田総合研究大学院大学長）

10月18日に開催した。協議題は、①大学における学術研究の振興方策について、及び②21世紀初頭における大学の教育・研究・生活情報の受信・発信のあり方についてである。当日は文部省から、中西学術国際局審議官及び若松高等教育局企画課長も出席され、中西審議官から「科学技術基本計画」についての解説を、若松課長から、大学審議会報告「大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ」を中心に報告をいただいた。

①については、科学技術基本計画をうけて各大学でどのような取組みをしているか、現状報告をいただいた。問題点、今後すすむべき方向について、いくつかの大学から披露があり、有意義であった。②については、○情報通信が急速にすすんで大学もそれに晒されていて、特に図書館への影響が大きい、○社会とのコミュニケーションという観点から情報革命とどう向き合っていくか、○情報の受信・発信の機能を大学にどう取り込んでいくか、が問題であり、これらについて意見交換を行った。

(3) 東海・北陸地区（加藤名古屋大学長）

11月7日、8日の両日開催した。協議事項の一つは、主に教養部改革を実施された総合大学を中心として、教養教育の現状と課題の具体的問題点について話し合った。もう一つは、入試改革の取り組み状況について、学力試験を行わない入学者選抜を行っている、主として後期試験についての話し合いを行った。また、承合事項として、①単位互換の実施状況について、②学生の就職支援について、各大学の資料を取りまとめた。

(4) 近畿地区（佐藤兵庫教育大学長）

10月31日に開催した。入試の問題が中教審で審議されることが予想されたので、大学入学者の選抜方法について意見交換した。内容としては、選抜の基本理念、大学入試センター試験のあり方、個別試験のあり方（分離分割試験の状況、評価、試験科目数、選抜基準の多様化、推薦入学のあり方、等）、大学入試の教育制度全体への影響など、それぞれの大学の考えと課題などである。

(5) 中国・四国地区（立川高知大学長）

10月28日、29日の両日開催した。協議題は、①「中国・四国国立大学共同利用研究等検討委員会等の廃止について」及び②「社会に開かれた大学と生涯学習について」である。①については、ここ数年開催していないので、この際廃止し、共同して取り組むべき問題が生じた場合には学長会議で随時取扱うこととした。②については、今後、国立大学は社会に開かれた大学としてさまざまな役割を果たすべきであるし、また、外側からの期待もあるであろうという前提で、どのようなことがあり得るかフリーター

キングした。

6. 大学入試センターからの報告

大学入試センターの廣重所長から、大学入試センター試験に関する次の事項について報告説明があった。

① 平成9年度大学入試センター試験の出願状況について

平成9年度大学入試センター試験の願書受付を去る10月22日に締切ったが、11月8日現在で志願者数は599,996人で昨年より25,881人上回り、過去最高となった。このため、地区によっては、受験生が予めお願いしていた数を越えるところがあるので、これらの地区の大学には試験室の増設を煩わせることになるが、当該大学にはよろしくご配慮をお願いしたい。なお、確定志願者数は12月上旬に公表する予定である。

② 平成9年度大学入試センター試験の前年度との主な変更点について

前年度との大きな変更点は、○A、B両科目を出題するなど、高等学校の新教育課程の実施に伴い出題教科・科目が大幅に変更されたもとの初めての試験であること、○新・旧両教育課程が混在していること、○試験の実施期日を1月第2週の土曜日、日曜日から第3週の土曜日、日曜日に繰り下げたこと、○科目間の得点調整を廃止したこと、○正解の公表に際して枝間の配点まで公表することなどである。

なお、得点調整を廃止したことに伴い、大学独自に得点調整をお考えの場合は、受験生が混乱を来さないよう、予め募集要項にその基準や方法を明記することが必要になるかと思われるが、センターとしては、大学から要請があれば得点調整に必要な資料提供に応じたい。

③ 外国語のリスニング・テストについて

予て、センターでは調査検討委員会を設けて、外国語のリスニング・テストについて主に設備・技術上の観点から検討を行ってきたが、このほど同委員会から、「現時点では、円滑かつ安全に実施することは難しい。ただし、将来より安価で操作が簡単な機器が開発・普及することになれば実施の可能性もある」旨検討経過報告があった。センターとして引続き検討をすすめるが、既に平成9年度及び10年度については旧教育課程履修者に対する経過措置期間であることから実施しないこととしており、平成11年度以降これをどう扱うかは、平成11年度の出題教科・科目の出題方法等を公表する平成9年5月頃までに方針を決定したいと考えている。

II 協議事項

1. 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正について

会長から次のように述べられた。

昨年秋の第97回総会で本協会の組織改正が承認され、新たに第7常置委員会が設置された。発足当初の同委員会は各常置委員会から推薦された委員により構成され、今回の改選期（平成9年6月総会）までは暫定措置として、他の委員会委員を兼務している。ついては、今回の委員改選に備えて各常置委員会委員の定数の改正案を作成したので、ご審議いただきたい。

引続き会長から、「国立大学の代表者である常置委員会委員の総会選出要領の一部改正」（案）（「資料16」）について説明があったのち、審議が行われた。

その結果、異議なく、これが承認された。

2. 国立大学の入学者選抜についての平成10年度実施要領、実施細目について

加藤第2常置委員会委員長から次のように説明があった。

去る6月総会において、平成10年度入学者選抜の基本方針として、平成9年度から「分離分割方式」に統一したばかりであり平成10年度も平成9年度に引続き「分離分割方式」で行うことが了承されたので、本委員会として、平成10年度の実施要領、実施細目の原案を作成した。それが「資料17」である。

原案は、基本的には平成9年度と変わりなく、暦の関係で、第2次試験の出願受付を1日早めた以外は曜日の変更のみである。この原案を予め各大学に送付し意見を伺ったところ、3大学から意見等があった。その一つは、「入学手続前期締切期日について原案は3月14日の土曜日としているが、土曜日は銀行等が休業日であるので、これを3月13日（金）又は3月16日（月）に変更してほしい」、二つ目は、「合格者の入学の歩留り率を高めたいので、前期日程の合格者発表日を原案（3月6日）より1日早めて3月5日にしてほしい」、三つ目は、「大学入試センター試験を課す場合の推薦入学について、大学入試センター試験の成績請求から合格者の発表期限まで1週間程度であり日程的に窮屈であるので、2週間程度期間を確保できるよう変更してほしい」というものである。これらの意見等について検討した結果、いずれも全体の入試日程を変更せざるを得なくなるため、3大学にはこの旨ご説明しご理解いただいたので、原案どおり提案申し上げたい。

以上のような説明のあったのち、会長から「資料17」の「国立大学の入学者選抜についての平

成10年度実施要領、実施細目」(案)について諮られ、審議が行われた。

その結果、異議なくこれが承認された。

3. UMAP国際事務局について

江崎第5常置委員会委員長から、配付資料をもとに次のように説明があった。

昨年8月開催のワーキング・パーティで、第5回UMAP会議においてUMAP国際事務局設置の決定を行うことが合意され、合わせて日本も設置国の候補に上がった。これを踏まえて、UMAP小委員会で対応を協議した結果、「UMAP構成国から求めがあれば、日本に国際事務局を設置することを検討する方向」になったので、この旨第5回UMAP会議に提案した。「資料18」〈参考資料2〉この提案は了承され、具体的設置方法等について、来る11月末までに、日本側が案を作成し、タイ、オーストラリア、ニュージーランド、日本の4ヶ国の代表による検討会に付議することとなった。

9月30日開催の常務理事会で協議した結果、UMAP国際事務局の設置について次のような方針で対処することとし、本委員会に具体案の作成が求められた。

①UMAPの運営管理は、原則として全参加機関(国)のイコールフットイングで行われるべきであり、財政負担も平等(応分)でなければならない。国際事務局の設置についても、この原則により行われるべきである、②国際事務局を設置した場合の運営経費について、現段階で参加機関(国)の拠出金、日本における国の補助、国・公・私立大学の負担金を求めることは困難と思われる、③したがって、国際事務局設置の方法としては2段階方式が考えられる。○第1段階として、特定の大学のボランティア

等で仮事務所を設け、事務の諸経費を日本側で負担する、○第2段階として、全参加機関(国)が平等(応分)の負担に応じ、国際事務局運営の財源について所定の額を確保しうる時期がきたときに正式な国際事務局として発足し、本格的な業務を行う、④公立・私立大学の団体にもこの趣旨のもとに参加を呼びかけ、UMAP国際事務局設置の検討会を早急に設ける。

そこで、10月7日開催の本委員会及びUMAP小委員会において、この方針のもとに検討し、さらに10月18日に国立大学協会、公立大学協会及び日本私立大学団体連合会の三者による「UMAP国際事務局設置検討会」を開催して協議のうえ、UMAP国際事務局設置についての原案(「資料18」)を作成した。これについてご審議いただきたい。

引続き、第5回UMAP会議に日本代表の団長として出席された井村副会長から、会議の報告の補足とともに、UMAP国際事務局設置に日本が積極的な役割を果たす必要性が述べられた。

ついで会長から、「資料18」の「UMAP国際事務局の設置について」(案)について諮られ、審議が行われた。

その結果、異議なくこれが承認された。

4. 教室系技術職員の処遇問題について

前回ご報告したとおり、教室系技術職員の専門行政職俸給表適用について人事院の態度は極めて固い。人事院が問題としているのは、①現行、専行職は、公権力の行使に専門的知識を必要とする職種に限定されている、②大学の技術職員はその職務内容が著しく多様であり、均質性がない、③教室系技術職員は省令上に規定が明記されていない、ことなどであり、その後も

状況は動いていない。そこで、去る7月26日に本委員会を開催し、これまでの経過を踏まえ今後どのように対応していくか協議した結果、専門行政職俸給表適用は引続き求めていくが、当面、官職の設定、組織化、職務権限の省令上の明確化を図り、現行行政職（一）俸給表の中で処遇改善をすすめていくことが現実的なステップではないか、そしてその経過の中で、一つの固まった職種に達した段階で人事院に専門職種としての俸給表の設定・適用を要求することにしてはどうかという意見になった。8月5日開催の常務理事会にこの旨報告し協議した結果、○引続き専門職俸給表適用を目指し、当面の方策として、○省令で官職を設定し現行行政職（一）俸給表の中で処遇改善を求めていく方針とし、これを文部省に要望することとした。なお、官職の設定ということは教育研究組織に関わることなので、会長が高等教育局長に面談し、口頭で要望することとした。その後、8月19日、会長が高等教育局長と会って要望を行い、さらに梶井委員長が、10月25日、要望書を提出し高等教育局長、審議官、大学課長に要望した。そして、10月28日、本委員会を開催し、この問題についての文部省内の検討状況をも踏まえて検討を行った結果、先の方針に従い、省令化を含め、技術職員の位置づけを明確化する官職の設定を求めていくが、諸般の状況から、まず、訓令上の措置として可能な職制の設置を求めていくこととした。「資料19」は、考えられる具体的な技術職員の職制等のモデル案である。

以上のように述べられて、引続き同委員長から、「資料19」について説明があった。

以上の説明について質疑応答があったのち、会長から諮られ、第4常置委員会の技術職員問題の今後の取扱い方針を了承した。

5. 当面する諸問題について

初めに、会長から次のように述べられた。

大学設置基準の大綱化以後、大学審議会では、大学運営に関して学長のリーダーシップの問題とか、大学院のあり方の問題等が議論され、最近はこのほど答申が出た大学教員の任期制の問題等が議論されている。さらに、将来構想部会では、大学を取り巻く環境が大きく変わるという予測のもとに、高等教育の将来構想についての議論が進行している。

一方、総務庁の行政改革委員会や大蔵省の財政制度審議会などで、行政改革、及び財政改革それぞれの観点から国立大学の見直しが議論の対象になっている。行政改革委員会や財政制度審議会の議論は、従来の組織の必要論では終わらない、明日の日本に向けてどういう役割を果たしていくかを示すべきというのが基本的姿勢であるように思う。その点で国立大学に積極的な意見表明が少なく、それが既得権益を守ろうとしているかのような印象を与えるという人もいる。それに対し、国立大学としてどう打って出るのが問題である。現実に行っている国立大学の法人化問題をはじめ、さまざまな問題について、より大きな社会的流れの中で捉えて、将来の国立大学がどうあるべきか論理を展開しなければ通らない状況がくるように思う。このような状況を踏まえて自由にご発言いただき、できれば共通の考え方を抽出し、それを踏まえて国大協として具体的に何かできればよいと考えている。

引続き、井村副会長から次のように述べられた。

この8月に大学審議会のメンバーと財政制度審議会のメンバーの話し合いがあったが、その

時の模様をかつまんでご報告し、本日の議論の下敷きにしていただきたい。

財政審としては、240兆円を越える国の累積赤字の解消に向けた財政再建は不可欠とし、文部省に関しては、国立大学の民営化(法人化)、あるいは地方自治体への移管、義務教育教員に対する国庫負担の廃止、教科書無償配付及び給食費助成の廃止などが話題となった。そのとき、従来国立大学は、①理工、医、農等の学校経営的に採算がとれにくい分野の教育を重点的に負担しており、これらは今後も公的教育でないといけない、②研究についてもどの分野を通じても高い比率で国立大学が担い、これもまた、学校経営上は採算のとれない分野である、と2つの理由を挙げて国立大学の存在の必要性を述べた。財政審は専ら国の赤字解消の視点からの議論であり、国大協としては、日本の将来にとって高等教育はどうあるべきか、将来像を見据えて方向を打ち出していく必要がある。国立大学の民営化、自治体移管は財政審が既に出した報告書の中でも、はっきり謳っているのだから、それに対し、国大協はどういうスタンスで反論していくかが課題になると思う。

会長及び副会長から、以上のように述べられたのち、次のような意見交換が行われた。

○ 財政審などで、国立大学の民営化論や地方自治体移管論が出てくるのは、その背景に国民の支持があるからだと思う。たとえば、国立大学の組織の非効率、授業料も含めて不公平感がある。国立大学が過去に成果をあげ現在も大きな役割を果たしていることは事実であるが、それと、国立大学が今後とも国立であらねばならないかどうかは別の話である。授業料問題にしても、最早、教育の機会均等を論拠にしては説得性に欠ける。たとえ

ば、国立大学は競争の原理には馴染まない分野を担うということであれば、それを国大協としてきちっと打ち出すことが必要だ。

○ 大蔵省に要望に出向き話し合ったかぎりでも事態は相当に深刻というのが実感だ。授業料の問題だけでなく、たとえば、教員になった場合の育英奨学金の返還免除制度は検討の余地があるのではないかと指摘があった。また、国立大学が国民から必ずしも評価されていないのではないかと、といった厳しい内容の発言があった。それについては反論したいところもあるが、今のような時代にあっては、国立大学として、きちんと責任を果たしているというだけでは不十分であり、自分の大学あるいは国立大学全体として行っている種々の活動を社会に理解してもらえよう外部に積極的に広報していくことが必要である。

○ 外の波が大きくわれわれの方に押し寄せてきている中で、われわれとして何ができるかを真剣に考える必要があると思う。大学改革をサポートする観点からも、教育研究のレベルの維持を前提に、国立大学に課せられているさまざまな規制をできるところから緩和してほしい。

○ 高校卒業生のほぼ60%が大学・高専に進学するようになったが、最近の18歳人口の減少と少子化現象から、遠からず大学全体の定員が進学希望者数を上回るようになり、一方で、今後ますます情報化がすすみ、時代環境が大きく変化する時期を迎えている。それに対応する国立大学のあり方を考えていかなければならない。世界的にも国家レベルでも統合とか再編といったある種のリストラがすすんでいる時代にあって、国立大学もそれぞれの大学は個性を持ちつつ、人事交流も含め、

大学間、学部間の交流を活発にし、いろいろな形でリストラ、再編、統合が必要である。そういうことにわれわれはディフェンシブであってはならない。

- 外に向って、国立大学の存在意義を理解してもらい努力は必要であるが、人材養成とか研究業績の成果を言っても納得を得ることは今は難しい状況にある。これからの国立大学はこれまで以上に何か特色を出すことが重要になってくると思う。そのためには特に学長のリーダーシップが求められると思うので、それが発揮しやすくなるような方途を国大協として考えることが大切ではないか。たとえば、いわゆる学長裁量経費の増額や配分のあり方などの点で、知恵を出し合ってはどうか。
- 仮に国立大学を法人化あるいは地方自治体に移管した場合、長期かつ大幅に教育研究のアクティビティが低下することは間違いない。いま起きている波は政治的パワーであり、国大協としてはパワーにはパワーをもって対応すべきだ。
- 国立大学には、自己改革の能力が乏しい。それは、企業の場合マネジメントの主体は明確だが、国立大学では、文部省がその役割を担っていると思うが、人事権や予算配分権の所在がすっきりした形になっておらず、構造的に改革がしにくくなっているように思う。
- 個々の大学としては、それぞれ独自の存在理由をもった大学になることが必要であろう。その面で国立大学同士の競争はあっていると思うが、国大協としては、国立大学全体を通じた政策を提示すべきと思う。その際、理工系、医学系の重要性だけでなく文系についても国立大学の果たす役割を主張すべきで

あり、また、生涯学習、社会教育も視野に入れて論ずるべきではないか。

- 国立大学の存続を主張するには、国立大学の範疇で論ずるだけでなく、迂遠のようではあるが、国・公・私立を含めて、大学とは何か、いかにあるべきか、ということから始める必要があるように思う。そうでないと、積極的な国立大学存続の必要性は出てこないのではないか。
- 国立大学が自己改革能力をつけようとする、それは学部の自治に抵触することになるが、それでよいのかという問題が生じる。また、大学を越えて国大協として提案することが各大学の自治に影響を与えるのではないかという問題も出てくる。仮に学部の自治と抵触してもよいとすれば、たとえば、定員について、同じ定員の枠内であれば学部、学科等の構成を変えるのは、大学の自治の問題として、それを認めることを文部省に働きかけ、各大学でもそういう方針をもって臨むということ、国大協の総意としてこの場で表明することはできるのではないか。
- 国立大学が理工系、人文系を問わず一貫して日本の学問を支える機能を果たしてきたことを確認し、その上に立って、今後、国立大学としてなすべきことは何かを考え、実行していくべきである。たとえば、教育公務員特例法については、これが外れれば研究がしやすくなるという意見もある。特に学長のリーダーシップを発揮しようとするとき、これが、阻害要因になることはないか。こういう問題も含めて国大協として、理念論に終わらないよう、問題を具体的に提示することが必要だ。
- 国立大学は教特法その他、設置法、省令等で細かく規定され、自己改革の余地がないよ

うなシステムになっている。これをどうにかしようとするとき、2つのスタンスがありうる。一つは部分的あるいは漸進的に改良していくシステムである。これなら、たとえば学長の権限についてどこをどう広げていけばよいのかといった議論は可能だ。しかし、権限を緩めていくと結局、国立大学を縛っていた護送船団方式の仕組みが崩れることになるので、良い面としては大学としての特色が出せる一方、システムをどこまで崩していったよいかということが問題になる。システムをまったく自由にするとということであれば、それは、国立大学として考えるというよりは個々の大学がそれぞれの生き残りをかけて考える、というスタンスの方がすっきりしている。国大協としては部分的改良の方向で努力すべきということであれば、第1常置委員会として議論する用意はある。

- 今、手を打たないと、国立大学は数年のうちに危機が止めようのない形で出てくると思う。最終的には個々の大学がどう対応するかにかかってくるが、少なくとも国大協として改革の意見をまとめ、それを公表することが必要だ。
- 国立大学の今日の状況は昭和50年代に似ていると思う。昭和50年代前半に臨時行政調査会が行政改革を訴え、それを契機に長期間、国立大学の文教施設費が半減した歴史的事実がある。過去の苦い思いを繰り返さないよう国大協として早急に先手を打つべきである。
- 時代が大きく変わりつつある中で国立大学は時代の要求に対応できなくなっているのではないかという声を聞く。国立大学の動きが極めて少ないということで不信感があるように思う。仮に国立大学を民営化するとどうい

うことが問題になるか、各大学の中で議論を高めるとともに、外に向っても積極的に民営化の不合理性を理解してもらえるよう発言していくことが必要だ。また、改革を目に見える形で示していくことが必要と思う。たとえば、学生を地域ごとにまとめてとり、地域内のどの大学で単位をとってもよいといったような思い切った改革を考えていかないといけないと思う。

- 国が240兆円を越える財政赤字を抱え、行政改革に関連して国立大学に求められてくるものは生易しいものではないと思う。この危機を乗り越えていくには、国立大学がなぜ必要なのか、民営化が何故問題なのかについて国立大学教官の中から専門家により委員会を設けて検討し、そこでまとめられたものを、理事会、総会で審議するというように、実行性のある形ですすめられないか。
- 大学設置基準の大綱化にはじまる多様化の中で、大学の自由化は内部的には速度は遅かったが努力はしてきた。そのことに国立大学はエネルギーを蓄積しているという自負はもってよいのではないか。国立大学が外部の力に対抗できるとすれば、それは、自由競争を前提に個々の大学がそれぞれ個性をもつということを示す中でしか対抗できないように思う。
- 自由化を求められていて、一方で規制緩和といいながら規制をのぞむところが払拭しきれていないのが日本の一般的状況かと思う。大学も個性化といわれるが、国立大学としては、一つになって防衛したいという意識がゼロではないように思う。大学として何かを変えようとしたとき、学部自治の壁もあり、どう大学を変革していくか難しいが、重要な点

は、さまざまなチャンスにだれもがイコールなチャンスとしてアブライ出来るようにしておき、それに乗らない場合、あるいは、アブライしたが落ちた場合はペナルティを受け、おいていかれる、そういう方法で活性化を見出していく途がないものか。

- この問題を各大学に持ち帰って学内で承知すると同時に、この問題にかぎって臨時総会を開いてでも積極的に手を打つことを考えるべきと思う。
- 国大協総会で決めたことが、そのまま各大学を拘束することにはならない。従来の方ととらわれず、たとえば、大学審議会の「大学教員の任期制」の提案について国大協として見解を出し、それを各大学に投げかけて議論を誘発することも必要ではないか。
- 国大協として何が出来るか。過去にたとえば、国大協として入試に共通一次試験の導入方針を決め、各大学を合意に導いていった事実がある。その意味では、喫緊の課題については総会が方向を出しリードしていくべきかと思う。いま、国立大学の喫緊の課題として何があるかとなると、その一つに、競争ということがあると思う。それは当然各大学の個性化につながることである。ただ、私立大学でできなくて国立大学で何が出来るか考えると、既に提案があったが、学生の学修につい

て広域的に考えることくらいしかないように思う。

- 地方の国立大学からみると、大学が地域の活性化とか、文化に対する貢献度は大きいと思う。仮に国から地方自治体に移管されたら長期に大学の機能が低下するか財政負担に堪え切れなくなるところが出てくる可能性がある。また、私立化すれば、いずれは経営環境のよい土地に移転することもありうる。国立大学が全国に配置されていることは、日本全体をバランスをもって発展させる上で重要なことだ。

概ね、以上のような意見交換があったのち、最後に会長から次のように述べられた。

本日の議論を伺って、現代の状況に各大学が切実感をもっていることや、大学がもっている問題についても共通認識をもっていることが理解された。そういう点で国大協として一つの問題意識をもちうるということ強く感じ、国大協が一つの個有の機関として行動することに意味のある時期であるという認識も改めて強くした。明日は、具体的に問題を絞り、大学教員の任期制の問題、入試の問題等を討議いただく予定としたい。

以上をもって第1日目の総会を閉会した。

第99回 総 会（第2日）

日 時 平成8年11月14日（木） 10：00～12：15
場 所 学士会館（神田）210号室
出席者 各国立大学長

I 協議事項

1. 当面する諸問題について

初めに、会長から次のように述べられた。

昨日の議論を一口にいうと、学長というのはその機能が社会的によくみえていなかった、それが議論を通じ、現在の大学に起こっている制度の問題にしても、大学運営の問題にしても、最もどういう問題があるかということ認識しているのは学長であるということが明らかになってきた、ということであると思う。ところが、現実には、学校制度について論じているのは、経済なり教育なりそれぞれの専門家であり、そのほか大学外の人々であって、その意見が制度に影響を与える仕組みになっている。そうした人たちの意見を聞くことは必要であるが、最終的に責任をとるはずの学長が必ずしも制度に影響を与えていない、というズレを社会につくっている。それに対し学長が声を挙げる必要がある、というのが昨日の議論の側面かと思う。それをもう一步すすめていけば、国大協という国立大学間を調整する機能と学長が社会的責任を果たすために発言していく場としての機能を大いに使うべきということになるかと思う。

本日は、できれば、大学教員の任期制、入試等の問題について意見を賜りたい。

ついで、阿部副会長から、大学教員の任期制について次のように問題提起があったのち、任

期制について以下のような意見交換が行われた。

財政制度審議会その他で国立大学に逆風が吹いている。それは、単なる風でなく、国立大学の存続の基盤が問われているということでもある。最終的には、個々の大学の努力にすべてがかかっているわけだが、国大協としての姿勢も問われていると思う。国の財政赤字の累積の問題もあるが、われわれとしては、やはり改革を進めるなかで研究と教育を守っていくという姿勢を示す必要がある。このほど大学審議会が答申した「大学教員の任期制」についても、国大協としての姿勢、態度を示す必要があると思う。個々の大学の学長としての立場もあろうが、日本の教育研究の実質を担ってきた大学として、この答申についてどういうことがいえるか、あるいはいわなければならないかを議論していただきたい。

（大学教員の任期制について）

- 今回の大学審議会の答申が出る前に部会がまとめた審議の概要について、国大協として意見を取りまとめて提出し、提示された任期制について疑問や問題指摘を行ったが、それについて大学審議会はどう受け止めたのであろうか。諸外国では任期制をとっている国でも、教授、助教授まで含めて任期を付しているところは殆どないが、敢えて教授も含めて対象職種を限定しないとした理由は何か。特に、助手を主として取り上げたのはどうい

理由か。また、恒常的に教育研究に当たる教官に任期制をつけるのと、外部から人を招へいする研究プロジェクトに任期制をつけるのでは筋が違うと思うが、答申で一緒に扱っているのは疑問だ。その点、どういう議論があったのであろうか。

- 答申は、教授も含んでいるが、主として若手教官の活性化を図ることに狙いがある。もちろん、最終的には個々の大学の選択にまかせるということになっている。審議の概要が出た段階では、任期制がついた大学には予算がつくかのような印象を与え、批判があったが、今回の答申ではそこは変えられている。全体として、いろいろ批判もあり、助手の問題も終わっていると思っていない。大学全体の活性化というときに、若手の間に特定の教授のもとで長くいるのは必ずしも望ましいことではない、ということでは委員の意見はほぼ一致しているが、教授まで広げることが適当かどうかは必ずしも多くの委員が賛成したわけではない。しかし、個々の大学で問題をかかえていて、教授だけ外すわけにいかないということで、教授も含めることになったと思う。そのほか、部会で出ている議論として、任期制がアカデミック・フリーダムの侵害にならないかという問題があったが、これは当たらないと考えている。その理由は、最終的に各大学の判断ということもあるが、それだけでなく若手の活性化、大学の活性化について他にいい方法が見当たらないことである。研究プロジェクト云々については、特に具体的プランにのぼっているわけではないので、そういうこともありうるということである。
- 任期制を導入できるかどうかは条件次第と思う。政府は、任期制導入に伴う法令の整備

に着手すると聞かす、具体的にはどういうことが行われるのか。

- 任期制を制度化するには、公務員に任期を付することを禁じている現在の法令を改正する必要がある。人事院は、既に今年度の勧告の中で、国立研究所については任期制をつけた場合、給与を引き上げることを謳っている。任期制導入に伴う法令の整備というのは、国家公務員法等の改正を意味すると思うが、詳しいことは承知していない。
- 昨年の総会では、任期制だけが一人歩きするのは有効ではないのではないかと、任期制の導入が若手の活性化につながるものかどうかは必ずしも信じられない、まわりの状況が整うことによって活性化が起こるのではないかとといった議論があったかと思う。そのとき、一つは、若手にとって移った方がメリットがあると思える研究環境の特徴を各大学がもつということが必要条件になり、そういう意味ではむしろ多様化が先行すべきであるということがあった。もう一つは、評価判断に関して、助手の採用は形式的には教授会だが現実には教授個人の意向で決まることが多いので、教授が自分の意に従わせるために任期をつけて助手を脅かす心配はないか、その歯止めがあるのか、という問題もあったかと思う。そういう疑問がいま出たら大学審議会はどう答えることになるのか。
- 大学審議会の審議の過程で揺れ動きはあった。初期の段階では、不適格者の排除といった意見もあったが、最終的には、若手研究者を中心として活性化を如何にすれば可能かという視点に絞られ、そういう方向で報告がまとめられた。あれこれの問題は大学独自の判断で対処していただくしかない。全体として

活性化するには、若手の流動性を高めるということにポイントがおかれていたと思う。

- 任期制は、基本的には学部・学科等を単位として行うということなので、少なくとも国立大学ではひとりの教官の意思によって人事が左右される可能性は極めて少ないと思う。
- わが国では、教授、助教授のテニュア（終身在職権）の概念は、まだ確立されていないが、これはアカデミック・フリーダムを保障する権利であり、また、その職業を魅力あるものにする点であるということをもっと主張してよいのではないか。個人的には、任期制は若手にとどめ、終身在職権という一本の概念を確立した方がよいと思う。
- アメリカその他の国のテニュア制度というものをはっきりさせる必要があると思うが、重要なことは、アカデミック・インディペンデンスがテニュア制度によって保たれているということだと思う。任期制については、大学だけに限定して考えることにはやや無理がある。もっと日本全体から眺める必要がある。日本の社会は、官公庁も民間企業も新規学卒者を定期採用し、終身雇用と年功序列体制を基礎としたモビリティの少ない社会だから、能力のある人にとっては任期制によって活躍の場は広がるであろうが、そうでない人にとっては、任期が切れると他に職を求めることが困難である。そういう人をどう救済することも考える必要がある。また、任期制とも関わり、大学のマネジメントをもっとはっきりさせ、人事の責任なども明確化する必要がある。
- 日本はモビリティがない社会なので、大学だけが先行して任期制を導入することには不

安があるということは大学審議会でも繰り返し議論され、その結果、全体の了解としては、若手を中心にするということとなった。任期制をつけた場合の処遇の扱いということがあるが、それはこれからの問題と思っている。人事院は、国立研究所については、任期制をつけることを前提に給与のアップを打ち出している。しかし今のところ、国立大学については、選択任期制だから、任期制をとっても給与上優遇することは難しいということのようである。そうすると、国立大学と国立研究所との間で処遇に差が生じることは明らかなので、国大協としては、国立研究所の方に若手が流れることにならないよう、選択制で任期制をつけた教官についても、国立研究所と同様な措置を認めてもらえるよう人事院に要望していかなければならない。

- 任期制について、学内で、教授、若手双方から欠格者の排除論は聞かれても、活性化の観点からの積極的導入の意見は聞こえてこない。選択制なのだから、やってもやらなくてもいいはずだとか、プロジェクトの場合だけ適用すればよいといった言われ方がされている。今の段階では任期制を導入することは不安である。

以上の意見交換について、会長から次のように述べられた。

本日の議論ではっきりした方向が出てきたと思う。一つは、任期制について、多くの見解は、大学審議会の提案が選択任期制ということで、反対しにくい形になっており、反対はしない。しかし、不安は除けない。われわれとしては、任期制をきっかけとして、社会のモビリティをあげ、若手の活性化を図ろうという提案自身は

アクセプトできるが、それができるために、いろいろな条件を整えることを外に向かって発言していく必要がある。たとえば、若手が大学をやめて企業に移りやすくするには、終身雇用、年功序列賃金体系からの脱却が必要であり、ポストを多様化していろいろな人をいろいろな年齢で採用できるような採用方針を各企業が準備しなければならないということを言う必要がある。また、内に向かっては、マネジメントの導入ということが必要である。今のような教授会自治の人事を行ってはいは任期制は旨くないのではないのか。もっとはっきりした人事についての責任、結果についての責任をとれるようなマネジメントを各大学がとれるようにする必要があるということ。3つ目は、われわれ大学自身の問題として、大学が多様化していくことである。若者にとって流動することがメリットになるような国立大学群になるように各大学が多様化し、それぞれ個性にあった特徴を見せよう大学改革を行っていくことである。

このように学長として、外に向かって、あるいは大学の中のマネジメントに向かって、さらに大学自身のあり方を問うことと並行して任期制の導入を条件付で認めていくという流れ、というのがこれまでの私なりの議論のまとめである。こういったことをさらに詰めて議論する機会をもつようにしたい。また場合によっては、経済界とか政策立案者等を含め外部の識者をまじえたシンポジウムを開催することも検討したい。

引続き、次のような意見交換が行われた。

○ ここのところ国立大学を取り巻く状況の中で成果があったことが一つある。それは、研究費が増えたことである。それは大学人が声

を上げたからであるが、中からだけでなく、文部省、通産省、科学技術庁が連携し、委員会や懇談会で積極的に発言し動いた結果であると思う。シンポジウムを開催することもよいが、やはり委員会とか懇談会のような永続性のある組織をつくり、外の意見を巻き込んで具体的方策を考えることが必要と思う。

○ 大学改革に特に学長のリーダーシップが問われているが、大学改革をすすめていく上で、マネジメントの問題、予算上の問題、人員上の問題、の3つの問題があると思う。マネジメントの問題については、もともと学問の自由を守るための学部の自治が改革の大きな壁になっているという問題。予算上の問題については、自前による重点配分経費を増やすこと、差し当たっては学長裁量経費（教育改善推進費）について、各大学が真に学長の裁量で且つ全学的立場から重点的に配分することを徹底したい。また、人員上の問題については、差し当たり、空定員を全学的意思で重点的に利用するようにしたい。これらについて国大協として方針を打ち出すかリコメンテーションできないであろうか。

○ 空定員の利用ということについては、すでに実行されているところもあるようであるが、どういう方向で実行に移せるかマニュアルのようなものがつくれないか検討したい。

○ いわゆる学長裁量経費について、正式な名称は教育改善推進費であるが、むしろ学長裁量経費の方を正式な名称にした方が、趣旨の点からもはっきりしてよいように思う。名称の変更を文部省に申し入れられないか。

○ 学長裁量経費を仮に従来の慣習から学部に一律的に配分しているとするれば、それは改められるべきなので、必要ならば国大協として

申合せることとしてよいと思う。また、人事の発令に関し、教授については現在文部大臣発令であるが、これを学長とすることができれば、いまは助教授以下でしかできない職の流用が教授職についても可能になるし、事務の簡素化にも役立つので、発令権の変更が認められるよう文部省に申し入れることにはどうか。

次に、入試問題に議事を移した。

(入試について)

討議に先立ち、井村副会長から次のように述べられた。

中央教育審議会は去る7月に第1次答申を発表した。「子どもに〈生きる力〉と〈ゆとり〉を」をキャッチフレーズに週5日制の導入などが提言されているが、第2次答申に向けて、今後、高校入試・大学入試の改善について審議が予定されていると聞く。入試は大学の自治に関わる大学にとって重要な問題であり、われわれとしては、大学として守るものは守りつつ、どのように入試改革をしていくかが問題になる。これについては現在第2常置委員会の小委員会で検討されているが、その結論がまとまる前に国大協として意見を求められる事態も起こりうるので、残された時間で、入試のあり方についてご意見を伺いたい。

ついで、加藤第2常置委員会委員長から、第2常置委員会の入試将来ビジョン検討小委員会では平成8年度、9年度の2年間を使って、各大学が個別入試を実施する際の参考になると思われ問題点等にとりまとめたいて考えているが、本日は大学入試全般に関わって、いまどういう点が問題であるのか、私見を交えて話をし

たい旨述べられ、次のような説明があった。

国立大学の入試の改革はかなりすすんできて、特に、後期日程で学力以外の小論文や面接、総合問題などかなり思い切った創意工夫がなされている。なお、足りない部分があるとすると、それは高校在学中の成績の利用ということではないか。わが国では高校の成績を評価の対象にするということになると、高校間格差とか、内申書の信憑性ということが問題にされるが、高校3年間の成績が大学に入ってから成績と相関性があるということは、わが国でも諸外国でも確かめられており、今後、高校の成績の評価も積極的に取り入れる必要があるのではないか。しかもそれは、学力の成績だけでなく、推論能力とか、問題解決能力とか、勉学に取り組むチャレンジ精神といった高校成績で評価される学力を補完する学力要素を評価する工夫があつてしかるべきではないか、というのが第1点である。

第2は、わが国の入試では、適性をみるという方向性が欠けているように思う。個別試験で学力をみなくてよいのではないかという意見も一部にみられるが、それは暴論であつて、やはり、学力をみる部分は必要であり、それと高校の成績を重視する姿勢が必要と思う。それから、大学入試センター試験もかなり改善が加えられてきて、単なる知識ではなくて、推論能力、問題解決能力をみる問題がいかなる問題なのかということが研究開発部の研究成果として蓄積されているので、そういう能力を重視する問題作成に一層努力していただき、一方、個別試験では、それぞれの大学でいままでの入試に欠けていた部分を補強しながら入試改革をすすめていくことがよいのではないか。

もう一つ問題なのは、各大学で入試改革がす

すんでいる事態が一般社会だけでなく、入試に関し関心が強い経済界とかマスコミなどの幹部にあまり知られていないということである。国立大学の入試が諸悪の根源といった固定観念からの脱却に大いに啓蒙を要する点と思う。

それから、進学適性テストに関し、諸外国の制度を研究しているグループの話では、アメリカのSAT（進学適性テスト）は推論能力をテストするSAT Iを主体としているが、新たに教科の知識の内容を問うSAT IIの導入が始まっている。しかしまだ、IとIIの統合が完全になされていないようである。アメリカがやや日本に近づこうとしている傾向がみられるようである。また、ドイツの医学部は、歴史的にアビトゥア（後期中等教育修了の資格試験）だけで選考が行われていたが、入学者が殺到する（定員の5、6倍）ことによる弊害が出てきたため、数年前前から適性検査と面接を導入したが、この適性検査というのが、試験対策によって点数が上がるということから、遠からず将来これを廃止し、各大学個別の試験とアビトゥアの成績を合わせて選考することに改められるということである。このように、適性検査自体も模索の状況にあり、これでよいという典型的なパターンはないというのが実情のようである。

ついで、意見交換が行われ、主として次のような意見があった。

○ 入試はこれ以上複雑にしない方がよい。現在、センター試験があり、前期日程、後期日程に加え帰国子女、社会人、さらに大学院入試もあって、教員が試験に要する負担は相当なものになっている。入学後の教育の重要性ということと合わせて考えると、どこまで入試にエネルギーを割くべきか疑問に思うこと

がある。入試については世論もあり、世間を納得させる努力は必要とは思いますが、できるだけ単純化の方向に入試改革をすすめてほしい。

- 入試の問題は、いかに公平であるかとか、いかに受験戦争から開放されるかといった、受験生の側の論理に偏った議論がなされがちであるが、もっと、教育に責任をもつ教官側の論理で考えることも大事なことだと思う。
- 18歳のある日に人生の岐路が決まるということをどうやって避けるかという問題がある。いまの大学は、いったん入試の関門をくぐり入学すれば当然卒業するシステムになっているが、これを止めることを考えなければならぬ。同時に、18歳の時点で入試に失敗したとしても、大学で学ぶことに強い意欲をもつ人にそれを保障するシステム、たとえば生涯学習によってそれができれば、18歳の春という問題は緩むと思う。とにかく、入学した者がずるずると出ていくことを止める方法を本気で考えないと、入試の問題も解決しないと思う。
- 入試の問題は、基本的には社会の選抜構造そのものにあって、いい大学を出れば社会的に出世するということが現実にあるからであり、官公庁、企業の採用の問題も含み込まないと本当の議論はできない、ということを外に向かって言うことが必要だ。

以上のような意見交換があったのち、井村副会長から次のように提案があった。

国立大学の入学者選抜については、平成9年度から分離分割方式に統一して実施することになったばかりであり、また、入試の安定性という点からも、第1点として、大学入試センター

試験と分離分割入試の組合せを当分の間維持する、第2点として、選抜にあたって、できるだけ学力以外の方法を取り入れるようにする、ことを基本方針とすることを確認いただきたい。

なお、今後の問題として、各大学の入試の事務組織を強化する必要がある、専門的職員の育成について文部省に要求していくことが必要と考えている。

引き続き、加藤第2常置委員会委員長から、アドミッションオフィサーの必要性、分離分割入試を当分続けることの必要性が述べられ、入試問題の討議を終えた。

II その他

1. 第100回総会の日時・場所について

会長から、次回総会は平成9年6月17日(火)、18日(水)の両日としたい旨述べられ、了承さ

れた。

2. 退任学長挨拶

会長から、次回6月総会までに学長を任期満了により退任予定の次の学長に対し謝辞が表されたのち、各学長から退任の挨拶があった。

太田 次郎(お茶の水女子大学長)

小黒 千足(富山大学長)

永井 衛(静岡大学長)

岡田 慶夫(滋賀医科大学長)

佐藤 修策(兵庫教育大学長)

武田 克之(徳島大学長)

岡市 友利(香川大学長)

入野 昭三(香川医科大学長)

森野 能昌(熊本大学長)

最後に、会長から、学長任期に伴い今年度末で退任する旨述べられ、会長退任の挨拶があり、第99回総会を閉会した。

第66回事務連絡会議

日 時 平成8年11月15日(金) 10:00~15:30

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(文部省)佐藤官房長, 坂本学術課長, 桜井学生課長, 坂東著作権課長, 寺脇医学教育課長, 素川研究機関課長, 若松企画課長, 伊勢呂人事課長, 北村生涯学習振興課長, 池田職業教育課長, 松元教職員課長, 早田大学課長

滝沢事務局長司会のもとに開会。

〔議 事〕

開会にあたり, 吉川会長から次のような挨拶があった。

日頃の大学運営のご尽力に対し, 感謝申し上げます。今総会では, 任期制, 支援職員問題, 入試等の具体的問題もあったが, 中心的な関心は, 行政改革等との関連で国立大学の民営化等が必要ではないかという議論のある中で, 国立大学はどうあるべきかについて議論が伯仲した。現在規制緩和の流れの中で国立大学民営化論も出ているが, そこには大きな間違いがあるだろうというのが我々の議論の中心である。勿論国立大学といえども相互の競争的環境は必要であり, 全大学が同一ということは有り得ないが, その競争的環境とは財政制度審議会や行政改革でいわれている経済的競争ではなく, 教育, 研究における世界の中での競争を考え, それを探ろうということで, 切磋琢磨を意味するもので, これについて種々の意見があった。また国大協を構成する学長という存在について, 教授会の意見を聞いてそれを伝達するだけの存在しない学長から, 大学の多くの問題を良く知っているという立場で発言する存在する学長に変わって議論してみようとのことになり, 活発な意見交換があった。これから存在する学長になるために事務局のご支援ご協力をお願いしたい。

ついで野島事務局次長から, 配付資料の説明

及び会議日程の説明があった。

1. 総会付議事項について

滝沢事務局長から, 総会における議事の概要について, 別紙資料をもとに次のような説明があった。(詳細は, 前掲の第99回総会議事録をご参照ください。)

(1) 学長及び委員長の交代について

学長及び委員長の交代が別紙資料4のとおり行われた。

(2) 会務報告

別紙資料5により, 前総会以後の会務について報告があった。

(3) 事業報告

別紙資料6により, 前総会以後の委員会開催回数等について報告があった。

(4) 国立大学協会宛要望書の受理について

前総会以後に受理した要望書は, 別紙資料7のとおりである旨報告があった。

(5) 各委員会の審議状況

前総会以後の各常置委員会及び特別委員会の審議状況について報告があった。その報告事項は次のとおりである。

① 第1常置委員会

- 教育研究支援体制についての予備的討論として、「助手の職務内容の多様性とそれを研究職へのキャリアパスの第1段階として

- 純化すること」の是非について
- 第7常置委員会から送付された同委員会資料「若手研究者と大学院学生に対する支援」についての意見交換について
 - 国立大学民営化論に対する個別・機能別国立大学の必要性の議論を今後の課題とすることについて
 - 第1, 第4, 第7常置委員会の代表者合同懇談会における「助手の職務内容の定義及び技術職員の位置付けの向上」についての議論について
- ② 第2常置委員会
- 平成9年度大学入試センター試験における得点調整の廃止, 枝間の配点公表などの変更点及びセンター試験に外国語リスニングテストを取り入れることについての検討状況について
 - 平成10年度入学者選抜第2次試験の実施(前期・後期試験, 特列入試等の予定)の調査について
 - 国立大学の入学者選抜についての平成10年度実施要領, 実施細目(案)について
 - 平成9年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続き状況に関する情報交換事務取扱要領について
 - 身体に障害を有する入学志願者との事前協議の取扱いについて, さらに配慮を依頼することについて
 - 大学入試の将来ビジョン(新しい学力観を基本とする大学入試についての検討事項及び外国の大学入試制度)について
- ③ 第3常置委員会
- 来春卒業予定者の就職内定状況, とくに女子が厳しい状況についての報告とその対応及び各大学の就職指導について
 - 平成9年度就職協定及び日経連会長の発言「就職協定の現状と遵守確認」に対する国立大学としての対応について
 - 「育英奨学事業の在り方に関するヒヤリング」で述べる日本育英会奨学金制度についての意見について
- ④ 第4常置委員会
- 「人事院勧告の取扱いに関する要望書」の提出について
 - 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の提出について
 - 第9次定員削減計画に関する文部省からの説明について
 - 教室系技術職員について, 専門行政職俸給表適用を目指しつつ, 当面行政職俸給表の中での改善をはかるべく, 技術職員の位置付けの明定及び業務処理体制としての専門職員等の設置の方向を考えることについて
 - 「教室系技術職員の職務の重要性と技術部, 技術系専門職の配置等についての要望書」の提出について
 - 全国大学高専教職員組合等との技術職員の処遇改善等に関する懇談について
- ⑤ 第5常置委員会
- AAC&U(米国大学協会)のメンバーの来日による短期交換留学プログラムの進捗状況等の視察・懇談について
 - 第5回UMAP会議の検討課題及び開催状況について
 - UMAP国際事務局の日本設置案について
- ⑥ 第6常置委員会
- 財政制度審議会の「国立大学の学生納付金についての受益者負担や国立大学法人化

論」に対する国立大学の存在意義の主張について

- 「国立大学の学生納付金について」の要望について
- 平成9年度概算要求に関する文部省からの説明について
- 平成9年度税制改正「育英奨学を目的とする民法法人・公益信託に対する寄付金について住民税の控除制度を創設することに関する要望」及び「国立大学の民間企業との共同研究で民間企業が支出した法人税額控除制度の延長等の措置を講じることに関する要望書」の提出について

⑦ 第7常置委員会

- 「若手研究者と大学院学生の支援」について、とくに日本育英会奨学金の拡充、RA、TAの在り方、博士後期課程及びPDに対する特別研究員制度の拡充、助手制度を分解し多様化することについて
- 科学研究費の配分と評価について
- 文献等の複写の著作権の問題について

⑧ 医学教育特別委員会

- 医学部入試の多様化と編入学試験制度の導入の可能性について
- 6年一貫教育と4年医学教育の並立の可能性について

⑨ 教員養成特別委員会

- 附属学校調査の経過と中間まとめについて
- 教員養成の改善策について

(6) 各地区学長会議の状況報告

各地区世話大学長から、前総会以後今総会までの間に開催された各地区学長会議における協議の模様についてそれぞれ報告があった。

(7) 常置委員会委員の総会選出要領の一部改正について

第7常置委員会が新設されたことに伴い、各委員会の委員定数を来年6月より改定するため、「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」の一部改正を行った。

(8) 第100回総会等の日時・場所について

次回総会を、来年6月17日(火)及び18日(水)、また事務連絡会議を20日(金)に、いずれも神田学士会館において開催することを決定した。なお、19日(木)午後は文部省招集の学長会議が行われる。

2. 大学入試センターからの連絡事項

大学入試センターの緒方副所長から、次のとおり大学入試センター試験について説明があった。

- 平成9年度大学入試センター試験の志願者数は、約60万人となり、昨年に比し、25,800人増加したが、女子の増加と浪人の減少が目立っている。
- 平成9年度のセンター試験の変更点として、次のような点があるのでご承知おき願いたい。
 - 試験科目が5教科18科目から、6教科31科目に増加したこと
 - 高等学校旧教育課程履修者に対する2年間の経過措置として3科目を出題すること
 - 試験の実施期間を1月の第3週の土、日曜日とすること
 - 全設問について配点を公表すること
 - センターでの得点調整を廃止すること
- センター試験に、外国語のヒヤリングテストを平成11年度から導入することについて検討しているが、公平な試験を円滑に実施する

のは難しいのではないかということになっている。来年5月には方針を決定し公表する予定である

3. 日本学術振興会の未来開拓学術研究推進事業について

佐藤常務理事から、次のような説明があった。

平成8年度未来開拓学術研究推進事業について、事業委員会で117件のプロジェクトが承認され、委託事業については、拠点となる大学と契約し研究費を支出した。また平成9年度については予算を倍増し220億円とするべく努力中である。9年度の新しい分野の研究推進事業としては、エネルギー、環境問題等が取りあげられることになろう。なお、この事業については各分野の研究推進委員会が責任を持って研究プロジェクトを立案選定していくことになっている。またこの事業に従事するPDのリサーチアソシエイトの雇用については、委託費により非常勤職員として雇用できることになったのでよろしくお願ひしたい。この事業に関する学術振興会内の事務体制についても、各大学のご支援をお願ひしたい。

4. 文部省からの説明及び事務連絡

文部省から、関係官が出席し、概ね次のような事項について説明があった。

(1) 坂本学術課長

「科学技術基本計画の概要」についてご説明したい。

科学技術基本計画策定の背景としては、経済の低迷から脱出するための新産業の創出、先進国の後追いでない基礎研究開発の必要な時代の到来、学問分野での国際貢献の必要性などがある。

基本計画では次のような事項が盛り込まれている。

- 社会的ニーズに対応した研究開発の強力な推進及び基礎研究の積極的な振興
- 柔軟かつ競争的で開かれた研究環境の実現、例えば国立試験研究機関に任期付き任用制を導入
- 未来開拓学術研究推進事業など競争的研究資金の大幅な拡充
- 活力ある若手研究者、研究支援者の養成・確保として、ポストク等1万人支援計画を平成12年度までに達成、研究支援者数を国立大学で研究者2人に1人を、できるだけ早期に拡充など
- 日本全体の研究能力の向上を目指し、各セクター間、地域間、国際間の連携・交流促進、制度・運用の改善として、例えば、民間との共同研究の推進、兼業許可の円滑化、公設研究機関への支援、国際共同研究の推進、外国人研究者・外国人特別研究員の受入れ拡充、分布型メガサイエンスの推進など
- 研究機関、課題、研究者の適切な評価の仕組みを整備し、厳正な評価を実施
- 国立大学の老朽化、狭隘化改善が見込まれる1200万㎡について計画的整備を推進
- 財政改革を考慮しながら、政府研究開発投資を21世紀初頭に対G N P比率で欧米主要国並に上げるとの考え方の下、その倍増の実現が強く求められ、平成8年度から12年度までの科学技術関係経費の総額の規模を約17兆円とすることが必要

以上が基本計画の概要であるが、文部省関係事項として、任期付き任用制、国立大学の教官が民間と共同研究する場合の研究休職の取扱い、兼業許可の緩和、人文系を含む研究者、研

研究支援者の確保について労働者派遣事業の対象とすることなど制度改革が必要になってくる。

(2) 桜井学生課長

「学生の就職支援等」についてご説明したい。

○ 平成9年3月卒業予定者の10月1日現在の就職内定状況は、次のとおりである。

昨年に比し、求人数で1～2割増加すると期待していたが、大学全体で69.9%（国公立大65.8%、私立大71.4%）で昨年とほぼ同じである。男女別では、男子73.9%、女子61.1%で女子が低く昨年と変わらない。また地域別格差が増大しており、関東地区は83.7%で昨年に比し4.6%増加しているの対し、中国、四国地区は52.5%となっており、求人数の増加は、大都市中心の傾向と思われる。企業は実戦力になる学生の採用を希望しており、学生個々に応じた就職指導を行い、とくに女子学生の就職指導の充実にも努力されるようお願いしたい。

○ 平成9年度就職協定をどうするかについて、大学側としては、現行の協定を骨子とした内容で継続することを企業側に申し入れたが、企業側のトップである日経連の会長は、○守れない協定を守れというのは自己矛盾である、○協定をきちんと守る者が損をするようなことは良くない、○規制緩和の時代であり、行政規制、民間の自主規制はできるだけ無くすべきである、との理由でこの際協定の大幅な見直しか廃止をすべきであると公表している。企業側では協定が守られない原因の一つとして、大学の理工系教育が企業に早期に就職内定を求めてくることを指摘している。大学側としてはこうした状況の中で協定継続を模索しているが、昨日の国立大学協会

総会でも各学長に現況を説明し、国立大学として就職協定を一糸乱れず遵守するよう努力することを申し合わせたので、各事務局長の方々にも協定遵守についてご努力をお願いしたい。

(3) 佐藤官房長

国の財政状況は、多額の国債を抱え厳しく、大蔵省は、来年度を財政再建元年として大きい予算を持つ文教予算に目をつけている。財政制度審議会にも出向いて文部省の財政努力を説明しているが評価は良くない。厚生省は、社会保障、国立病院改組等大きな制度改革を打出しているのに、文部省は努力が不足しているという感じのようである。行政改革論は、同時多発的に出ており、行政改革委員会では国立大学の地方移管、地方分権に関する委員会では機関委任事務の自治事務への転換、情報公開委員会では個人情報を除いての情報公開、経済審議会では規制緩和等が議論として出ており、これらの流れは教育にも波及してくると思う。とくに今度の内閣は行政改革を政治の目玉として謳い、行政改革会議を設け、来年秋までに省庁再編の考え方まで出すとのことであり、その中で国立大学がどのような位置付けになるのか、大きな課題になることも考えていかなければならない。文部省としては、財政改革も、行政改革も大切であるが、学術振興の視点を見失わないようにとの主張はしていくつもりである。政治的にも、戦後50年を経過し、現行制度は疲労しているので作り直せとの議論も出ている。大蔵省は財政的に見て、これから学齢人口が減少するのだから文教予算を減らすべきだといっているが、我々は、国力維持のためには、人口が減少した分をカバーするため生涯学習その他教育の力

で、個人の能力を一層高める必要があると主張している。私立大学では学齢人口の減少を考え優勝劣敗の自然淘汰から生き残るため、将来の戦略樹立に意を用いているが、国立大学も将来沈没しないように、全体の大きな流れを受け止め、各大学で建設的な長期戦略を立て、組織整備を考えていただきたい。現在は国立大学の危機といっても過言ではない状況であり、安易に拡張を目指す時代でないことを部下の方々にも周知していただきたい。

(4) 坂東著作権課長

「出版物の複写利用」についてご説明したい。

○ 大学の中の事務部門、図書館、研究室等で、かなり印刷物のコピーが行われているが、そのかなりの部分は、法的に著作者の許諾を得てコピーしなければならないものである。しかし、従来は手続き的に著作権者を探して許諾を得ることが困難なこともあり、事実上許諾無しでコピーが行われていた。ところが平成3年に日本複写権センターが設立され、「出版物からのコピー(複写)」に関して、権利者団体からの権利委任やこれに基づく複写利用許諾契約締結事業を行うことになり、センターと契約すれば著作権について正当な権利処理が行われたこととして、コピーができることになった。センターでは企業関係2100社と契約を進めてきたが、国立大学でも前向きに検討していただきたい。文部省と文化庁はすでに契約を結んでいるが、利用料は低廉であり、文化庁としても、国立大学内でのコピーが正当な法的処理を行った上行われるようにしたいのでご理解をお願いしたい。

○ コンピューターソフトウェアの法的保護の

問題について、各大学で違法コピーが行われないよう平成5年に通知をしているが、今回『コンピューターソフトウェア管理の手引き』を作成したので参考にさせていただきたい。最近コンピューターソフトウェアの違法コピーにより多額の損害賠償をさせられた事例もあり、そのようなことにならないようお願いしたい。

(5) 寺脇医学教育課長

「21世紀医学・医療懇談会(以下「懇談会」という。)の動き」についてご説明したい。

○ 懇談会の第1次報告をもとに、平成9年度からのカリキュラム改革に取り組んでいる大学も多い。来年3月の懇談会の答申では大学入試が変わりつつあることを示していかなければならないと思う。医学部入試は偏差値偏重の受験競争の頂点との指摘をうけており、これを変革していくことは日本の教育全体に関わってくることである。平成10年度からの医学部入試の改革について各大学に照会中であり、早くまとめ公表したい。

「これからの医療人」という中学、高校生むけのパンフレットも作り、入試が変わることを書いているがこの実現に努力したい。また進路指導教官用のパンフレットも作成し、医療人への道を目指すことの意味を考えてもらうつもりである。

○ 懇談会の教育部会では、今後介護福祉社会へ対応する人材の養成の在り方、必要人材数、育成計画等を検討し、来年1月までに大きな方向を示したい。

○ 研究部会では、大学院教育の在り方とくに看護系の大学院をどうするのか、また薬学部6年制論とからみ薬学系大学院の充実、医療

系学部以外の学部卒の医学系大学院進学なども検討し来年6月までに第1次報告を出したい。

- 教育病院部会では、医療人教育が実習を重視する考え方に進んでいる中で、これまでの病院の役割として研究、教育、診療に加え実習の柱も立てて考えることとし、看護系学部の実習、薬学部の卒前病院実習、2年の医学部卒後臨床研修の必修化、歯学部の卒後臨床研修の努力義務化などとそれに必要な施設等を含めた病院作りを検討していかなければならない。

以上は、医学教育課が直面している問題でもあるが、各大学でも以上のことを含めたグランドデザインを考えられるようよろしくお願いいたします。

(6) 案川研究機関課長

「学術研究等の当面の諸課題」についてご説明したい。

- 平成9年度の科学技術関係概算要求は、科学技術庁の集計によると政府全体で3兆956億円とのことである。そのうち文部省の科学技術関係概算要求は、1兆3320億円で前年度比7.3%の増であり、政府全体の43%を占めている。

平成9年度概算要求には、概ね次のような事項が盛り込まれている。

- 科学研究費の拡充
- 研究環境の整備充実
- 先導的研究オープンセンターの設置
- 所長のリーダーシップ支援経費
- 学術情報基盤の整備充実
- 卓越した研究拠点（COE）の形成
- 日本学術振興会事業の充実・強化

- 留学生交流推進体制の充実

- このたび外務省とも相談し、台湾と日本の国立大学が大学間の学術交流協定を締結する場合の基本方針を作成した。本来学術交流について問題はない筈であるが、日本と中国間の国際関係に与える影響も考慮する必要があるため、協定を締結する場合は事前に文部省に相談していただきたい。

- 学術振興策について、意見交換を目的とする説明会を来年春5地区に分け開催する。従来の学部・学内共同利用施設のほか、附置研究所及び全国共同利用施設からもご参加願うのでよろしくお願ひしたい。

(7) 若松企画課長

「大学審議会の動向等」についてご説明したい。

- 大学審議会は、10月29日に「大学教員の任期制について」答申した。この目的は、教員の流動性を高め、それによって教育研究の活性化をはかり、多様な経験を通じて若手教官の育成をはかることである。答申は、各大学の判断により任期制を導入できる「選択的任期制」の導入をすることが適切であるとしている。昨年秋に出された中間報告と中味は基本的には変わっていない。ただ教員の流動化をはかるためには教員の公募制など種々の方策があり、その一つとして任期制を位置付けている。今後公務員法、労働法など関係法令の改正が必要なのでその作業を進めていく予定である。各大学においても任期制の趣旨を理解し学内に周知するとともに、教員の流動性を高める方策について検討されるようお願いしたい。

- 組織運営部会では、様々の役割を持つ助手

制度の在り方、大学の評価の在り方、社会と大学の連携の在り方等について引き続き審議する予定である。

- 高等教育将来構想部会では、平成12年度以降の日本の高等教育の将来構想を検討しており、今回「審議の概要」を取りまとめた。ここでは基本的な方向として進学意欲の高まりを積極的に受け止め、18歳人口が減少していく中で、各大学が競争的環境のもとで多様な発展をとげることが大切であることを示している。また臨時入学定員の解消については、平成11年度末までに全部解消の計画であったが、私立大学については経営上の問題等も考慮し、11年度末の臨時定員の50%を恒常的定員とする予定である。しかし、国立大学については11年度末までに臨時定員をすべて解消することとしている。

- 大学院部会では、「大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ」（報告）を出したのでお読みいただきたい。今後は通信教育による大学院、長期在学コースの大学院、高専卒業者の大学院入学資格の問題など検討する予定である。

- 大学教育部会では、各大学の大学改革をフォローアップするものとして、昨年9月に「高等教育の一層の改善について」の中間報告を出したが、その審議を続けている。また専門学校卒業生の大学編入学についても検討していく予定である。

- 大学入試に関する専門委員会では、新しい学力観に基づく入試評価の改善、大学入試センター試験と各大学の2次試験との関係などを審議している。

- この10月に新設されたマルチメディア教育部会では、本年7月に報告された「マルチメ

ディアを活用した21世紀の高等教育の在り方について」の懇談会報告の中で指摘されている、遠隔教育で取得した単位の取扱、スクーリングなどの考え方等の制度改正の部分について検討する予定である。

(8) 伊勢呂人事課長

「第9次定員削減」についてご説明したい。

第8次定員削減実施について、ご協力いただき感謝いたしたい。

第9次定員削減計画については、昨年末に実施が閣議決定され、本年7月に具体的に決定した。平成9年度から5年間で、政府全体で削減人数35,122人、削減率4.11%であり、そのうち文部省全体では4,066人、2.94%である。そのうち国立学校特別会計職員では、4,006人、2.97%である。第8次定員削減に比べると、人数で87人減少している。文部省としては、総務庁に対し、国立大学の教育研究の重要性を指摘し、科学技術基本計画の趣旨も説明して定員削減についての配慮を求めたが、総務庁は、○林野庁等現業部門の定員削減が限界であること、○文部省は定員削減の中で増員官庁であること、○教官に恒常的欠員があること等を理由に教官等の削減率の引上げを求めてくるような状況であった。その結果第9次定員削減について教官、看護婦については、第8次と同じ0.4%の削減率となった。その他の職員については、技術職員については科学技術基本計画を踏まえ、若干の配慮を行ったが、削減数は3,640人、削減率8.35%となった。定員削減自体は、諸般の事情を考慮するとやむを得ないものであり、文部省の努力もお汲み取りいただきご協力をお願いしたい。各機関に対する割振りについては、すでに通知済みであるが、具体的実施については混乱の無

いよう努力したい。

(9) 北村生涯学習振興課長

「生涯学習の振興」についてご説明したい。

- 本年4月に生涯学習審議会から「地域における生涯学習機会の充実方策について」の答申が出され、生涯学習の機会をいかに確保していくかについて高等教育機関に対する期待が大きく述べられている。すでに各大学でも生涯学習にお取り組みいただいているところであるが、さらに社会人受入れのための多様な方法と選抜制度、昼夜開講制、科目履修制の導入、公開講座の内容充実、教育委員会との連携などについてご努力をお願いしたい。また大学の生涯学習センターの設置についてもご検討いただきたい。
- 体育施設、図書館等学内施設の住民への開放についても、地域の教育委員会と連携し、積極的に取り組んでいただきたい。
- 大学外の生涯学習の成果（例えば英語検定等）を尊重、評価して活用していただきたい。
- 平成9年度概算要求では、通信衛星を利用し、全国の大学に放送大学の授業を流すことを計画しているので単位互換等積極的に活用されたい。また通信衛星を利用し、大学の公開講座を公民館等に流すことが計画されている。
- 男女共同参画社会の実現に向け、性による役割分担の考えを改めるよう、青年男女共同参画セミナーを全国10か所で開催する。
- 11月初旬に第8回生涯学習フェスティバルが福岡市で開催され予想を上回る参加者があった。関係機関のご協力を感謝いたしたい。次回は来年10月に新潟で開催の予定であり、積極的に関心を持たれるようお願いしたい。

(10) 池田職業教育課長

「専門高校から大学への進学」についてご説明したい。

- 昨年3月に職業教育の活性化について審議した研究会の報告書「スペシャリストへの道」が出されたが、そこでは、基本的な考え方として、これまで専門高校の3年間の学習はある程度完結し、すぐ社会に出て活かすものとして考えられてきたのに対し、今後は将来のスペシャリストを目指し、その専門性の基本を学習するものとの考え方が示された。従って卒業後すぐ社会へ出た者は職場研修等により、また進学する者は大学等でさらに専門性を深めることが必要であることとなった。

これまで専門高校は、地域に有為な人材を供給してきたが、大学進学率の上昇とともに生徒数が減少し、地盤沈下を続けている。その原因は、大学進学希望者が大学入試の偏差値偏重のもとに進路指導され、普通科高校を志望するからである。本人の能力、適性、関心、将来の進路希望等により進学、就職していくことができないことに大きな問題があったと思う。

専門高校卒は就職、普通高校卒が進学という固定的な見方を変えていかなければならない。平成8年度の大学入学者選抜実施要項で、特別枠の専門高校卒業生選抜制度が導入された。これまで専門高校卒業生にとって入試科目等でハンデキャップがあったが、専門高校生に大きな希望を与える専門高校卒業生特別選抜について理解され、各大学で積極的に導入されるようお願いしたい。

- 平成6年度に高校教育改革の切り札として、高校の総合学科が開設された。総合学科は、生徒が普通科目と専門科目の中から、進

路に関する自覚を深めながら自主選択して幅広く学習できることが特色である。総合学科卒業生についても、専門科目を一定数以上学んだ者について、平成9年度大学入試から、専門高校卒業生の特別選抜と同様に特別枠を設ける選抜制度が導入された。総合学科の高校は現在45校あるがこれが大きな柱になるようにしたいが、そのためには大学への窓口が開かれていなければならないので、各大学で総合学科卒業生の特別選抜制度の導入を積極的にされるようお願いしたい。

(11) 松元教職員課長

「教員養成の改善策」についてご説明したい。国立大学のうち、79大学が教職課程の認定を受け、教員養成を行っている。本年7月から、教育職員養成審議会では、「新たな時代に向けた教員養成の在り方」について審議しており、ここでは、次のような事項が検討事項になっている。

- ① 教員養成課程のカリキュラムの改善
- ② 修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方
- ③ その他関連する事項

以上の検討項目のうち、とくに緊急の課題であるいじめ等に対応する観点からも、①の「教員養成課程の改善」(教育相談、カウンセリングを身につけさせる教育)と③の「特別非常勤講師制度の改善」(社会人活用等)について早急な検討の必要があり、また生徒指導上様々な問題が指摘される中学校の教育実習、中等教育段階の教職に関する科目の比率を高めること等について十分検討することが必要である。

(12) 早田大学課長

「国立大学の当面の諸課題」についてご説明したい。

- 平成9年度概算要求の折衝は非常に厳しいが、予算編成時の文部省への来訪は必要最小限にされたい。
- 教官個人々が、概算要求について国会議員やマスコミに働きかけることの無いよう留意されたい。またそのようなことがあるときは速やかに文部省までご連絡いただきたい。
- 本年度補正予算について、大型の補正予算は期待できないと思う。
- 大学改革等推進経費について、要求が出ていない大学もあるが積極的にご活用願いたい。
- 一部教官の不正経理問題が生じているが、学内での経理指導について留意されたい。
- 大学改革は継続していくことが大事である。事務局でも教官と密接な連携をとって進めていただきたい。また大学改革の目的達成の評価も進め、さらなる改革の一助にしていきたい。
- 平成9年度からは、高校の新教育課程による教育を受けた者が大学に入学することになるので、その面での適切な対応をお願いしたい。
- 大学院については、質量ともに整備していく必要がある。この点で組織面、研究面のみならず、学位授与、社会人受入れのカリキュラム整備、学外研究機関との連携などソフト面もご検討願いたい。また大学院の整備に際して、学生数の確保、卒業後の学生の就職などについても含めてご検討願いたい。
- 教員養成の規模を見直していくことは緊急の課題であり、教員養成の質を高めることが

強く求められている。教育委員会と連携し、現場のニーズに則した教員養成が大事である。また附属学校についても、エリート校化、指導要領の範囲外の入試出題などの問題があり、社会的批判を受けないように留意し、附属学校の在り方の見直しについても考えていただきたい。なお、保護者の転勤に伴う生徒の編入学についても配慮していただきたい。

- 臨時増募定員については、平成11年度末までの3年間で5,600人の学生定員を減らすことになるので、いろいろとご相談させていただきたい。
- 行政改革に伴い、国立大学の在り方の見直しが議論され、民営化論が出ている。文部省としても人材養成、学術研究の発展、教育の機会均等の実現などの面で果たす国立大学の役割の重要性を主張しているが、各大学も地域の中で、教育研究の実績を訴え、地域振興

に寄与し、国立大学の存在意義を訴えてもらいたい。

- 入試については、多様な学生を大学に入学させることが必要であり、学力検査一辺倒でなく、種々の方法を活用して判定し、入学させるようにしていただきたい。また平成9年度から分離分割方式に入試方法が統一されるが、前期試験と後期試験の入学者の定員比率の適正化についてご努力をお願いしたい。なお入試の出題ミスなども発生しないように注意されたい。
- 平成9年度概算要求について、大学の組織再編、合理化など不十分ではないかとの指摘もあるので、部局事務の一元化、業務の見直しなどご努力をお願いしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

第1 常置委員会

日時 平成8年10月23日(水) 10:30~12:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 金森委員長

坪井, 古賀, 貴志, 町田, 野村, 内田, 廣田, 須藤, 田中, 武田, 立川, 横山, 森満, 早坂各委員

田中, 長谷川, 小林各専門委員

金森委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新たに委員として出席された田中成明京都大学教授の紹介があったのち議事に入った。

〔議事〕

1. 専門委員の委嘱について

委員長から、岡林専門委員(大阪大学事務局長)転出の後任として、小林孝男大阪大学事務局長を専門委員に委嘱したい旨諮られ、異議なく承認された。

ついで、同専門委員の紹介があった。

2. 第1, 第4, 第7常置委員会合同懇談会について(報告)

委員長から、去る9月30日に開催された「第1, 第4, 第7常置委員会の代表者による合同懇談会」について次のような報告が行われた。

この合同懇談会は、現在、第1常置委員会においては、助手、教務職員の職務、制度、第4常置委員会では、教室系技術職員の処遇改善、位置づけ、第7常置委員会では、TA, RA, 特別研究員等若手研究者を主として、支援制度、位置づけ等について、それぞれ審議を行っているが、問題点が各委員会に関連しているため国大協としての基本的な考えを纏めていく必要があるとされて、吉川会長主宰のもとで、第1常置委員会から金森委員長、内田、早坂各委員、

第4常置委員会から梶井委員長、小泉、伊東各委員、第7常置委員会から西澤委員長、丸山、中嶋各委員の出席により開催されたもので、各委員長から、それぞれの委員会で審議されている事項、問題点等について報告があった旨述べられ、その概要について次のような説明が行われた。

1) 第1常置委員会について

初めに私から、委員会において平成6~7年にかけて助手の位置づけと職務について議論を行ったことを報告した。この議論は大学審議会で任期制が問題になる以前であるが、大きな提案の一つとして、現在は任期付き特別研究員は助手になる前の段階での位置づけとされているが、これを助手と同等の位置づけとし、任期付きの特別研究員を経て助教授等になるという提案である。一方助手については、その職務内容から研究者と一律に位置づけるのは困難であり、高度の技術を持つ教育研究の支援職と教官の卵で将来研究者になる性格の二つの種類の者が混在しており、これを両極端として連続的に広がっていることを分析した。教務職員の現状についても、助手の場合と似ており、職務の実態において区分する必要はなく将来は一本化した方がよい。

日本では、研究支援の意味について、あまりにも狭く解釈し二義的なものと考えているため地位が低いという結果をもたらしている。もう

少し掘り下げて検討を要するのではないか。今後の方向としては、助手には助教教授になっていくキャリアパスもあれば、高級技術職員になっていく面もあるので両方を想定した方が良いのではないかなどについて報告を行った。

2) 第4常置委員会について

梶井委員長から、現在委員会では、教室系技術職員の専門行政職俸給表適用が難しい状況下で、差し当たりのステップとして、技術職員の官職・組織を省令等で明確な位置づけにしていきたいということで、具体的に詰めていくことになった。そこで省令に技術職員の職務内容を規定する場合、大学が技術職員をどのように位置づけるかが重要である。現在、技術職員の職務は文部省通知により「教官の指導のもとに行う職務」とされ、上位級をとることができない。これを処遇改善するためには、例えば技術職員の職務を「技術的な職務で教官に協力する自立した職務」と改めなければならないとのことである。委員会では、技術職員の職務・位置づけを改める必要があると考え、作業委員会において検討を行っているが、この問題は教務職員の在り方にも影響がでてくる等の報告があった。

3) 第7常置委員会について

西澤委員長から、現在委員会では検討を行っている状況について、配付資料「若手研究者と大学院学生に対する支援」に基づき、大学院学生の奨学金問題、TA、RAの在り方、特別研究員制度、助手のポストを上位の教官である講師に転換すること、デモンストレーターとして助手の一部を転換し単なる手伝いでなく講義・実験を担当させる等について報告があった。

以上の報告があったのち、次のような意見交換が行われた。

(助手問題について)

①助手を教育・研究者のキャリアの第一段階として、その名称も講師その他支援の意味を含まない名称に改め、実際の職務も支援を含まない内容とする。②これに対して、現状の助手の職務・役割が分野によっても、また研究の形態によっても多種多様であり、その職務から支援ないしは協力の意味を除くことに疑問が残る。③またどのような改革にも現状からの移行の筋道、これまでの文教施策との整合性、科学政策を含めた全体の行財政状況の考慮が必要である。

(教育研究支援体制について)

①技術職員の教育支援の意味を明確にして、その増強をどのように図るか。②技術職員の職務内容を規定する場合、あまり独立性を強調すると教育研究が円滑に動かなくなる恐れがある。③教官および支援組織について発想の転換が必要である。

以上意見交換があったのち、委員長から、第7常置委員会から送付された資料「若手研究者と大学院学生に対する支援」については、育英会奨学生と特別研究員(DC)との関係、TA、RAの意義等についてももう少し掘り下げてほしいとの意見があったので、第7常置委員会委員長に伝える旨述べられ、了承された。

3. 21世紀に向けての国立大学のあり方について (教育・研究体制について)

委員長から、国立大学の民営化が現在行政改革委員会において議論されているが、国大協としても、従来度々議論が行われてきたところの一般論だけでなく個別ないしは機能別に、国立大学が果している役割について纏めるとともに、将来像について国立大学である必要性の具

体的議論を深めておく必要があるのではない
か、と問題提起され、そのような議論ができる
かどうかという可能性を含めて今後の検討課題
としたい旨諮られ、了承された。

内容を整理して11月に開催される総会へ報告す
ることとしたいが、取り纏めは委員長に一任願
いたいと述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

4. 委員会報告について

委員長から、本日種々ご議論頂いたが、その

第2 常置委員会

日 時 平成8年10月22日(火) 13:30~15:00

場 所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 加藤委員長

山田, 阿部, 丸山(工), 小川, 深谷, 吉田, 丸山(和), 井上, 奥田, 山口,
高木各委員

山極, 小嶋各専門委員

荒井臨時専門委員

(入試将来ビジョン検討小委員会)市川, 松井, 岩坪, 清水各委員

(文部省)栗山大学入試室長, 中野企画係長, 児島調査指導係長

(大学入試センター)廣重所長, 緒方副所長, 石井事業部長

(説明者)木村東京大学入試課長

加藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、新たに委員に就任
された奥田拓道愛媛大学教授の紹介と、荒井克
弘専門委員の広島大学教授から大学入試センタ
ー教授への転任に伴う臨時専門委員就任の報
告、並びに本日予定する「大学入試の将来ビジ
ョンについて」の審議に関わり出席の市川, 松
井, 岩坪, 清水各入試将来ビジョン検討小委員
会委員の紹介があった。

〔議 事〕

1. 報告事項

(1) 大学入試センターからの報告

大学入試センターの廣重所長から、大学入試
センター試験に関する次の事項について報告が
あった。

1) 平成9年度大学入試センター試験の出願 状況等について

平成9年度大学入試センター試験の願書受付
を本日(10月22日)締切ったが、正午現在563,
626人である。なお、確定志願者数は12月上旬に
公表する予定である。

2) 平成9年度大学入試センター試験の平成 8年度との主な変更点について

平成9年度大学入試センター試験が平成8年
度と比べて変わった主な点は、①A, B両科目を
出題するなど、新教育課程にもとづく出題教
科・科目での初めての試験、②新旧両教育課程
が混在、③実施期日を1月第2週の土曜・日曜
から第3週の土曜・日曜への繰下げ、④科目間
の得点調整の廃止、⑤枝間の配点の公表、等で
ある。

なお、得点調整の廃止に伴う措置として、大学から要請があれば、大学で行う得点調整等に必要な情報を提供したい。

3) 外国語のリスニング・テストについて

外国語のリスニング・テストの実施に関し、主として、設備・技術上の観点から「調査検討委員会」を設けて検討を行ってきたが、このほど同委員会から、この検討結果について、「現時点では、円滑かつ安全に実施することは難しい状況にある」旨まとめが報告された。ただ、同まとめの中で「近年の視聴覚機器の発達は目覚しく、将来安価で操作の簡便な機器が開発普及すれば、設備・技術的には実施の可能性も出てくる」との指摘もなされている。いずれにしても、リスニング・テストを実施するには、設備や技術上の問題のほか、各大学における実施体制をどう整えるかといった問題もあり、引き続き検討していきたい。なお、平成9年度及び10年度は旧教育課程履修者に対する経過措置期間であるので、仮に実施するとしても平成11年度以降ということになるが、平成11年度どうするかは、同年度の出題教科・科目の出題方法等を公表する平成9年5月頃までに方針を決定したい。

(2) 平成10年度における入学者選抜第2次試験（一般選抜）の実施（予定）について

委員長から次のように報告があった。

去る6月総会において、平成10年度の入学者選抜は平成9年度に準じて行うことが了承され、その後7月8日付で各大学長宛に会長名をもって、平成10年度入学者選抜第2次試験の①前期日程及び後期日程の募集人員、②国大協申合せに基づく「分割」に関する例外措置、③後期日程試験の合格者発表日、の各予定について、10月18日回答締切りでお願いした。その結果、

これまでに95大学のうち、88大学から回答をいただいた(但し一部未定学部を含む)。この集計によると、前期日程と後期日程の募集人員の比率は、前期日程が約72.3%、後期日程が約27.7%であり、平成9年度とほぼ同じ比率となった。「分割」の例外措置については、まだ7大学が未回答なので数ははっきりしないが、平成9年度実施予定大学のうち、10年度に実施を取り止める大学が3大学、逆に10年度新たに実施を予定する大学が1大学ということなので、9年度よりも増えることはないと思われる。また、後期日程試験の合格者発表日（国大協の方針は、できるだけ3月23日までに発表することとしている）については、3月24日とする大学は9年度3大学であったが、今回1大学から同日とした旨報告があった。しかし、未回答、未定が13大学あるので、もう少し待たないと数字が確定しない。

2. 国立大学の入学者選抜についての平成10年度実施要領、実施細目（案）の作成について

委員長から次のように述べられた。

去る6月総会において、平成10年度入学者選抜の基本方針として、平成9年度に準じて「分離分割方式」で行うことが了承されたので、「国立大学の入学者選抜についての平成10年度実施要領、実施細目」(案)を作成し、7月4日付で各大学長宛送付のうえご意見を伺ったところ、3大学からご意見が寄せられた。それらのご意見は、「資料4」にあるとおりであり、一つは、「入学手続前期締切期日について、原案は3月14日土曜日としているが、土曜日は銀行等が休業日であるので、これを3月13日(金)又は3月16日(月)に変更してほしい」、二つ目は、「合格者の入学の歩留率を高めたいので、前期日程

の合格者発表日を原案（3月6日）より1日早めて3月5日にしてほしい」、三つ目は、「大学入試センター試験を課す場合の推薦入学について、大学入試センター試験の成績請求から合格者の発表期限まで1週間では日程的に窮屈であるので、2週間程度期間を確保できるように変更してほしい」というものである。

以上のように述べられたのち、引続き委員長から、この取扱いについて諮られ、審議が行われた。

その結果、いずれの意見も全体の入試日程に大きな影響を及ぼすことになるので、3大学にはこの旨ご了解をお願いすることとし、原案どおり理事会及び総会に提案することとした。

3. 「平成9年度国立大学追加合格者決定業務に係る入学手続状況に関する情報交換事務取扱要領」(案)について

初めに委員長から、「追加合格者決定業務に関する情報交換事務取扱要領」の平成9年度の原案を作成したので、ご審議いただきたい旨述べられた。

ついで、原案作成に関わった東京大学の木村入試課長から、前年度との変更点（「実施要領」の変更に伴い、A日程、B日程に係る記述の削除、後期日程試験合格者発表期限の変更、前期日程試験合格者入学手続期限の変更、等）を中心に原案の説明があった。

以上の説明ののち、審議が行われた結果、原案を異議なく了承するとともに、これについて公立大学協会と協議し、その了承を得たうえ各大学長宛送付することとした。

4. 身体に障害を有する入学志願者との事前協議の取扱いについて

委員長から次のように述べられた。

身体に障害を有する入学志願者との事前協議については、関係高校側からの要望を踏まえ、その期限を前年12月15日以降としていただくことをお願いし（平成元年7月6日付国大協総第66号、第2常置委員会委員長連絡）、以来、毎年各大学に通知する「入学者選抜における留意事項」に、事前協議の方法とともに締切り期限を12月15日以降としてその期日を「募集要項」等に明示していただくことにしているが、このほど、「難聴児を持つ親の会」から国大協及び文部大臣宛に事前協議の時期に関する要望書（「資料6」及び「資料7」）の提出があったので、この取扱いについてお諮りしたい。

ついで、文部省の栗山大学入試室長から、この件の文部省の対応について次のように述べられた。

文部省としては、提出された要望内容についてはよく理解できるので、去る10月8日開催の学生部長協議会において、各大学の実情を考慮のうえ、たとえば、点字解答を要しない者などについては、入試センター試験終了以後であっても協議に応じていただけるようご配慮方をお願いした。国大協におかれても、各大学にご配慮いただけるよう要望を検討され、ご協力を賜りたい。

引続き委員長から次のように述べられた。

今回の要望の趣旨は、12月15日以降となっている事前協議期限について、多くの大学は、受験上の措置及び修学上必要な措置の準備を行う都合上、入試センター試験以前の期日に設定しているが、入試センター試験が終了しその成績

を自己採点して最終的に志望大学が決まらない段階では複数の大学との協議が必要であり身体に障害を有する者にとって負担が大きいため、入試センター試験を受験後志望大学が決まったのち当該大学と協議できるよう協議期限を変更してほしい、というものである。

この取扱いについてお諮りしたいが、無理からぬ要望と思われるので、要望の趣旨に沿い、それぞれの大学の実情に応じてご配慮いただけるようお願いすることにしては如何であろうか。

この委員長提案について異議なく了承され、第2常置委員会委員長名をもって各大学長宛書面を送付することとし、文案について委員長に一任された。

5. 大学入試の将来ビジョンについて

初めに委員長から「入試将来ビジョン検討小委員会」における過去3回にわたり行われた審議の状況報告があったのち、次のような意見交換が行われた。

- 大学入試のあり方として、1、2点を争うペーパーテストに根拠があると思っている人はいないであろうが、それに代るべく確信をもってできるいかなる方法があるかということになると非常に難しい。結局、試行錯誤を繰り返し改善の方向を模索していくしかないと思う。改善の一つとして、後期試験を前期試験と異なるメルクマールにより行い、いろいろな能力をみて選抜するというのも課題ではないかと思う。
- 社会が少子化し個々の家庭が経済的に豊かになったためか、子供は早くから塾に通い、いい大学に入り、いい企業への就職を目指す傾向が強まっている。入試センター試験の成

績がいい者ばかり国立大学に入ってくるのは好ましいことではない。多様な学生を受入れる観点から、各大学・学部がそれぞれの特色にもとづき、たとえば、数学なり、英語なりが特によくてできる者を限られた人数特別に採ることを考えれば、国立大学全体として相当まとまった数になり、入試改善にインパクトになろう。この場合、その才能を早く伸ばした方がよいので、入学年齢は必ずしも18歳にこだわる必要はないと考える。

- 現状、入試センター試験は評価のスケールが一つのような気がする。たとえば、体育とか美術方面にすぐれた能力があっても、それは入試センター試験では全く評価の対象にならない。高校教育が多様化している中で、もう少し多様な評価の方法があってよいと思う。
- 高校の教育課程が多様化されたことに伴い、入試センター試験は多様な科目が出題されるが、基本は、高校段階の学習の達成度を測ることにある。これに対し、一芸一能にすぐれた、あるいは特別の能力については大学の個別試験でみる、ということであって、入試センター試験と個別試験は車の両輪の関係にあると思う。
- 入試センター試験の試験問題は、単なる知識を問うばかりでなく、思考力等を働かせなければ解けない問題など、工夫した内容になっており、問題自体は各関係方面から評価されている。ただ残念なことに、それが一般には十分理解されていない嫌いがある。
- 入試センターの努力は評価しているが、結果として、たとえば有名大学には、浪人を含めていわゆる受験高校出身者が多く入っているという事実がある。入試センター試験にも、

やはり受験技術や受験勉強期間に大体比例して成績が決まってしまうテストという印象をもつ。

- 入試センター試験は、大学教育を受けるに必要な基礎学力の有無をみるのが狙いである。個別試験で各大学・学部として必要な才能をみられるような試験を工夫していただけると、入試センター試験制度がよりよく機能すると思う。
- 工学部の入試で、数年前から入学定員の数パーセントを面接と調査書だけで選考を行っているが、これまでのところ、大学の中では非常によく評価されている。ただ、これは一般入試が他にあることが前提になっているからかも分からない。問題は経費と時間が大変かかることである。
- 大部分の学生はそれ程オリジナリティがあるわけではない。今の入試センター試験問題は良くつくられているので、入学定員の6、7割程度は今の制度の中で2次試験を工夫しながら採るべきと思っている。それ以外を如何にして採るかが問題である。たとえば面接そのほかの方法により各大学の独自性を発揮して採るべきと思う。それから、高校のカリキュラムが改訂されたことに対応して大学の方のカリキュラムを変える必要がある。それと連動して入試改革を行っていくことが必要だ。

○ どのような入試改革を試みても、予備校などがすべて対策を講じるから、それをもとに十分トレーニングした者が有利にならざるを得ない。予備校的入試の学習効果をいかにミニマイズするかということは至難の技であろう。

○ 医学部での話であるが、入学してからの成績との相関を調べたところ、高校の調査書との相関が最も高く、入試の成績との相関は殆どなかった。

○ 多くの研究報告書などで、大学在学中の成績と一番相関性があるのは高校3年間の成績であることが報告されているが、その議論をすると、常に高校間格差ということが問題にされる。この問題を考える時、オーストラリアのクィーンズランド州で行われている調整の方法は一つの参考になると思う。

○ 推薦入学の場合の調査書は、記載内容に十分信頼性をもてない面がある。

6. その他

委員長から、来る10月31日付学長任期満了に伴い退任される吉田委員（名古屋工業大学長）及び来る11月6日付東北大学長就任に伴い退任される阿部委員（東北大学教授）に対し謝辞が述べられ、両委員からそれぞれ退任の挨拶があった。

以上をもって閉会した。

第3 常置委員会

日時 平成8年10月16日(水) 13:30~16:05

場所 国立大学協会会議室

出席者 久々宮委員長

吉田, 安永, 平野, 後藤, 池田, 佐藤, 高橋, 小坂, 細川各委員

豊岡, 安岡各専門委員

(文部省)桜井学生課長, 竹田就職指導専門官, 岩根育英奨学専門官

久々宮委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 就職協定について

始めに桜井学生課長から、次の通り説明があった。

就職協定は、大学等9団体と企業側の間での紳士協定として、昭和28年以来紆余曲折はあったが行われてきた。現在の就職協定の内容は、7月1日求人票公示、8月1日前後を目標として採用選考開始、10月1日採用内定開始となっている。そして程度の差はあるが、毎年協定の定めた期日以前に活動を行ういわゆるフライングが発生し、今年はこれまで不況で学生の採用を手控えていた企業が採用数を増加する傾向があり、これに伴って企業側で優れた学生を確保するためかフライングが多いようである。そのことに関連して、10月20日、就職協定協議会の企業側の窓口である日経連の根本会長から、次のような発言があった。

- ① 就職協定は決めた以上、遵守を徹底することが必要である。
- ② もし守られないようなことがあれば自分が就職協定協議会世話人会代表の役目を果たしていないことになる認識している。
- ③ 真に協定遵守ならびに継続の意思があるかどうかについて、改めて年内に就職協定遵守懇談会(312社)加盟の企業のトップに

意思を確認したい。

- ④ その上で完全な確認ができればよし、確認できなければ世話人代表を降りる覚悟である。
- ⑤ この場合、就職協定が廃止されることも十分予想される。

また、その後企業側の事務レベル担当者の集まりである就職協定検討委員会では、就職協定は必要であると認識し、就職協定遵守の意思確認をすることを考えているとのことである。

日経連側の話では、協定が守れない一つの要因は、大学の理工系の教官より学生の就職内定を早く決めてほしいとのことで期日以前に話があり、企業としても教官との繋がりを壊したくないので、やむを得ず内々定をしてしまうからであるとのことである。

以上に対して、大学側9団体の就職問題懇談会としても、また国立大学協会としても対応を考えていただかなければならないが、理工系学生の就職は学生部だけでは把握できないので、直接学長が大学全体の問題としてお考えいただきたいと思い、本日伺った。これから来年度の就職協定締結の話合いが行われるが、協定は大学と企業のトップが締結したものであり、紳士協定ではあるが、学長以下が断固として協定を守ると表明し、教官に遵守して貰うことが必要であり、その点ご検討をお願いしたい。

ついで各委員から次のような点について意見

交換が行われた。

- 理工系にフライングがあるとのことであるが、分野により異なり、化学系の一部は個人的繋がりで少し早めに動くところもあるが、大体は理工系は学部も大学院も研究室の教官個々が就職を世話をするのでなく学科の就職担当教官が窓口となって調整し、期日になって一斉に企業に行かせるようになってきている。人文系と理工系とで異なると思うが理工系は就職を学生部を通じて行う体制は無いが、協定は大体守られていると思う。
- 協定で定める期日の前年末から、学生個人の自宅に就職関係資料が企業から送られてくるので、教官が協定を守るよう指導するのが難しい。
- 通年採用が増加しているが、それが主力になるにはかなり年数を要するので、それまでは協定締結の問題は継続して考えていかなければならない。
- 就職協定は、形式上は3月に卒業する者で大学院生、高専、短大生も含むが、常時議論の対象となるのは、学部学生である。大学院生は研究を通じて企業と接触を持ち協定遵守もほとんど形式的になってしまう。
- 理工系では電気系等は卒業生の80%が、大学院生であり、大学院生も協定に含ませて考えないと良くない。
- 就職協定は必要であり、一部フライングがあるとしても、協定を無くした時の状況を想定したら、学事日程を守るためにも協定を維持していかなくてはならない。
- 日経連が各企業に協定を守るよう強く求めるとのことであり、大学側としても、学長として来年度はとくに教室の教官まで強く協定を守るよう働きかける必要がある。

以上のうち、委員長から次のように述べ了承された。

国立大学協会として、就職協定は大学全体で守らなければならないものであり、いままでも守ってきているが、各大学でさらに学長から教室、研究室の教官まで協定を守るよう徹底することとする。そしてこのことを確認し、委員会の記録にとどめ、国立大学協会総会等で各学長に伝えて国立大学全体に徹底することとした。また就職問題懇談会でこの件について審議されたらその結果を受け国立大学協会でも具体的に対応をしたい。

2. 育英奨学事業の在り方について

委員長から、次のように説明があった。

文部省で育英奨学事業の在り方について調査研究を始めており、11月20日に国立大学協会よりヒヤリングしたいとの通知があったので、本日は文部省担当者から、調査研究の趣旨等について説明願ったうえ、ご審議願ひその意見に基づいてヒヤリングで意見を述べることにした。また別紙資料のとおり、第7常置委員会で、若手研究者と大学院学生に対する支援について審議しており、大学院学生の日本育英会奨学金について提言しているので、この点も含めご意見を伺いヒヤリングに臨みたい。

ついで文部省岩根育英奨学事業専門官より、次のような説明があった。

文部省で本年5月から、育英奨学事業の在り方について調査研究会を設け審議しており、色々な団体からご意見を聞いている。来年6月頃には報告書をまとめる予定である。調査研究の背景は、2点あり、一つは昨年2月に特殊法人の整理合理化についての閣議決定の中で日本育英会の事項もとり上げられており、奨学金に

について「大学院の重点化をはかっていくこと」、「高等学校の奨学金は各都道府県の現状を踏まえつつ今後の在り方を検討する」ことが言われていること、また一つは昨年6月の総務庁による行政監察の報告の中で、日本育英会についての勧告が出され、①奨学金の貸与率が国立、公立は20%弱、私立は10%弱となっている点に関連し、国立、公立、私立の奨学金の配分枠を見直すことについて、②教員採用希望者が多く、教員の給与水準も高くなってきていることから、教員に就職した場合の奨学金返還免除制度は使命を終えたものとして見直すことについて、③全都道府県にある支部と本部の役割分担、合理化について指摘されたことである。この閣議決定及び行政監察の結果を受けて調査研究が始まり10月末には私立大学連合からもヒヤリングを行うが、その際は私立大学連盟で出された「高等教育財政構想」の報告をもとにご意見を伺う予定である。

検討課題としては次のような事項が考えられている。

- 今後の育英奨学事業の在り方（学種別の奨学金の基本的在り方）
- 日本育英会の奨学金の基本的在り方（育英会の果たすべき役割、学力と家計による審査基準の在り方、奨学金の種別、支給方法の在り方、奨学金を通じた人材養成等）
- 大学院の奨学金の在り方（大学院奨学金の基本的性格、特別研究員等との関係、大学院奨学金の改善拡充）
- 大学学部の奨学金の在り方（国公立大学と私立大学間の配分、奨学生の予約採用と在学採用の比率、貸与人員、支給金額の改善等）
- 高等学校奨学金の在り方（この奨学金を都道府県の事業とすることについて）

- 返還免除制度の在り方（特別研究員等への返還免除、返還免除職への就職期限、教育職と研究職の取扱の相違、高等学校以下の教育職の返還免除制度について）

以上のうち、各委員から次のような意見があった。

- 行政監察で教育職に対する返還免除制度の縮小廃止を含む見直しが指摘されたということであるが、総務庁は奨学金をどのような性格のものとして考えているのか、指摘は納得できない。義務教育の軽視を招く、義務教育教員の人材供給をどう考えるか、経済効果だけで考えないでほしい。
- 私費留學生が増加している。これについても検討して貰いたい。日本育英会の奨学金は日本のみのスカラシップでなく国際的に通用するようなものを目指してほしい。現在国費留學生は月額約20万円の給付だが、日本人大学院学生の奨学金は10万円で貸与であり、この不均衡を無くす方向で検討してほしい。
- 国費留學生は20万円支給されても生活は大変である。帰国後に留學生が感謝の気持ちをもつように良い待遇で受け入れ留学させることが必要である。
- 大学院生も増加している。一律に考えるのではなく、奨学金も学部と大学院を区別し、どこに重点をかけるかはっきりする必要がある。
- 奨学生選考の審査で家計基準があるが、家計収入把握について自営業が有利という意見がある。この点検討されたい。
- 奨学金の名称を変更して、経済的支援を目的とするものは、「奨学ローン」とし性格をはっきり出し、育英目的の深淵な趣旨に寄るものは給費制の「奨学金」としてもらいたい。

- 学生がローンが貰えるなら進学するという
こともある。大学受験時点で奨学金の受給の
可否が判るよう、予約採用を増やす必要があ
る。
- 学部学生の奨学金と授業料免除はともに年
間約40万円で、奨学金は貸与で一方は給費と
考えられる。学生にとっては経済的利益は免
除の方がはるかに大きい、その両者の選考
基準は似ており、しかも両者の選考はほとん
ど独立に行われている。一般的に奨学金の方
を重視している感じであるが、両者の関係を
整理する必要がある。
- とくに成績優秀の学生に高額な奨学金を貸
与するという制度はどうか。
- 昔はそのような制度があり、社会全体がそ
れを奨励する空気があったが今はないのでは
ないか。
- TA, RA, 特別研究員などの制度ができ、
大学院生の支援も改善されてきているが、大
学院生の奨学金については、十分な額を出し、
給付制にしながら進んでいくことが必要であ
り、それが大学院重点化にも繋がる。第7常
置委員会の報告を踏まえ、ヒヤリングで意見
を出して貰いたい。
- 第7常置委員会の報告は、理工系大学院生
が中心のようで、人文系についての配慮が見
えない。TA, RAの必要人数も学問分野によ
り異なる。またTA, RAと奨学金、授業料

免除の問題も総合して考える必要がある。

以上のうち、委員長から、次の通り述べ承
された。

本日のご意見及び第7常置委員会の報告を踏
まえてヒヤリングに出席し、国立大学協会とし
ての意見を述べることにするが、なお10月末ま
でにとくに追加したいご意見があればお寄せい
ただきたい。またヒヤリングには、自分の他、
委員1人に出席をお願いして意見を述べること
としたい。

3. 就職協定協議会特別委員会等について

安岡専門委員から、5月以降開催された就職
協定遵守についての懇談会、就職協定協議会特
別委員会、就職問題懇談会などで、次のような
事項が検討報告されている旨説明があった。

- 就職情報についてのインターネットの活
用・機器整備について
 - 就職内定率の状況について
 - 中長期的な就職採用の在り方について
 - 就職協定遵守の状況と対応について
 - 大学の就職指導、就職活動の実態と課題に
ついて
 - 平成8年度第2回全国就職指導ガイダンス
及び全国就職問題協議会について
 - 米国の就職、採用事情について米国へ調査
団を派遣することについて
- 以上をもって本日の議事を終了した。

第4常置委員会

日時 平成8年10月28日(木) 13:30~15:00

場所 学士会分館(本郷)7号室

出席者 梶井委員長

荒川, 清水, 海妻, 吉原, 小泉, 大谷, 仲井, 守屋, 櫻井, 野地(代理: 浅見鳴門教育大副学長), 菰口, 佐古各委員

小島, 長松, 菅原, 磯野, 黒崎, 渡邊各専門委員

(文部省)早川給与班主査, 大庭給与第4係長, 膝館給与第2係長, 宮村任用計画官, 小島任用第4係長

梶井委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

議事に先立ち委員長から, 新たに委員に就任された守屋駿二和歌山大学長の紹介があった。

1. 第9次定員削減計画について

宮村任用計画官から次のような説明があった。

第8次定員削減実施については, 各大学のご協力を賜り感謝いたしたい。

第9次定員削減については, 昨年12月25日の閣議で実施を決定し, 本年7月31日の閣議で実施方法について決定した。その内容は平成9年度以降5年間で, 政府全体で定員削減数35,122人, 削減率4.11%, その内, 文部省は4,066人, 2.94%, 国立学校特別会計の職員は4,006人, 2.97%である。第8次定員削減と比較すると文部省は削減数で87人, 削減率で0.07%減少している。

文部省としては, ①教官, 看護婦等を削減対象から除外すること, ②支援職員についても教官と同様の配慮をすること, ③文部省全体の削減率を引き下げることが要望したが, 総務庁は, ①定員削減に聖域は設けない, ②現業部門の定員削減が限界に達している, ③国立学校の教官には常時かなりの欠員がある, ④文部省は増員官庁である, との理由から, 逆に教官, 看護婦

の削減率の引上げを求めてくるような状況であり, 大臣始め数度にわたり閣議決定の直前まで総務庁に対し配慮方を要望し, また国立大学協会からも要望していただいたところである。その結果, 教官, 看護婦については, 第8次と同じ0.4%の削減率に止めることができた。

定員削減は諸般の事情を考慮すると止むを得ないものであり, 文部省の努力をご理解のうえ, ご協力をお願いしたい。

2. 技術職員の位置付け及び待遇改善について

① 委員長から, 前回の委員会以降の動きについて次のとおり報告があった。

○ 前回の委員会で, 技術職員への専門行政職俸給表適用は引き続き要望していくが, 当面, 行政職俸給表の中で改善を考え, 官職の設定, 組織化等の措置を講じながら, それらにより技術職員が一つの固まった職種となった段階で人事院に行政職俸給表とは異なる専門職としての俸給表を要求したらどうか, また官職の設定については所管の高等教育局に要望してはどうかということになったので, 常務理事会で協議のうえ, 当面, 省令等で官職を設定し, 行(一)俸給表の中で処遇改善をはかることを文部省に要望することとなり, 8月19日に吉川会長が高等教育局長に面談要望し, また10月25日にはさらに本問題の重要性

を高等教育局として深く認識してもらうため、梶井委員長が文書をもって高等教育局長に面談し要望した。

- 全国大学高専教職員組合とも面談した。組合からは、技術職員への専門行政職俸給表適用の旗を降ろしたのではないかといわれたが、そうではないと説明した。
- 9月30日に、第1常置委員会、第4常置委員会、第7常置委員会の代表者による合同懇談会が、国大協として教育研究支援職員の問題について意識統一するため開催された。そこでは、第4常置委員会として、技術職員の地位確立をはかる場合その職務の位置付けをどのように規定するか、現行の人事課長通知の文言より、もう少し技術職員が自立性をもって職務を行っている点を強調する表現にすることを検討している旨説明したが、それを強調しすぎると、教育研究の主体性はどこにあるかという議論も出てくるとの意見もあった。また第1常置委員会からは、○助手、教務職員の問題について両者の職務内容は区別する必要はないのではないか、○助手については、従来助手制度が持っていた研究後継者養成機能は、大学院や特別研究員制度などの充実により、そちらに移行しつつあり、教育公務員特例法準用という曖昧な形はなくして教官として一本化したらどうかという意見や、○助手の職務は多様であり、研究者と技術者に育って行く未分化の状況であり、それを見極める意味でも助手制度は必要であるとの意見がある旨説明があった。第7常置委員会からは、大学院生の奨学金、RA、TA制度、特別研究員の充実で研究者養成のルートを確立する方向でのご意見があった。
- 小島専門委員が、技術職員の位置付け等の

問題について、東京地区大学教職員組合と面談した。

② 以上報告ののち、委員長から、次のように述べ審議に入った。

前回の委員会以後、3回作業委員会を開催し、まず技術職員の地位確立が必要であり、それを前提にして、それに相応しい処遇を求めて行くべきだということで検討を行った。まず本件について、文部省内の検討状況、動向について早川主査から説明をお聞きしたい。

ついで早川主査から次のとおり説明があった。

技術職員への専門行政職俸給表適用の問題については、人事課において人事院と内々に相談を行ってきたが、人事院からは同俸給表の適用は、大変難しいとの見解が示された。その理由としては、現在、専門行政職俸給表の適用を受けている職員は、法令上において官職が規定され、職務が均質で、かつ公権力の行使を伴う職務と位置付けられているが、これに対し、国立学校等における教室系技術職員の職務は、俸給表を含め極めて多種多様であり、明確化された職務とはとらえがたいことが挙げられる。

このような状況を踏まえつつ、現在省内の検討会においては技術職員の待遇改善をはかるためにどのような方策が考えられるのか、業務処理体制の整備等の視点も考慮しながら、検討を重ねている。結局は、大学における教育研究活動の活性化のために、優れた人材の確保が必要であり、業務処理体制の整備が必要ということになる。これに対し、これまで国大協では、技術職員について15人単位の学内限りの組織化（以下「国大協型組織化」という。）を進めてきたが、これが技術職員の地位向上になったのか、実質的に機能しているかについてはそうといえ

ない部分もある。その点を解消し、地位の向上に結び付くような制度上の組織化に転換していくべきではないかと思う。

その場合、各大学で、学部の国大協型組織について、概算要求により、現在、大学の5附置研究所にある技術室のような省令上の組織とすることは、その組織が機能するならば実現することは可能と思う。しかし、技術職員の人数の少ないところなど国大協型組織化もなく、それができないようなところもあり、位置付けの明確化がはかれるような「職」の設置が必要である。それには全国立大学統一の基準で、内部組織の細目、業務分掌等を定める場合の基準や省令等による職務権限の明定、資格基準の策定が必要となってくると思われる。そしてそれによって、待遇改善も行われることになる。先日委員長が高等教育局長に要望した趣旨も同じであるとのことであるので、今後、国大協と相談しながらこの問題を文部省内でも検討していきたい。

ついで委員長から、高等教育局長には、次のように要望した。この具体的手順として、作業委員会でも検討したが、いま早川主査から説明されたようなことが考えられるので、この点について検討し、問題解決をどのようにはかるか総会に提案していきたい旨説明があった。

『技術職員のモラルを向上し、優れた技術職員を大学に呼び込み、大学の教育研究を発展させる基礎とするためには、優れた技術職員を専門職として位置付け、さらに大学の実情に応じ、技術部等を設け、講座から離して業務体制の整備をはかり、技術職員は技術職員をもって管理、指導、活動させ、業務処理を効率化させる仕組みを作り、独立的な職としてその地位を社会的に浮上させ、処遇を改善することが教育研究の効率化をはかり、か

つ高度化に対応する措置として是非とも必要である。』

以上の説明ののち、各委員から、次のような点について意見があった。

- 「職」の設置とその後の専門行政職俸給表や別建の俸給表への移行実現との関係
- 各大学にできている国大協型組織化との連動関係
- 国大協型組織がないところとの関係
- 国大協型組織化が機能しているところの概算要求による省令上の組織の実現
- 既にある5附置研究所の技術室と、国大協型組織のある研究所の技術組織の制度化の形
- 大学の規模の多様性と国大協型組織の有無による技術組織の制度化の多様性の可否
- 各大学の技術職員の実情差と均質化の実現可能性
- 「職」の設置実現後の国大協型組織の活用
- ライン制を重視する組織とスタッフ制を重視する組織またその両者を組み合わせた組織
- 技術職員の職務権限、資格基準等についての客観的評価の実現
- 既設の研究所技術室による技術職員の位置付けの向上、機能面、組織運営面での円滑化以上ののち、委員長から、次のように述べ承された。

本委員会としては、文部省に技術職員の位置付けの明確化がはかれるような「職」の設置を求め、モデル校を選び具体的に作業をしてみてもどうかと思う。来る理事会では、技術職員の地位確立について、それへの第一ステップとして、技術職員の内部組織の細目、業務分掌等を定める場合の基準を立案し、それを国大協型組織と重ねた場合にどのようになるかを検討することを提案したい。

3. その他

委員長から、全大教等から、教務職員制度廃

止等について要望を受けており、これについては、次回以降、折を見て検討したい旨述べ承された。

第5常置委員会

日時 平成8年10月7日(月) 14:00~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 江崎委員長

木村, 有山, 水岡, 佐々木, 加藤, 吉田, 桂各委員

(文部省)小山内留学生課留学生交流政策室長, 坪田国際企画課企画調整係長

江崎委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より、前回委員会(H.8.4.25)以降、学長交代に伴い新たに委員に就任された桂 幸昭琉球大学長の紹介があった。
〔議事〕

1. 第5回UMAP会議の報告について

水岡委員から、配付資料「UMAP第5回大会報告」に基づき、概ね次のような報告があった。

平成8年8月20日~23日、ニュージーランドのオークランド市において「UMAPの新しい段階へと発展させる」というテーマの下、第5回UMAP(アジア太平洋大学交流)会議が開催され、日本代表として井村裕夫副会長(団長)、西村重雄第5常置委員会委員、西川 潤早稲田大学教授と私が出席した。

第5回UMAP会議は、11ヶ国・機関(ニュージーランド・日本・オーストラリア・タイ・韓国・台湾・香港・アメリカ合衆国・カナダ・サモア・フィジー。モンゴルはカントリー・レポート提出による紙上参加)が参加の他、英国からエラスムス計画紹介のため2名がゲスト参加し、合計65名の参加者があった。(日本からは代表の他、12名が参加)

今大会の意義は、第4回UMAP大阪会議ま

での哲学・理念の討議の段階から、具体的な交流のための諸施策(特に短期学部学生交流・国際事務局設置等)を講じるという点である。

第5回UMAP会議は、8月20日午後の開会セレモニーの後、翌8月21日より本格的な討論に移り、まずオークランド大学副学長 Roy Sharp 教授より「UMAPの見通し案と戦略計画」に沿って幾つかの重要な問題提起があり、次のような事項について議論があった。

- (1) バイラテラルな協定の一層の発展
- (2) 学生交換プログラムの確立
- (3) 交流の障害の解決
- (4) 企業間との協力の促進
- (5) 小規模かつ費用効率的な国際事務局設置の必要性
- (6) 留学交流の事業に対する unspecified credit 授与の可能性の検討
- (7) 短期留学の教授言語、特に1年間の前半を英語による授業と地元言語の教育、後半を地元言語による授業履修に分割して授業する方法の検討
- (8) 短期留学のカリキュラム・奨学金制度に関する情報提供

続いて、午後(1時半)から、英国ケント大学

教務部 John Reilly 氏が欧州のエラスムス-ソクラテス計画の経験の紹介があった。その重要な点は次の通りである。

- (1) エラスムス-ソクラテス計画は50万人の学生が関わるまでに成長し、東欧やバルト3国にも拡張
- (2) プログラム全体が双方交流から多角交流への方向性が明確化し、2大学間の協同関係から、ECと個別教育機関との契約関係に、交流の実施過程が変化
- (3) 授業での使用言語は地元言語の重視の方向性

午後（3時半）から、米国ローシアン協会のスミス氏よりJUSSEP小委員会等で議論の米国短期留学政策の経験やUMAPでの議論を踏まえ、「A UMAP for Next Century」と題する包括的提言が報告された。その要点は次の通りである。

- (1) UMAPに国別の拠出金による会員制度を導入し、小規模な事務局を設置
- (2) インターネットを利用した情報クリアリング・ハウスを設置
- (3) 単位互換の可能性を高めるための合理的機構を確立する。ローシアン協会は「教育パスポート」を提案
- (4) 「交流銀行制度 (Exchange Banking System)」(米国は1979年、当制度創設)の導入を提案

翌22日は、セッション1～5に分けて、UMAPの戦略計画の主要な要素を巡り討論がなされた。

第1セッションは、「双方交流に関わる現行諸問題」のテーマで、単位互換、教授言語を議論の予定だったが、プレゼンテーションに時間を取られ討論するに至らなかった。次回会議で改

めて議論することとなった。

第2セッションは、「多角的交流のスキーム」のテーマで、UMAPのコンセプトの中で多角的交流をどのように促進するか、を議論した。フロアから、次のような4段階を経て多角的交流を図るという積極的な提案があった。

- (1) 大学間の双方交流の推進⇒
- (2) UMAP関係国間で2国間協定を結び、協定加盟大学内での多角的交流を図る⇒
- (3) 多数の2国間協定の蓄積の上に、2国間協定がオーバーラップする国々の関係大学間で多角的交流を図る⇒
- (4) ECで既に実践のような、全面的な多角的交流に進む。

第3セッション及び第4セッションは、「UMAPにおける報告の在り方」「UMAPのビジョンの普及宣伝」をテーマに議論された。

第5セッションは、「UMAP事務局の機能と設置」がテーマで、本会議の主要議題であった。本件は次の議題なので、後程、説明する。

最終日の23日は、総会が開催され、前日までの会議の総括がなされた。その報告(Draft)を本日資料として配付してある。なお、次回UMAPワーキング・パーティ(作業部会)は1997年11月14日、タイのNaresuan大学で、また第6回UMAP会議は1998年タイのバンコク大学で開催されることが決定した。(第7回UMAP会議は韓国とサモアから申し出があった。)

2. UMAP国際事務局の設置について

委員長より、次のように述べられた後、配付資料「UMAP国際事務局について」に基づき報告があった。

UMAP国際事務局設置に関する今までの経緯を簡単に説明する。

1995年8月開催のUMAPワーキング・パーティで、第5回UMAP会議で国際事務局設置の明確な決定を行うことが合意されるとともに、日本も設置国の候補にあがった。これについて第5常置委員会で協議の結果、配付資料「UMAP国際事務局について」の通りの文書を作成し、第5回UMAP会議に提出することを、急速、8月5日開催の常務理事会に語り、その了承を得て提案した。

続いて水岡委員より、概ね次のような、第5回UMAP会議における、UMAP国際事務局に関する審議状況に報告があった。

まず、大会に先立ち、ワーキング・パーティが開催され、国大協からのUMAP国際事務局設置の提案を踏まえて協議した結果、UMAP国際事務局に関して、次の通りの合意が得られた。

- (1) 日本にひとつの拠点を置く。
- (2) 職員2名を置き、1名は日本人以外の者とし、会員国から任用する。
- (3) 事務局は、各国かその大学連合の拠出金で運営する。
- (4) 資金拠出額は、例えば1国1年当たり、10,000USドル（合意に達せず）。
- (5) 資金拠出国が「コンソーシアム」を作り、将来、ワーキング・パーティを改め、UMAP「理事国」を構成する。
- (6) UMAP「理事国」は、オーストラリア、日本、韓国、タイ、合衆国、台湾、香港、ニュージーランドとする。
- (7) 拠出国以外にも、UMAP活動に関わる。

そして、8月22日開催の第5セッションにおいて、本日配付のAVCC（全豪州大学長協会）提出の「UMAP事務局の機能と設置を討議する8月22日の第5セッションのためのバックグ

ラウンド・ペーパー」をも参考に審議した結果、ワーキング・パーティでの合意の他に、次のような事柄について討議した。

- (1) 既存の日本の大学関係諸組織（文部省、国立大学等）と国際事務局との関係
- (2) UMAPの規約の制定。会員の定義・資格の明確化
- (3) 新たにUMAP理事会を設置し、理事会がマクロレベルでの事務局運営の意思決定
- (4) 日本人職員の身分・賃金負担、有能な人材確保の明確化。職員は語学、コンピュータ技能、留学関係の知識・経験、創造的・主体的に政策具体化の可能な人材が求められる。
- (5) 具体的な事務局費用の見積り及び日本側の負担部分
- (6) 国際事務局の他に、タイより韓国・タイ・オーストラリアに「地域事務局」設置の提案。国際事務局と地域事務局の機能・役割負担の明確化

翌8月23日午前総会が開催され、UMAP国際事務局についての議論が続けられ、協議の結果、配付資料「第5回UMAP総会についての報告(Draft)」の通り、総会は次のことに賛成した。

- (1) 日本の申し出は感謝をもって歓迎され、国立大学協会は日本に事務局を設置する申し出を更に進めて、資金援助のレベルを含む詳細を提出することを期待される。
- (2) より具体的になった日本の申し出はメンバー国に配付される。その時（多分1996年12月）、タイの地域事務局に関する補充提案も一緒に配付される。
- (3) John Scutt, 水岡不二雄, Kanok Wongtrangan はグループを作って事務局設置

提案についての意見を受け付ける。もし必要があれば、国立大学協会とUMAPメンバーの斡旋役として行動する。

- (4) 事務局設置提案の最終期限は1997年タイで開かれる次のワーキング・パーティまでとする。事務局問題についての各国の意見は1997年2月中に提出されたい。

引き続き、水岡委員より配付資料「UMAP国際事務局設置(水岡試案)」に基づき、以下の項目(①組織形態、②設置場所、③職員、④備品、⑤事務局運営、⑥年間予算、⑦地域事務局との関係、⑧規約制定)について説明があった。

次に、委員長より次のように述べられた。

只今、水岡委員より国際事務局設置に関するUMAP会議における審議状況を説明いただいた。これについて、去る9月18日開催の常務理事会で、今のような事情を井村副会長が報告され、対応策を協議した。

その結果、国大協としては次のような方針で対応することとし、これを踏まえて第5常置委員会において次回理事会(10月30日開催)までに具体案作成の要請があったので、本日ご協議いただきたい。

- (1) UMAPの運営管理は、原則として全参加機関(国)のイコール・フットイングで行われるべきであり、財政負担も平等(応分)でなければならない。国際事務局設置についても、この原則により行われるべきものとする。

- (2) 国際事務局を設置した場合の運営経費は、約3,600万円(試算:人件費2,400万円(2名)、備品800万円(単年度)、通信費・消耗品費等500万円)を必要とするが、現段階ではこれらの経費を、参加機関(国)の

拠出金、日本における国の補助、国・公・私立大学の負担金を求めて調達することは極めて困難な状況にあると考える。

- (3) 従って、現実的ステップとしては、2段階方式が考えられる。

○第1段階として、

特定の大学のボランティア等で仮事務局を設け、例えば、2年位様子を見る。その間、日本側の職員1名と事務所の経費を日本側で負担する。

業務の範囲は、ワーキング・パーティ、理事会開催の招集の準備、総会開催国と連携して総会の招集準備、情報の交換、UMAP組織の検討等とする。

○第2段階として、

全参加機関(国)が平等(応分)の負担に応じ、国際事務局運営の財源について所定の額を確保しうる時期がきた時に、正式な国際事務局として発足し、本格的な業務を行う。

- (4) 公立・私立大学の団体にも、この趣旨を伝え参加を呼びかけ、UMAP国際事務局設置の検討会を早急に設ける。検討会の業務は国立大学協会が世話する。

これについて、概ね次のような意見交換があった。

○ 第1段階の業務範囲は基本的には1人でどれだけの業務が可能か、という問題である。

○ AVCC(全豪州大学長協会)提出のバックグラウンド・ペーパーの「UMAP事務局の機能」の8項目の内、②主催国と協同によるワーキング・パーティ及びUMAP会議の運営、③ワーキング・パーティ及びUMAP会議の会議資料・議事録作成、⑤UMAPメンバー以外の資金提出可能な国際諸機関等との連

携, ⑦ UMAP コア・ホームページの運営,
は可能ではないか。

また, ① UMAP 情報の提供及び普及宣伝,
④ 基本データベースの作成, ⑥ 留学情報の提
供等も, 各国より情報提供等の協力があれば,
インターネットや E-mail を活用すれば部分
的に実施可能と思う。

- 初めに可能な資金拠出金額を試算し, その
上で第 1 段階の事務局の規模を検討すべきで
ある。試算に基づくと, 初年度経費で人件費
1,200万円, 備品800万円, 通信費・消耗品費
等500万円で, 合計2,500万円が必要で, 国公
私立大学団体等の負担で, この金額を拠出す
ることは非常に困難である。なお, 世界大学
長会議や国際大学協会は加入大学・加入者か
ら会費を徴収し運営している。
- 文部省は取り敢えず立ち上げる段階で, 若
干の経費を補助することを考えている。
- 所要経費及び実現性は現段階では分からな
いが, インターネットによる情報提供の早期
実施の方向であれば, 企画は国際事務局職員
が行い, 実際の技術的作業は日本国際教育協
会に依頼し, 各国の留学生等は日本の在外公
館にアプローチすれば, 日本国際教育協会の
ホームページにリンクされるので, 更にそこ
から UMAP 事務局にリンクが可能なら, 留
学情報の早期実施ができると思う。
- それならば, ワークステーションなしで,
普通のものより若干高性能なパソコンで対応
が可能。
- 常務理事会で, 国立大学で国際事務局のス
ペースを提供することは, 非常に難しい問題
で, 十分検討願いたいとの意見があった。
- 日本国際教育協会や内外学生センターに国
際事務局を設置できれば一番よいが, これは

各団体の話となる。

- 文部省の援助の場合, 大学の方がやりやす
い。大学の了承が得られれば, 暫定的に一橋
大学に設置することを検討したらどうか。
- 国際事務局設置については, 公立大学協会
と日本私立大学団体連合会に呼びかけ, 検討
会を設けて, 早急に検討する必要がある。そ
の世話は国大協が行う。
- 第 1 段階は日本が全額負担, 第 2 段階は参
加機関(国)の平等(応分)な財政負担の合
意が得られれば, 更に発展させる, という提
案はリーズナブルと思う。第 1 段階は暫定的
に事務局を設置し, 2 段階目で正式に国際事
務局を設置することを提案する。
- 第 2 段階の平等(応分)の財政負担は, UM
A P において議論すべき性質の問題と考
える。
概ね以上のような意見交換があり, 本日の意
見を踏まえ, 引き続き開催される UMAP 小委
員会で更に具体案を検討することとなった。

3. AAC&U (米国大学協会) のメンバーの来 日について

委員長より, 配付資料に基づき次のように述
べられた。

米国大学協会のメンバーが, 来る10月15日
~10月25日にわたり, 現在 JUSSEP 小委員
会で検討している短期留学プログラムの進捗状
況の視察及び担当教官・関係者との懇談並びに
留学生との話合い, クラス訪問を目的に来日す
る。

訪問大学は, このプログラムを今秋より開始
した, 広島大学・大阪大学・名古屋大学・千葉
大学の他, 既に実施している九州大学・筑波大
学・東京大学(駒場)である。

来日者：Dr. Joseph Johnston (AAC&U のプログラム
の副会長)

プログラムのディレクター) 他

Ms. Jane R. Spalding (AAC&U のプ

以上をもって本日の議事を終了した。

第 6 常置委員会

日 時 平成 8 年 10 月 2 日 (水) 13:30~16:00

場 所 学士会分館 (本郷) 6 号室

出席者 武藤委員長

厚谷, 吉田, 松井, 石川, 鈴木, 小黒, 西塚, 廣中, 杉岡, 江田各委員
小川, 黒川各専門委員

(文部省)早田大学課長, 関大学課課長補佐, 桜井学生課長, 素川研究機関課
長, 本間研究機関課長補佐, 下林国立学校特別会計調査官
(国立学校財務センター)前川所長, 市川研究部長

武藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から, 新たに委員として
ご出席された廣中平祐山口大学長, 江田昌佑鹿
屋体育大学長並びに本日ご出席の文部省の早田
大学課長, 関大学課課長補佐, 桜井学生課長,
素川研究機関課長, 本間研究機関課長補佐, 下
林国立学校特別会計調査官, オブザーバーとし
てご出席の国立学校財務センター前川所長, 市
川研究部長の紹介があったのち, 議事に入った。
〔議 事〕

1. 専門委員の委嘱について

委員長より, 菊川専門委員 (東京医科歯科大
学事務局長) の転出に伴う後任の専門委員とし
て小川修正東京医科歯科大学事務局長並びに中
林専門委員 (京都大学事務局長) の転出に伴う
後任の専門委員に黒川 征京都大学事務局長を
委嘱したい旨諮られ, 異議なく承認された。

また, 委員長から, 小川専門委員には「学生
納付金等検討小委員会」委員もお願いすること
として, 9月18日開催の常任理事会で承認を得
た旨の説明があり追認された。

ついで, 両専門委員の紹介があった。

2. 平成 9 年度概算要求並びに大蔵省との折衝 状況等について

委員長から, 平成 9 年度概算要求事項につい
て, 早田大学課長からご説明願いたい旨発言が
あり, 同課長から, 配付資料に基づき「平成 9
年度国立学校特別会計概算要求額総表」による
総括説明について, 次の事項の具体的な説明が
あった。

「国立大学の整備充実のための平成 9 年度概
算要求主要事項」

○主要経費関係

- 1) 大学院の充実と改革
- 2) 教育研究の活性化等大学改革の推進
- 3) 創造的な人材養成をめざす理工系教育の推
進等
- 4) 人間性豊かな医療人育成をめざす医学系教
育の推進等
- 5) 高度情報化社会に対応した教育研究の推進
- 6) 研究支援体制の充実・強化一優れた若手研
究者の養成・確保一
- 7) 所長のリーダーシップ発揮支援
- 8) 卓越した研究拠点 (COE) の形成

- 9) 学術情報基盤の整備充実
 - 10) 研究設備費の充実
 - 11) 大型基礎研究の重点的推進
 - 12) 国立学校施設の高度化・多様化の推進
- 以上のほか、国公立を通ずるものとして、
- 1) 科学研究費補助金、2) 日本学術振興会事業、
 - 3) 育英奨学事業、の説明があった。

○ 機構・定員関係

- 1) 政策研究大学院大学（仮称）の創設
- 2) 学部の設置、教養部の改組
- 3) 工科系学部の創設
- 4) 学科の設置・短期大学部の転換等
- 5) 大学共同利用機関の設置等

ついで、桜井学生課長並びに素川研究機関課長から追加説明があったのち、次のような事項について意見交換が行われた。

○ ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの認められた大学数、研究支援職員の増加見込みについて

○ 若手教員研究支援経費で、一定の研究期間（3年以上）の目安を示して任用された若手助手と身分的な任期制の問題について

○ 研究支援体制とRAについて

○ 非実験系講座経費（図書費）の増額について

○ 大学院大学へシフトした場合、大学の学部教育への支障の問題（支援職員の不足等）について

○ カリキュラム改善等大学改革を支援するための経費について

○ 学長裁量経費の今後の見通し（増額）について

○ 予算の単年度制の問題について

○ 授業料収入と授業料免除枠について

以上について意見交換が行われたのち、文部

省関係官が退席（桜井学生課長を除く）された。

3. 学生納付金問題について

委員長から、この問題については、学生納付金等検討小委員会を3回にわたり開催し、国立大学における学生の納付金（検定料、入学料、授業料）について検討を行い、その際の意見を取り纏めたのでご審議願いたい旨述べられ、配付資料に基づき、次のような説明が行われた。

1) 学部学生の納付金(特に授業料を中心に)

① 学生が大学で教育をうけている事実、また公私立大学では学生が授業料を納入していることから、国立大学の学生の授業料を無料とする理由を作ることは困難である。国立大学においてもある程度の授業料を納入するのはやむを得ない。授業料増額に対して要望書を提出する場合は給与・物価の上昇率などを基準に意見を述べることとなる。

② 国立大学の学生教育は、わが国における人材養成の目的に沿うものであり、授業料の納付を巷でいわれる所謂「受益者負担」と同列視することは出来ない。

③ 国大協第1常置委員会で討議されている「国立大学の存在意義」の趣旨に従えば国立大学授業料の納付を「受益者負担」と呼ぶのは適切ではない。国大協としての基本的な考え方を明確にすべきではないか。

2) 国立大学の授業料に学部間の差を設けるべきとの意見について

① 学生納付金特に授業料に関し、国立大学と私立大学との間に差がみられるのは理・工・農学系や医・歯・薬学系学部である。人文社会学系は殆ど差がなく、むしろ低額のところがあるといわれている。

② 国立大学においては学生の適性に応じ、家庭の経済状態に左右されることなく進学希望の学部を選択できるのが特徴である。

③ 学部間の授業料の差を認めた場合、理・工・農学系や医・歯・薬学系学部の卒業生は人文社会科学系学部卒業生に比べ高額な給与の要求を当然の権利と考える風潮を生ずる可能性がある。

④ 国立大学の学部間の授業料格差導入は認めて、その一方で父兄の収入を検討して学生に対する奨学金貸与数を増すと共に格差を設け、必要により授業料免除の範囲を拡大すればという意見もある。

3) 大学院学生の納付金について

① 本委員会では、当然、大学院学生の納付金についても検討し、学生への経済的支援(経済的基盤の確立)を図る必要がある。これにより大学院への進学率が高まる。

② 大学院学生の授業料は、修士課程では学部学生より低額とし、博士課程では更に低額とするか、零とする方法もある。

③ あるいは、授業料は学部学生と同程度としておき、現在より数多くの大学院学生をTA, RA, 博士課程の学術振興会特別研究員とするのも一方策である。勿論、企業から給与支給を受けながら入学する学生は、その対象ではない。

以上の説明について、次のような事項について意見交換が行われた。

- 国立大学の果たすべき役割について
- 授業料の値上げに反対する要望理由として、私学との比較でなく給与・物価の上昇率

等一般的なものを基準とすることについて

○ 国立大学と私立大学との受益者負担の考え方について

○ 授業料納付の基本理念と現実的処理の問題について

○ 学部別授業料を認めた場合、学生は家庭の経済力の差により専門分野選択の問題が生じることについて

○ 大学院における授業料の問題について

4. 国立大学の法人化及び都道府県移管問題について

委員長から、現在、財政制度審議会で提案されている、国立大学の法人化及び都道府県移管問題について、学生納付金等検討小委員会で若干の意見交換を行った旨述べられ、配付資料に基づき説明があった。

5. 税制改正に関する要望について

委員長より、平成9年度税制改正に当たり、「育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄附金について住民税の控除制度を創設することに関する要望について」先般各委員宛に要望書の提出等について文書による協議をした結果、要望書案に若干の修正意見があった旨述べられ、配付資料に基づき修正個所の説明が行われ、協議の結果、要望書を提出することについて原案どおり了承された。

なお、要望書の提出時期については、文部省から連絡があり次第持参することとされた。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7常置委員会

日時 平成8年10月1日(火) 13:00~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 西澤委員長

丹保, 海妻, 丸山(工), 鈴木, 有山, 小川, 廣田, 松尾, 小坂, 早坂各委員
小山, 藤野, 六本, 長尾各専門委員
(文部省)林学術情報課長, 井深大学図書館係長

西澤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 本日出席いただいた文部省の林学術情報課長, 井深大学図書館係長の紹介があった。

〔議事〕

1. 複写権に関する問題について

委員長から, 前回日本複写権センターより, 一部国立大学に対して「大学事務局内の公務の必要上行われる文献複写」について, 有山委員に問題点の整理をお願いしたので, ご説明願いたい旨発言があった。

ついで同委員から, 配付資料に基づき次のような説明があった。

- 1) 文献等の複写問題については, かつて学術情報特別委員会で, 二度にわたり見解をまとめているが, これは「参考資料」として各種の意見を併記したものであり, あるいは関係機関へ「要望」を述べたものであって, 国大協として明確な態度を示したのではない。
- 2) 第7常置委員会としては, 大学事務局内の文献複写にかかる『複写利用許諾契約』の是非について答えるために, 必要な調査研究はこれまでに行ってない。
- 3) 大学事務局内で行う文献複写は, 直接研究教育に係わるのではなく, むしろ行政的な問題であり第7常置委員会の審議になじむか, 若干の疑問がある。

4) 大学事務局内での文献複写利用ということだが, 他のカテゴリーの複写の問題に影響が生ずるようでは困る。したがって第7常置委員会として, 希望を述べることはあってもよいであろう。

5) 現時点で大学事務局内の文献複写にかかる『複写利用許諾契約』を締結している大学は国公立を通じて皆無である。

6) 文部省においては, 平成4年2月に「国立大学等における複写複製問題に関する省内連絡会議」が設置されたが, まだ結論がだされていない。

以上同委員から問題点等について説明があった後, 委員長から本日は問題提起に止め, 次回からご審議頂きたい旨述べられ, 了承された。

2. 学術情報に関する問題について

委員長から, 大学附属図書館等における学術情報について, 有山委員・藤野専門委員に前回の意見交換の問題点等をペーパーに纏めて頂いたのでご説明願いたい旨述べられた。

ついで, 有山委員から, 配付資料に基づき次のような説明があった。

1) 基本的認識について

学術情報の量の激増と多様化, 特に電子媒体の普及により, 大学附属図書館は大きな転換期を迎えており, 適切な対応を迫られている。

2) 早急な対応を求められている事項について

て

(1) 図書館資料購入費の増額について

①1989～90年頃から横這い状態、②継続購入が不可欠な学術雑誌の価格の上昇、③学術雑誌の増加、④電子化された資料、映像資料、音響資料等、購入すべき資料の多様化、⑤多くの大学で教官当校費の一部を図書館資料費に充当する方式が採用されているが、人文社会系の学部等においても近年は機器購入経費等が増大し、資料費にまわすオーバーヘッドの比率を引下げたいという要求がでるようになってきていると、学内措置による図書館資料費の補填にも限界が来ている。

(2) 学生用図書購入費の増額

①1989年頃から購入費が漸減の傾向にある、②教育改革に関連して学生用図書の充実が望まれる、③留学生が見たいとする図書が殆ど無い。

(3) 図書館基準面積の改定と早期対応

①書庫スペースの不足への対応、②利用者への環境の改善、③電子化に伴う新しい機器類の導入・設置への対応。

(4) 共同保存図書館の設置

大多数の大学附属図書館はスペースが逼迫しており増築が望まれるが、手当てが容易に出来ない。蔵書は常時使用されるとは限らないので、資料保存のシステムを根本的に見直す時期にある。大学共同の保存図書館を設置し、資料の共同利用を図る必要が考えられる。

(5) 電子化への対応

①ハードウェアの整備と併せ、人の手当ても必要（図書館職員の構成の見直し、技術職員の配属の必要性、図書館職員の再教育、新しいタイプの図書館職員の養成態勢の整備、図書館職員の資格、採用時の試験区分の改正）、②資料の電子化・電子媒体の利用に関わる著作権処理

方式の改善。

以上の説明に基づき、電子化に向けた新しい大学附属図書館の様々な問題について次のような意見交換が行われた。

- 学生用図書購入費で、留学生用に係るものは、概算要求などで別枠とならないか。
 - 電子化に伴い、既存の図書カードを入力する経費を、長期（10～15年）的な体制で受入れができるよう予算措置ができないか。
 - 学部における基礎教育科目（共通教育）として、情報図書館学、図書館利用法学等の講義を設ける必要がある。
 - 資料補修・保存のための財政支援は急を要する。
 - 電子化の前提となる、新しい附属図書館の職員のあり方などの問題。
 - 附属図書館が電子化の進展に伴って状況が大きく変わってきた。業務量の増、人手不足・能力不足等について見直しの時期がきている。
 - 大学の教育研究活動全般を通じて、附属図書館がどのように機能すべきか広い視野での議論が必要ではないか。新しい観点で附属図書館の位置付け・役割を明らかにすべきである。
- 以上意見交換があったのち、委員長から、この問題は次回も引き続きご議論を頂きながら問題点を整理していきたいと述べられ、了承された。

3. 次期委員長の選出について

委員長から、私の学長任期（東北大学長）が11月5日をもって満了し、委員長を退任することになるので、後任の委員長の互選をお願いしたい旨述べられ、協議の結果、丸山（工）委員

(千葉大学長)が次期委員長に選出された。

4. RA, TA, PDのあり方などについて

委員長より、昨日(10.30)第1・第4・第7常置委員会の代表者による合同懇談会が開催され、本委員会からは委員長と丸山(工)・中嶋委員に出席頂いた。開催の主旨は現在、第1常置委員会では、助手・教務職員の職務・制度、第4常置委員会では、教室系技術職員の処遇改善・位置付け、第7常置委員会では、RA, TA, 特別研究員等について審議しているが、国大協としてこれらについて統一的な考えを纏めていく必要があるとされ、意見交換が行われたものであるとの説明があり、本委員会で今までに検討を加えてきた、「若手研究者と大学院学生に対する支援について」一応の纏めを総会に報告をしたいので、資料について、丹保委員にご説明願いたい旨発言があった。

ついで同委員から、配付資料に基づき次のような説明があった。

今までに審議された内容は大学院修士課程の学生10万人と博士後期課程の学生4万人、及びポストドクターの研究者に対する支援を主としたもので、その骨子は、①基本事項について、②日本育英奨学金について、③RA, TAについて、④特別研究員の制度について、⑤総合的な制度の充実についての5項目に区分したものであるが、前回に意見のあった数カ所の修正と、前段に前書きの部分をつけ加えた。

以上の説明について若干の意見交換があったのち、委員長から、RA, TA, PDを中心とした「若手研究者と大学院学生に対する支援」について、数回にわたりご審議を頂いたので秋の総会に中間報告をしたい、その取り纏めを丹保委員にお願いし、次回(11月5日開催予定)に

最終的に確認いただくこととしたい旨述べられ、了承された。

5. 科学研究費の配分と評価について

委員長より、前回の委員会で審査の方法について、新しい提案がなされ、その内容を丸山(工)委員に取り纏め頂いたので、ご説明願いたい旨発言があった。

ついで同委員から、配付資料により審査部分を記述した箇所の概要について、次のような説明があった。

日本では、学問の将来を見通す責任を担った上で申請書を審査できる科学者は数少ない。海外で流行しているテーマのみ目を奪われるようでは本当に独創性のある研究テーマを選ぶことはできない。そこで、公平な上でビジョンをもった審査員の育成を速やかに開始することを提案する。

評価審査委員会は各学問分野の代表を数名グループに束ねた第1段と、取りまとめを行う第2段で構成し、①第2段委員会はデルファイ法(未来予測)的なアンケートを作成する、②採点に際しては各学問分野毎に第1段委員のアンケートと現状を考慮して模範回答を作成する、③この評価審査委員会については科学研究費に限らずわが国全体の科学・技術の発展のために国会に設けるという考え方がある。

以上同委員の説明について質疑があったのち、委員長から、科学研究費の配分と評価の問題については、今後更に検討を加えていくこととなるが、取り敢えず今回までの審議内容を秋の総会に報告することとして、その纏めを丸山(工)委員にお願いし、次回(11月5日開催予定)に提案頂くこととしたい旨述べられ、了承された。

6. その他

委員長から、本日は議題として、大学院のあり方について、生涯学習についてを準備したが、

時間の都合で審議を次回に繰越したい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7常置委員会

日時 平成8年11月5日(火) 13:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 丹保, 荒川, 海妻, 丸山(工), 鈴木, 中嶋, 有山, 小川, 廣田, 松尾, 丸山(和), 田村, 小坂, 佐々木, 早坂各委員
小山, 藤野, 六本, 長尾各専門委員

西澤委員長欠席のため、委員長代理として次期委員長の丸山(工)委員主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. RA, TA, PDのあり方などについて

丸山(工)委員長代理から、次のように述べられた。

RA, TA, PDを中心とした、若手研究者と大学院学生に対する支援について、毎回の議論の内容を丹保委員に纏めて頂きながら検討を進めてきたが、ここで最後の纏めをして秋の総会に報告をしたい。

本日は西澤委員長が所用で欠席されているが、委員長から今までの総まとめについて資料が届いているので、丹保委員にご説明頂きたい。

ついで、同委員から、委員長の記述は今まで行われた検討の積重ねであり、それほどの変更点はないと述べられ配付資料「若手研究者と大学院学生に対する支援」に基づき説明が行われた。

以上の説明について意見交換が行われたのち、委員長代理から次のように諮られ、了承された。

この問題については、本日で審議を打ち切り

(この議題に関連して発生した助手問題は別の機会に検討を行う)とし、11月13日開催の総会に報告することとしたい。報告書の纏めについては、今まで行われた議論を基に、私と丹保委員に一任願いたい。

2. 科学研究費の配分と評価

委員長代理から、今まで数回にわたり「科学研究費の配分と評価」の内容で議論を重ねてきたが、秋の総会へは「審査」のみに絞って報告することとしたい旨述べられ、配付資料「科学研究費の審査について」に基づき説明が行われた。

以上の説明について、審査問題を提言するにはもっと現実的な内容とすべきではないか等の意見交換があったのち、委員長代理から、本日の配付資料については、西澤委員長が急遽取り纏めたもので十分な議論は尽くされていないが、本日の意見交換を基に若干の修正を行い秋の総会に中間報告をすることとし、具体的な実施の方策等については、学術会議との関連もあることから連絡を密にしながら、継続課題としたい旨述べられ、了承された。

3. 複写に関する問題について

委員長代理より、日本複写権センターから、一部の国立大学に対して申し入れのあった、大学事務局庁舎内使用にかかる「複写料許諾契約の締結」に関する問題については、前回の委員会において、若干の意見交換をして頂き、その問題点の取り纏めを有山委員にお願いしたので、ご説明願いたい旨発言があった。

ついで、同委員から、前回の説明と重複する個所があると前置きされ、配付資料「国立大学における複写に関する問題について」に基づき次のような説明があった。

- 1) 国大協では著作権問題については、旧学術情報特別委員会において2回にわたり見解を出しているが、これは「参考資料」として各方面へ要望を述べたものであり、国大協としての態度を示したものでない。
- 2) 本委員会が発足してからは著作権問題の検討は行っていないので、今回の申し入れに対し明確な見解を示すには、専門家の意見聴取を含む慎重な調査研究が必要である。
- 3) 国大協としての見解を述べるには、この委員会の審議を経て総会への付議が必要である。
- 4) この複写料許諾契約は行政上の問題であり、国大協の審議になじまないとの考え方もある。
- 5) 大学事務局庁舎内での複写は明らかに著作権法第30・31・35条適用の対象となり得ないと思慮されるが、42条との関連はどうなるか。
- 6) 知的所有権は尊重すべきであり、その観点から大学は進んで許諾契約を締結すべきとの考え方もある。
- 7) 著作権者に著しい損害を与えるものでない

限り、教育・研究の円滑な遂行のため免除規定が適用されてしかるべきという考え方もある。

以上の説明について、意見交換が行われたのうち、委員長代理から、この件については既に文化庁より、複写料許諾契約の内容・趣旨等について説明したい旨の申し出があるので、次回(12月13日開催予定)にその説明を伺った上で、本委員会の考え方等を纏めていきたいと述べられ、了承された。

4. 大学院のあり方について

委員長代理から、前回は時間の都合で審議を行わなかったが、それまでの数回にわたる議論の問題点を、小川・中嶋両委員に纏めて頂いているのでご説明願いたい旨述べられた。

ついで、小川委員から配付資料「大学院のあり方について」に基づき次のような説明が行われた。

- 1) 大学審議会の「大学院部会における審議の概要」(H7.6.29)の、現状の問題点の指摘、それへの対応策の提言は概ね適切と思われる。一方国立大学教官へのアンケート結果では、教官は大学院改善の方向に総論的には賛成だが、自らの改革実施には消極的な姿勢が読みとれる。いかに教官の意識改革を行うかについての具体策が必要である。
- 2) 狭い分野に閉じこもらずに広い視野を持たせるため大学院に体系的カリキュラムが必要との意見が強いが、研究者養成ではカリキュラムは必要なく自発的に研究活動を行わせるべきだとの意見もあり、高度専門職業人養成コースと研究者養成コースは別にしたほうがよいのではないか。教育内容は、詰め込み教育から自発的学習にいかに変えるかが問題で

ある。

3) 大学院重点化は必要と思われるが、すべての大学が重点化するのは難しい。特に人文社会系では、学位取得が依然として容易でないこと、学位取得後の社会的受け皿が不足していることなどから、入学希望者が少なく、また学部教育に力点を置くべきとの意見もあって、重点化には困難がある。

4) 重点化した大学では、教官の授業時間や会議が増加し、学生が登録しないと手当てが出ないなど、教官に不満がでていいる。大学院学生の定員増加に問題があるように思われる。また、重点化に伴い学部教育の空洞化が心配される。学部では専門教育に力点に移り、教養教育がおろそかにされがちになる。学部内の壁が大学院に持ち込まれていることにも問題がある。

以上の説明について、意見交換が行われたのち、委員長代理から、本日の意見交換の取り纏めを小川委員にお願いして、次回に引き続き審議したい旨述べられ、了承された。

5. 生涯学習について

委員長代理から、生涯学習については、前回、時間の都合で審議することができなかったが、議論を行う叩き台として、有山委員に問題点を纏めて頂いているので、ご説明願いたい旨述べられた。

ついで、同委員から配付資料「生涯学習について」に基づき次のような説明が行われた。

生涯学習振興の施策の一環として、高等教育へのアクセスの拡大を図るため、大学においては、①リフレッシュ教育、②社会人入学の拡大(特別選抜)、③夜間学部・夜間大学院、④昼夜開講制、⑤科目等履修生制度の導入、⑥編入学

の促進、などの方策がとられている。その中にはある程度成功しているものもあるが、問題のあるものもある。ここでは問題のあるものとして、工学系学部における昼夜開講制と社会人入学の拡大について触れてみる。

1) 工学系学部における昼夜開講制

○ 社会人の受入れを意識して設けられた制度の一つであるが、入学者のうち社会人(有職者)の占める比率は概して低い(10~20%に過ぎない例がある)。

○ 大部分の入学者は「大学入試センター試験の成績が思わしくなく、昼間コースを受験しても合格の公算が少ない」と判断した受験生である。

○ そのため、学生の質が二極(有職と有職でない学生)に分散している。

○ 工学系の場合、カリキュラムが密で実験・実習が多いため、4年間で卒業できない者の率が高い。

○ 卒業生の質は平均すると昼間コースのそれと比較して低い。

○ 社会人の出願・入学が少ない理由として、工学系分野の社会人は殆ど大学を卒業しているので需要が少なくなったのではないか。4年の就学期間は長すぎるのではないか。一般教育科目等は不要、専門科目のみに興味や必要性があるのではないか。大学の提供している教育内容がニーズにマッチしないのではないか。雇用者側の理解が不十分なのではないか。

○ 社会人のために高等教育へのアクセスの機会提供ということであれば、昼夜開講制はもっとフレキシブルにすべきではないか。

○ 文部省においては、各大学の特色・立地条件等を考慮した弾力的な対応を認めてほしい。

- 2) 社会人特別選抜について
- 社会人の出願・入学は専門分野によっては必ずしも活発ではない。社会人入学の定員枠を設けている場合、これを充足することが困難な場合がある。
 - 大学としてなお工夫・努力すべきことは言うまでもないが、長い目で見ることが必要であり、この点について文部省は弾力的に考えてほしい。

以上の説明について、意見交換が行われたのち、委員長代理から、生涯教育については、多くの問題が含まれているが、本日議論頂いた、夜間開講制（特に工学系学部）と社会人特別選抜の2点については、できるだけ早い時期に何らかの取り纏めをしたいので、次回も引き続き検討願いたい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第7 常置委員会

日 時 平成8年12月13日（金） 13：00～16：00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 丸山（工）委員長

丹保，海妻，鈴木，中嶋，有山，小川，廣田，松尾，丸山（和），早坂各委員
小山，藤野，六本各専門委員

（文化庁）板東著作権課長，木村著作権課調査係長

丸山（工）委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、本日ご出席の文化庁の板東著作権課長、木村著作権課調査係長の紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 複写権に関する問題について

委員長から、次のように述べられた。

日本複写権センターより、一部の国立大学に対して申し入れのあった大学事務局庁舎内における、「複写利用許諾契約の締結」に関する問題について、本日文化庁から板東著作権課長にご出席頂き複写利用許諾契約の内容・趣旨等について説明を願うこととした。

ついで、同課長から挨拶があったのち、配付資料「出版物からの著作物複写利用許諾契約のご案内」「複写権センターのしごと」「複写権センターニュース」「著作権法抜粋」に基づき、次

のような説明が行われた。

日本複写権センターは、平成3年9月に設立され、「出版物からのコピー（複写）」に関して、権利者団体から権利の委託を受け、利用者との間で複写利用許諾契約を締結して、複写使用料を権利委託者に分配する等の業務を行っている。これは個々の権利者と個々の利用者が著作物を利用する都度契約を行う煩雑さを避けるためのものである。

現在の複写許諾契約締結状況を資料でみると、企業関係で約2,100社、また官公庁その他の中で文部省、文化庁も契約を結んでいる。

当初、複写権センターは、経済団体連合会を窓口として企業側と話し合いを持ちながら契約を進めてきたが、今後は企業以外の機関を含めて、この複写問題について話し合いを行う状況になってきた。

今回、文化庁から大学に対して縷々説明を行

っていることについては、大手企業の殆どが契約を結んでいるのに対し、公的機関はどうかという疑問が生じてくるわけで、この場合大学で行っているコピーがどのように評価されるかが問題となってくる。一般的に複製（文献複製等）をすると著作権法上の権利が及ぶが、権利の制限規定（著作権法）をみると、次のようになっている。

- 1) 法第30条に、私的使用のためとして、個人的にまたは家庭内等に限られた範囲内において使用を目的とする場合、著作権の目的となっている著作物を複製することができる。
- 2) 法第31条に、図書館において利用者の求めに応じ、その調査研究の用（営利を目的としない）に供する場合、公表された著作物の一部分を一人につき一部複製することができる。また図書館資料の保存のため必要と有る場合なども複製することができる。
- 3) 法第35条に、教育機関における複製として、教育を担任する者が、例えば大学のゼミで使うため論文を複製して配る等、その授業の過程においての使用目的の場合で、著作権者の利益を不当に害することを除き、必要と認められる限度において公表された著作物を複製することができる。
- 4) 法第42条は、例えば学部の教授会で意思決定のために必要な資料を配る等、行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合、認められる限度において、複製することができる。これはあくまで、行政或いは立法の意思決定のために必要な過程において複製を行うとするものであり、従って大学の場合に典型的に考えると、会議

のために必要な資料として複製できるものと理解される。

以上制限規定について触れたが、今回主として大学或いは国大協の方々の説明、話し合いを申し上げているのは、教育の場である大学における複製という考えでいくと、会議・授業などで使用するものは制限規定でクリアーできるが、それ以外のものが沢山あり、これが形の上では権利者の許諾がないまま使用されるということになる。

複写権センターにおいては、今年3月に3年間にわたり徴収した使用料を権利者に対して初めて分配を行った。これは公的機関に対しても、著作物の使用料について許諾をとった形で利用できる仕組みを整えたということになるので、大学の対応について検討頂きたい。

つぎに、使用料は具体的にどの位必要かについては、現在文化庁が年間7千円、文部省の場合は年間4万円程度である。算出の根拠は複写権センター側が示す3種類の計算方式のいずれかを選択して年間契約を締結するもので、企業、文化庁等が採用している方法は、全従業員数×20枚×2円＝年間使用料となる。なお文化庁、文部省の場合は行政目的の利用も一部あるとして、企業よりも若干安く、1割減で計算が行われている。また大学事務局で行う複製の内容は、文部省、文化庁と平行であると考えられるので、複写権センターとしては始めはそのあたりから検討を頂きたいと言っている。

もともと複製問題が起きた時は、非常に多額なものを要求されるのではないかと、これは研究費、運営費にも大きな影響を与えるのではないかと等の心配があったと思われるが、現状でみると、或る意味では非常に低い金額で適正な手続きを経たという扱いになり、しかも結果が学協

会等にも還元される仕組みとなっているので、その仕組みが動いているという中で何らかの対応を考えていくことになるのではないかと。

文部省としても、現在「国立大学等における複写複製問題に関する省内連絡会」を設置して話し合いを開始したところである。国大協においても、前々からの経緯もあると思われるが、積極的にお考え頂ければ有り難い。

以上の説明について質疑が行われたのち、文化庁担当官が退席された。

ついで、委員長から、第7常置委員会として、この問題を今後どのように取り上げていくかについて、暫く時間をかけて検討したい旨述べられ、次のような意見交換が行われた。

- 知的所有権の尊重は、我々としても無視できないが、複写権センターが示す使用料の算出方法が不明確である。
- 契約実績を作ることのみが先行し、まだ詳細部分の詰めが出来ていないのではないかと。
- 全国の大学から集まる使用料が著作権者にどのように渡されるのか不明確である。3月に配分したケースがあるのなら、それをみた上で検討を始めてもよいのではないかと。
- 複写権センターが、国立大学との話し合いを急ぐというのは契約が容易だということなのか。他省庁を崩すために先ず足元を固めるといった感じがする。
- 図書館の立場で見れば、国立大学図書館協議会が長い時間をかけて協議しているのに、これが突破口にされるのではないかとという恐れがある。安易に進めると図書館の方が後退せざるを得なくなるのではないかと。
- 図書館の問題と事務局の複写問題は、切り離して検討すべきではないかと。
- 図書館のコピーと事務局で行うコピーでは

枚数の桁が違う。また図書館の場合は洋書が殆どである。

- 複写権センターが、大学事務局における「サンプル調書」を手控えたといっているが、取り敢えず本委員会で実態調査をしてみてもどうか。
- 本件については、複写権センターから東京大学に対して契約締結の申し入れが行われた経緯があるので、実態調査は東京大学に依頼してどうか。
- 大学事務局のコピーは各省庁から出ているものが殆どで、単行本やジャーナルに関するコピーは僅かなものではないかと。
- 調査の際は、単行本かジャーナルか等というように範囲を明確に分類して、教育目的か行政目的かの区分をつけなければ意味の無い調査となる恐れがある。
- 資料に掲載の加盟団体を見ると、大学事務局で行うコピーは殆ど関係しないのではないかと。
- 外国から、著作権協定について問いかけてきた時に、問題が起きてこないかと。
- USAのCCCとの関係は1年位かけて合意すると言っていたが、少し対外的な接点が見らくなるまで時間的な余裕をみて、検討を始めてはどうか。
- 文化庁を通じ、著作権センターに、①USAのCCCとはどのようなものか、②大学が契約を結ぶとどのような内容のものになるのか、また洋書等との関係にどのような影響がでてくるのか、③納入する著作権使用料をどのように配分したか、また配分するのかが等、質問してみてもどうか。

以上意見交換が行われたのち、委員長から本件については、取り敢えず東京大学にサンプル

調査を依頼して、実態等を把握した上で検討を始めることとしたい旨述べられ、了承された。

2. 大学院のあり方について

委員長から、この問題については数回にわたり議論を行ったが、これまでの問題点について小川委員にご説明頂きたい旨述べられた。

ついで同委員から、次のような説明があった。

大学院のあり方については、今までに何回か意見交換を行ってきたが、問題が多岐にわたるため、あまり詰めた議論がされていないのではないか。前回の委員会において今までの議論の問題点について取りまとめをして報告したが、既に大学審議会の大学院部会において審議の概要の中で現状の問題点の指摘とそれへの対応策が提言されている。したがって本委員会では問題とする事項を絞って審議しては如何か。

以上の説明について、種々意見交換が行われたのち、委員長から大学院のあり方については、大学院の重点化、教官の意識改革、カリキュラムのあり方等問題が多岐にわたるので、本日のご意見を踏まえ、次回の委員会から、問題点を大学院の重点化に絞り具体的な議論を開始したい旨述べられ、了承された。

3. 生涯学習について

委員長から、この問題のまとめを有山委員にお願いしたので、ご説明頂きたい旨述べられた。

ついで同委員から、昼夜開講制の問題について次のような説明が行われた。(参考配付資料「大学設置基準における昼夜開講制に関する条項の抜粋」)

生涯学習振興施策の一環として、高等教育へのアクセスの拡大を図るため、大学において、社会人のリフレッシュ教育、社会人入学の拡大

(特別選抜)、夜間学部・夜間大学院、昼夜開講制、科目等履修生制度の導入、編入学の促進、などの方策がとられている。その中で、一番切実に矛盾が表れているのが昼夜開講制ではないかと思う。前回委員会の協議の中で、夜間開講制(特に工学系学部)と社会人選抜については極力早い時期に、何らかの取りまとめを行うこととされたので、本日その問題点について若干の整理を行ってみた。

- 1) 昼夜開講制は、教育上必要と認められた場合、昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことができる制度であるが、現実には社会人のための入学機会の確保や教育費の負担の問題から、夜間に授業を行っている。
- 2) 昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとなっており、昼間コースの学生と夜間コースの学生を明瞭に分けて入学させなければいけない。また夜間コースの学生は授業料等は半額となっている。
- 3) 現在、夜間主コースを置いている大学で、実際入学してくる社会人は非常に少ない。しかも多くの大学では社会人特別選抜の枠を持ち定員を設けている。
- 4) 本年11月に夜間主コースを置く大学の学部長会議が開催され、各大学の実情についてアンケート調査が実施されている。この中でかなりの大学が社会人の入学減少を問題としている。定員に満たない部分については一般選抜で補う等行っているため昼間コースとのアンバランスという問題が生じてくる。
- 5) 昼夜開講制は、種々矛盾があり、且つか

なり矛盾が大きくなってきている。現時点で具体的な打開策を講じることが緊急課題であると考えている。

以上の説明について、次のような意見交換が行われた。

- 社会人の入学は、景気・不景気など社会の経済状態の変化により、かなり影響があると思われるので少し長い眼でみてはどうか。
- 大学が昼夜開講制を実施していること、また社会人は大学入試センター試験が免除となり、面接とか小論文で選抜を行う社会人特別選抜制度があること等についてのPR不足の問題はないか。
- 夜間主コースの中にはフレッシュマンと社

会人が混在しており、教育を行う面で問題が生じる。また社会人教育としての効果が充分あがらない。

- 夜間主コースの定員を替えることは無理としても、内容に関しては社会情勢に応じてフレキシブルに認めることを要望したい。
- 以上の意見交換があったのち、委員長から本日は時間の都合でこれで終了とするが、次回引き続き検討願いたい旨述べられ、了承された。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に鹿兒島大学の早坂祥三学長が来る1月11日で任期満了となるため退任の挨拶があり、ついで丸山委員長からお礼の言葉が述べられ閉会した。

医学教育特別委員会

日時 平成8年10月21日(月) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 石川委員長

坪井, 丸山, 鈴木, 武藤, 佐々木, 神野, 杉岡, 山口各委員

竹下専門委員

(文部省) 白間医学教育課課長補佐

石川委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 医学部入試の多様化及び医学部の編入学並びにメディカルスクールについて

委員長から、次のように述べ、審議に入った。

入試の多様化と医学部編入学の問題を中心に意見交換したい。

現行の医学部は6年制であるが、6年一貫教育の医学部と初め2年で教養教育を行い、後の4年間医学教育を行う医学部がある。編入学も2年次及び3年次への編入学があり、他大学及び当該大学学部在学者の編入学(以下「在学編

入」という。)と他大学及び当該大学学部卒業者の編入学(以下「学士入学」という。)の形が考えうる。また日本の現行制度ではないが学部卒業者のみを対象とした4年制の医科大学(メディカルスクール)も外国にはある。ついてはこれらの点についてご検討願いたい。

ついで、白間課長補佐より、21世紀医学・医療懇談会(以下「医療懇談会」という。)の審議状況及びその提言にかかわる各大学の取組み状況を現在調査中であり、調査結果は近く公表する予定であることについて説明があった。

ついで、鈴木委員から、次のような説明があった。

医療懇談会の提言が出てきた背景について、どのような医療人が必要か議論する過程で、○医師には幅広い教養をもった患者の心が判る人間が必要であるが、現在そのような者を育成する医学教育が行われているか、○受験生が予備校等の偏差値重点の進路指導で医学部を受験する傾向があり、18歳の時点で医学部への動機付けが確立できているのか、○入試で学力のほか面接試験等で人物、動機付けの面も含めて選抜できないか、○現行制度の中で学士入学、在学編入等により学生が多様になるようにすることは必要ではないか、多様にする方法は何かが議論され、結論としては、現行制度のもとで、各大学で入試・編入学等の多様化で学生と医学部コースの多様化を考えていただく。またメディカルスクールについてはこれから検討して決めようということである。

以上説明ののち、各委員により次のような点について意見交換が行われた。

(入試の多様化について)

○ 米国の大学入試では、学力試験があるが、同時に2人の教官で内申書による高校の在学中の成績、ボランティア活動歴などで総合点を出し、1人ずつ呼び出し面接試験をして合格者を決めている。もちろん問題もないわけではない。

○ 学生と接していて、動機付けが明確でなく知識・技術は習得しても患者と対話できない学生がおり、教育に問題もあるが、そういう学生を入試で発見できずに入学させてしまうことが問題である。研究者養成は別として、医師養成の入試では1点、2点の学力差を見るのでは無く、一定程度の学力があればあとは学習継続能力や患者との対話能力を見れば十分である。

○ 1人5分の面接試験では人物は判らない。1人に長時間かけ、入試期間を長期にすれば良いが、現行の一般入試(分離分割制度)の中ではできないし、他学部の入試にも大きい影響を与える。

○ 在学中の成績・行動と面接試験の相関関係はほとんど無い。学生が面接技術を勉強して面接をうけており、入学後問題を生じている学生が面接で落とされていない。

また面接試験も普通の面接ではだめで、勉強しても上達するようなものではない能力・素質を評価できるものでなければならないが、それには専門家が必要である。米国では試験の専門担当者がいる。

○ 少し余分に入学させて、1、2年様子を見て不適格者を排除できる制度があれば良いが、他学部へ転学部させることはできない。その制度があればそれが長期の面接試験をしたことになるが、それができないので、結局無難な偏差値で入試することになってしまう。

○ 医師になりたいという動機付けを見るのは18歳の時に限定せず、それを越えても医師になれる道を作る必要がある。本人の動機付けや人間を見る点からは、18歳で医学部に入るは無理があり、自分の意思で進路を選択できるように成長してから医学部を選択させることが大事である。

○ 人間性ある者を見抜く入試の方法は何か、偏差値重視の入試を打破する方法は何か。センター試験で一定以上の点を取った入学希望者の中から自由に大学が選抜すると良い。宮崎医科大学では一定程度の学力試験の点数で足切りの上、一芸入試で選抜しているが、ボランティア活動を評価されて入学した者には

明らかに良い学生がいるとのことである。

- 各大学で個別試験をしているが、教官が入試に忙殺され教育・研究が阻害されている。センター試験も良くなってきており、同じような結果だとしたら個別試験についても再検討すべきである。
- センター試験をした後は、各学部で特徴ある試験を行えば一番良い。
- 長く浪人して入学した者には、入試でハンデをつけることはどうか。それらの者は医師国家試験合格にも時間がかかり問題が多いように思う。後期試験の合格者にも問題がある者もいるとのことである。
- 入試問題は採点者の主観で採点する問題は避けると言うことだが、これが入試の問題を細分化している。もう少し大雑把で主観が入っても良いのであれば特徴ある問題が出せる。

(編入学について)

- 東大などは、教養教育の単位を初めの2年で取得するので、2年の時点で進路変更も編入学も考え易いが、多くの大学は設置基準の大綱化を機に、6年一貫制の教育課程にしたところであり、1年から教養科目と専門科目が入り組み2年目から専門教育科目があるので、編入学はできにくい。3年次でなく、2年次編入を行えるかどうか、というところである。
- 医学部の教養科目必修単位数は、他学部よりもかなり多くなっている。学士入学を行うにしてもその者の教養科目の履修単位が少ないという問題があり、編入者の教養教育の学力をどのようにテストするか、また教養教育の少ない人間をとり人間性に欠ける者が編入しても困るという問題がある。

- 他学部卒は、教養教育を受けた時間数が少ないというが、4年間他学部で学んだ違いがあるように思う。意思がはっきりしていれば良いことで編入も考えうると思う。
- 良い者だけ学士入学を希望するなら問題はないが、そうでない懸念があるのと3年次編入のためには、高校卒入学者とは別のカリキュラム・コースを考えなくてはならないため2年次編入という中途半端な形になる。
- 看護学科で、看護婦経験のある者等の編入学を数名行っているが、他の学生に良い影響を与えるものと期待している。医学部は6年一貫教育なので編入はやりにくい。
- 阪大が3年次に学士入学させているが、以前聞いたところでは、それらの者は年齢が高く卒業するとすぐ開業したがるとのことで他学部卒のメリットが活かされてないとの話である。
- 阪大の編入試験で、米国で学んだ者が体育の単位がないとのことで編入学できなかった例があるようであるが、2年の教養課程を履修してきたと同等の学力の有無を見るべきで個別の履修科目を厳密に考える必要はないのではないか。米国では法律や生物を専攻した者、牧師経験者などが一緒に医学部で勉強している。
- 日本の大学は、リベラルアーツのカレッジが無く、人間性重視の教育が本当に行われているか、医学部と他学部であまり相違ないのではないか。その辺が問題だが、色々な方法で編入学の試みがなされるべきである。
- 本当に医師になりたい者を良く見て2年次に学士入学させ、2年目から専門科目をやり5年間勉強させたい。3年次学士入学はできるかどうか。

- 学士入学だけでなく、他学部で2年学んだ者を面接を含め十分に試験し、3年次に在学編入させるとともに、高校卒の入学者も途中で試験して医師に向かない不適格者は他学部に進学させるようなことを大学全体で考える必要がある。
- 医学部の編入学も悪用されると、他学部が腰掛けに使われ迷惑する。
- 編入学の人数をある程度例えば3分の1等と定めることから始めてはどうか。円滑に進めるには、まず2年次編入から始め、試行錯誤で結果を見て進めるのが良い。
- 6年一貫教育を開学当初から行い、1年次から、哲学、統計学などの科目を取らせているが、学生はなぜ哲学等を学ぶのか判らないというものが多く、教養科目を高年次に学び、臨床科目を前に学ぶようにしたらと考えている。しかしそうすると編入学のつくりようが無い。
- 単科大学は6年一貫教育制で進んできている。総合大学はなんとか編入学を試みようという考えのようであるが単科大学と総合大学の単位互換も必要である。
- 10年、20年を見通しどのような医学教育が望ましいかを検討しなければならない。
- 昔、旧制高校3年卒で大学医学部に入学したが、現在の高校卒後、他学部等で2年なり4年なり修学したあと医学部に入るのが本当に良いのか疑問である。全大学で教養教育がしっかり行われているとは言えない。18歳で入学させ大学でカリキュラムを考え教育したほうが良い医師ができるのではないか。
- 日本はこれまで人に接する仕方を教育してこなかった。旧制のような学校制度も将来課題として検討してもらいたい。
- 医学部に限らず入学後に他に転進できる道があることが必要である。
- 大学入学が青年の人生の目的になっており、入学すると1～2年虚脱状態である。他学部に入學して2年学んだ上、試験して医学部に入学させたら良いと思う。他学部から迷惑と言われるおそれもあるが、医学部を目指して勉強する競争自体がその学部でメリットになると思う。しかしそうすると医学部は4年制になり、予算・人員が問題となるおそれもある。
- 初めから医学部に入学できるから偏差値の高い者が受験してくる。入学2年後に試験で医学部進学を決めると偏差値の高い者は来なくなるおそれがあり、各大学で事情が異なる。
- 日本の場合、年齢の若いMDで基礎医学をしているのは強い点である。
- 学士入学で基礎医学をする者の年齢が高くなる点については、コースの作り方で解決できる。医学部にいくつかのコースを用意することが必要である。
- 3年次に編入させることができると、2年、4年の区切りで編入がし易くなり、4年制の他学部の体系とも年次的に接続し易い。そのために医学部でそのためのコース、カリキュラムを作り実施することが可能かどうか検討することが必要である。
 そうすると、6年一貫制の医学教育、6年と4年の医学教育、4年の医学教育の医学部を持つ大学ができることになる。現状前提だと6年と5年の医学教育の形になる。
- 医学部の教官は多忙で学生の教育も十分にできない。米国の大学には教育専門の教官がいる。
- 各大学で多様化が進められており、一律の

議論は困難である。

- 日本は終身雇用で、編入学した者は年齢が高く就職が不利になるという問題もある。
- 審議を効率的にするため、例えばメディカルスクール、4年制と6年制の併用カリキュラム、2年次編入、3年次編入の問題点、入試方法改善等について責任者を定め、議論を整理し草案を作ってもらい検討した方が良い。

以上ののち委員長から、次のように述べ承された。

メディカルスクールの問題は、医療懇談会が検討する際、国立大学協会として意見をいうこ

とができるよう検討しておきたい。入試改善の問題については、検討した上、医学部だけの問題ではないので担当の第2常置委員会と話しあっていくことになると思う。(註；第2常置委員会加藤委員長によると編入学についてはとくに規制がないとのこと) 21世紀を展望するとき、編入は3年次編入が好ましいので、次回までに専門委員会を開き、6年一貫制のところで3年次編入を行う4年制と6年制の医学教育のカリキュラムの模擬案を作成、検討することとしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成特別委員会

日時 平成8年10月29日(火) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 蓮見委員長

吉原、武村(代理；木下三重大学教育学部長)、慶伊、加茂、野地、野村各委員

横須賀、椎名、篠田、山田、関口、羽田各専門委員

蓮見委員長主宰のもとに開会。

議事に先だち委員長より、武村委員の代理として出席された木下三重大学教育学部長の紹介があった。

〔議事〕

1. 附属学校調査の中間報告について

委員長から、次のように述べられた。

この調査はアンケート方式により国立大学附属学校全てを対象に、附属学校概要調査の他、校長に対する意見調査、副校長に対する意見調査、及び附属学校教員の約3分の1を対象とする教員の意見調査、の三つに分類して実施しているが、更に、これに加えて具体的に実態を把

握するというので、いくつかの附属学校の現地調査も行っている。

前回6月の委員会は、その中から校長のアンケート、教員のアンケートの二つについて集計状況の報告をいただいた。その後、副校長調査についても作業委員会が二回開催され、集計分析を進めているので、本日はそれを中心に山田専門委員からご報告願いたい。

ついで、同専門委員から、前回は、校長調査、教員調査の一部について報告を行った、その後、調査分析を進める中で作業委員会として、附属学校について色々考察したことで、問題点としたこと等若干の纏めができたので、本日は中間的に報告を行うとして、配付資料「国立大学附属

学校調査の中間的報告」に基づき、次の事項について詳細な説明があった。

- 1) 国立大学附属学校をめぐる状況と国大協における附属学校調査について
- 2) 附属学校校長に対する意見調査の概要について
- 3) 附属学校副校長に対する意見調査の概要について
- 4) 附属学校教員に対する意見調査の概要について
- 5) わが国における附属学校の歴史と現状から見た今後の課題について

以上の報告について、意見交換があった後、委員長から本日は中間的な報告をいただいたが、作業委員会において更に調査分析を進め、全体的な纏めができた時点で、報告協議を行いたい旨述べられ、了承された。

2. 教員養成制度の改善について

委員長から、既に新聞報道等でご承知のとおり、本年7月末に、新たな時代に向けた教員養成の改善方策について文部大臣の諮問が行われ、教育職員養成審議会の審議がスタートし、この中で大学における教員養成のカリキュラム等が課題となっているので、本日はこの問題についてご意見等伺いたい旨述べられた後、諮問の趣旨・検討事項等について、配付資料「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」「教育助成局長補足説明」に基づき次の項目について説明があった。

- 1) 教員養成課程のカリキュラムの改善について
- ①教育相談(カウンセリングを含む)、国際化・情報化、理科教育、環境教育、特殊教育等に係る教員養成課程の教育内容の

在り方について

- ②教育実習の期間、内容等の在り方について
 - ③教科に関する科目・教職に関する科目のバランスの在り方について
 - ④体験的実習等効果的な教育方法の導入の在り方について
- 2) 修士課程を積極的に活用した養成の在り方について
 - 3) その他関連する事項

- ①養成と採用・研修との連携の円滑化
- ②教員養成に携わる大学教員の指導力の向上
- ③特別非常勤講師制度の改善

以上の報告に関して、次のような意見が出された。

- 教員免許基準の改定が行われてから、まだ期間が短く、しかもそこで改定された内容が十分に成果をあげられるような条件整備がされていない。
- 免許基準を引き上げることは、今日進められている大学教育改革の方向に矛盾する側面がある。
- 既に教員養成のカリキュラムは多くの内容を含んで構成されており、多分に多くの単位数を要求するものとなっている。これ以上基準を高めると開放制の教員養成制度を動揺させる恐れがある。
- 単に教育職員免許法に科目を加え、単位数を上積みするのではなく、免許法の果たす役割について根本的に検討すべきと考える。
- 諮問されている内容については、現行の免許科目の組み替えや内容の見直しなどを通じて改善策を検討することが望ましい。

以上のような意見が出された後、委員長からこ

の問題については、7月に文部大臣から諮問が出されて日も浅く、現在は審議会において全体的な自由討議・ヒヤリング等が進行中の段階であるので、本日の意見等については、今後審議会に加わっている国大協関係者を通じて意見の反映をはかり、必要があれば更に審議経過に関して検討を行うこととしたい旨述べられ、了承された。

3. 教員養成大学学部の教員調査について

委員長から、教員養成大学学部の教員調査を実施することについて、作業委員会から提案があったので、山田専門委員からご説明願いたい旨述べられた。

ついで、同専門委員から、次のような説明があった。

現在作業委員会において、分析中の附属学校

園の調査に加えて、以前から懸案であった、教員養成大学学部の教員調査を実施することとしたい。この調査の内容は①教員養成大学学部の改革について、②教員免許基準について、③大学学部の教員が附属学校をどのように考えているか等を基本線として、年内にアンケート用紙の送付、年度内にデータ分析及び提言を行う作業を進めることとしたい。

以上の説明について、委員長から、この調査は教員養成大学学部と附属学校の係わり、附属学校を大学教員がどのように受け止めているかを幅広く調査分析しようとするものであり、この調査の実施、また調査内容には急迫した問題もあるので、アンケート項目の作成等は作業委員会に一任願いたい旨諮られ、承認された。

以上をもって本日の議事を終了した。

第99回総会国立大学協会事業報告

(第98回総会より今総会まで)

1. 諸 会 合 (44回)

(1) 第98回総会

8. 6.18 (火)

8. 6.19 (水)

(2) 理 事 会

8.10.30 (水)

(3) 常務理事会

8. 8. 5 (月)

8. 9.18 (水)

(4) 事務連絡会議

8. 6.21 (金)

(5) 常置委員会 (23回)

1) 第1常置委員会 (理念, 体制・組織, 管理運営)

(主要審議事項) ○21世紀に向けての国立大学のあり方
—教育・研究体制について—

(委員会開催状況)

8.10.23 (水) 本委員会

2) 第2常置委員会 (入学者選抜)

(主要審議事項) ①入学者選抜についての平成10年度実施要領, 実施細目について
②身体に障害を有する入学志願者との事前協議の取扱について
③大学入試の将来ビジョンについて

(委員会開催状況)

8. 6.26 (水) 入試将来ビジョン検討小委員会

8. 9. 3 (火) 入試将来ビジョン検討小委員会

8.10.22 (火) 本委員会

入試将来ビジョン検討小委員会

3) 第3常置委員会(教養教育, 学部専門教育, 学生生活)

- (主要審議事項) ①育英奨学事業の在り方について
②就職協定について

(委員会開催状況)

8.10.16(水) 本委員会

4) 第4常置委員会(教職員の待遇改善)

- (主要審議事項) ①専行職移行問題について
②教室系技術職員の位置づけと処遇改善について
③人事院勧告の取扱に関する要望書について

(委員会開催状況)

8.7.1(月) 作業委員会

8.7.26(金) 本委員会

8.8.27(火) 作業委員会

8.10.9(水) 作業委員会

8.10.28(月) 本委員会

作業委員会

5) 第5常置委員会(学術交流)

- (主要審議事項) ①第5回UMAP会議について
②UMAP国際事務局の設置について

(委員会開催状況)

8.7.10(水) UMAP小委員会

8.9.17(火) UMAP小委員会

8.10.7(月) 本委員会

UMAP小委員会

6) 第6常置委員会(財政)

- (主要審議事項) ①学生納付金問題について
②平成9年税制改正に関する要望について
③平成9年度概算要求について

(委員会開催状況)

8.7.9(火) 学生納付金等検討小委員会

8. 9. 13 (金) 学生納付金等検討小委員会

8.10. 2 (水) 本委員会

7) 第7常置委員会 (研究, 大学院, 生涯学習, 学術情報)

(主要審議事項) ①若手研究者と大学院学生に対する支援

②科学研究費の配分と評価

③大学院のあり方

(委員会開催状況)

8. 7. 12 (金) 本委員会

8. 9. 12 (木) 本委員会

8.10. 1 (火) 本委員会

8.11. 5 (火) 本委員会

(6) 特別委員会 (5回)

1) 医学教育特別委員会

(主要審議事項) ①卒後医学教育の在り方について

②医学部入試の多様化とそれに関連するメディカルスクールの制度について

(委員会開催状況)

8. 8. 9 (金) 本委員会

8.10.21 (月) 本委員会

2) 教員養成特別委員会

(主要審議事項) ①教員養成制度の改善について

②附属学校に関する調査について

(委員会開催状況)

8.10.15 (火) 作業委員会

8.10.29 (火) 作業委員会

本委員会

(7) 第1・4・7常置委員会代表者による合同懇談会

(主要審議事項) ○支援職員問題について

(委員会開催状況)

8. 9. 30 (月)

(8) その他の諸会合（9回）

- 8. 7.17（水） 就職問題懇談会
- 8.11.12（火） 就職問題懇談会
- 8. 7.31（水） 第5回UMAP総会参加者打合せ会
- 8.10.18（金） UMAP国際事務局設置検討会
- 8.10.30（水） UMAP国際事務局設置検討会
- 8. 7.26（金） 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談
- 8. 8. 8（木） 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談
- 8.10. 9（水） 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談
- 8.10.28（月） 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談

2. 要望その他の諸活動

- 8. 6.28（金） 『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（中央教育審議会「審議のまとめ」の骨子）』につき意見提出
- 8. 7.18（木） 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」提出
- 8. 7.25（木） 「『科学技術基本計画についてに対する答申』の「研究支援者の養成確保」の項目につき意見提出
- 8. 9.18（水） 「人事院勧告の取扱いに関する要望書」提出
- 8.10.25（金） 「教室系技術職員の重要性和技術部、技術系専門職の配置等について（要望）」提出
- 8.11. 1（金） 「育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄付金について住民税の控除制度を創設することに関する要望」提出
- 8.11. 1（金） 「国立大学と民間企業との共同研究で民間企業が支出した法人税額控除制度の延長等の措置を講じること（共同試験研究促進税制の延長・拡充）に関する要望」提出

3. 要望書の受理

前回総会以後、本協会宛に提出された要望書等は次のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
8. 6. 6	全国演習林協議会	1. 教育・研究林としての基盤整備費の新設について 2. 建物・施設の充実と演習林関連経費の増額について 3. 大学演習林職員の充実について	第4常置委員会 第6常置委員会
8. 6.	国立7大学理学部 生物学科主任協議会	1. 大学・大学院教育の在り方の多様性と教員定員の拡充について	第1常置委員会

8. 7. 3	第44回中国・四国地区大学一般教育研究会	2. 助手定員の配置について 3. デモンストレーターの導入について 4. 7大学共通利用施設としての「野外研究センター」の設置について 5. 「ユニバーシティ・ミュージアム」の設置促進について 教養教育の改善・改革について	第3常置委員会 第6常置委員会
8. 7. 12	全国大学附属農場協議会	1. 農場教員の組織充実、処遇および諸手当の改善について 2. 施設・設備の充実と農場予算の増額について 3. 公私立大学附属農場に関する補助金の申請について	第4常置委員会 第6常置委員会
8. 7. 24	第46回国立大学工学部長会議・総会	1. 文教施設整備費関係の増額について 2. 学部別授業料制度の実施に対する反対について 3. 助手及び教育・研究支援職員の定員削減の廃止と待遇改善並びに充実について 4. 国際交流の諸問題について 5. 科学技術振興のための予算措置について 6. 民間から採用する教員の俸給基準の改善について 7. 地域共同研究センターの整備充実について	第4常置委員会 第5常置委員会 第6常置委員会
8. 7. 29	全国国立大学教養教育実施組織代表者会議	1. 教養部の将来計画に関する要望 2. 一般教育充実のための要望	第1常置委員会 第6常置委員会
8. 7. 29	全国国立大学教養教育実施組織代表者会議	授業料の値上げについて	第6常置委員会
8. 8. 8	国立大学教養教育担当組織協議会	教養教育に関する要望について	第1常置委員会 第3常置委員会 第4常置委員会 第6常置委員会
8. 8.	国立8大学理学部長会議	1. 基礎科学振興のための8大学理学部の現状と問題点の改善について 2. 施設の整備について 3. 理学系修士講座の教官積算校費の増額について 4. 理工系学部設備費等の増額について 5. 学生実地指導旅費の増額について	第1常置委員会 第6常置委員会
8. 9. 3	全国大学高専教職員組合（全大教）	技術職員の法令上の位置づけの明確化と地位確立・待遇改善について	第4常置委員会
8. 9. 4	難聴児を持つ親の会	国公立大学の事前協議申請の時期変更の要望	第2常置委員会
8. 9. 9	財団法人 産業教育振興中央会ほか	1. 「専門高校卒業生選抜」導入の促進 2. 推薦入学制の導入と拡大 3. 職業に関する教科・科目の成績及び職業資格	第2常置委員会

		等の重視	
8.10.25	全国大学高専教職員組合（全大教）	4. 学力検査における職業に関する教科科目の拡大 教務職員制度に終止符を打ち、問題の全面的解決について	第1常置委員会 第4常置委員会
8.10.29	全国大学高専教職員組合（全大教）	技術職員の法令上の位置づけの明確化に関する要望	第4常置委員会
8.10.29	国立大学歯学部長会議	大学院歯学研究科学生に対する日本育英会奨学金の採用枠の拡大に関する要望	第3常置委員会

4. 刊行物

平成8年8月 『会報』第153号

平成8年11月 『会報』第154号

／ 諸 会 合 ／

平成8年10月～12月

10月1日(火)	13:00	第7常置委員会
2日(水)	13:30	第6常置委員会
7日(月)	14:00	第5常置委員会
	15:30	第5常置委員会UMA P小委員会
9日(水)	13:30	第4常置委員会作業委員会
15日(火)	10:30	教員養成特別委員会作業委員会
16日(水)	13:30	第3常置委員会
21日(月)	13:30	医学教育特別委員会
22日(火)	13:30	第2常置委員会
	15:00	第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会
23日(水)	10:30	第1常置委員会
28日(月)	10:30	第4常置委員会作業委員会
	13:30	第4常置委員会
29日(火)	10:30	教員養成特別委員会作業委員会
	13:30	教員養成特別委員会
30日(水)	13:00	理事会
11月5日(火)	13:00	第7常置委員会
13日(水)	10:00	国立大学協会第99回総会〔第1日〕
14日(木)	10:00	国立大学協会第99回総会〔第2日〕
	17:30	幹事・専門委員懇談会
15日(金)	10:00	第66回事務連絡会議
12月12日(木)	16:30	特別会計制度協議会
13日(金)	13:00	第7常置委員会
19日(木)	15:00	第2常置委員会入試将来ビジョン検討小委員会
24日(火)	13:30	医学教育特別委員会専門委員会

要 望 書

教室系技術職員の重要性と技術部、技術系専門職の 配置等について（要望）

平成 8 年 10 月 25 日
国立大学協会会長
吉 川 弘 之

国立大学協会は、平成 8 年 7 月 25 日「『科学技術基本計画についてに対する答申』にかかわる要望」を科学技術会議議長に行ったが、そのなかで大学技術職員（教室系）の職務の重要性について、つぎのように指摘しておいた。

【大学における教育・研究には、文科、理科を通じどんな分野にも固有の技術的業務が存在する。大学における教育・研究には、理論的仮説の提出、分析、構想、概念的組立て、表現などの、思索業務の他に、仮説の検証、分析手段の考察・作成、構想の物質化、表現手段の考察と実現などの、思索を含みはするが、その重点が行動に置かれる作業が多くある。これらは、調査、観察、方法案出、装置設計・製作、運転管理などの共通の要素が多いが、これらを総称して実現業務（Realization）と呼ぶことができよう。

この実現業務には固有の方法的熟練を必要とし、その意味で思索業務が独特の熟練を必要とすることと同じであるが、その内容が異なり、実現業務では行動についての知識や熟練を多く必要とするのが一般である。学問の発展の長い歴史において、思索業務と実現業務は学問の進展、あるいはその教育・研究において不即不離の関係を続け、現実的にはそれが分業として大学に特徴的な組織を作って来たのである。両業務は一般に同一人の中で行なわれるが、その知識、熟練の差異により、どちらかに力点をおく二種の職を置くことが教育・研究の遂行上、最適であるとの歴史的帰結が、大学における教官と技術職員の両者を配する組織原理であり、いずれも両業務を遂行するものの、それぞれ単独では極めて効率の悪い状況を現出せざるを得ず、思索業務に力点を置く教官と実現業務に力点を置く技術職員の対等な協力が理想であるはずである。このことは、近代的な大学が成立する時代の発見であり、たとえばグラスゴー大学におけるジョセフ・ブラックとジェームズ・ワットとの関係は好例であろう。

この関係の必然性は、現代においても全く欠けることなく成り立っている。これを否

定する論拠は全く見当たらない。

従って、教育・研究の最適組織を求めてでなく、それ以外の理由によって技術職員の減少を招き、しかもそれを定員内職員が持つべき教育・研究に対する責任を持つ必要のないものとして位置づけ、他の便法で補完しようとすることは、学問の教育・研究の長い歴史に反する危険な策と言うべきであり、何としても避けなければならないことである。

さらに、このことは、技術職員の位置付けを、この機会に正当に行うことの必要性をも示唆している。即ち、近年の技術職員の位置付け、処遇の結果、我が国社会におけるその認知が著しく歪み、志をもつ者の参加が得られなくなるという、憂うべき状況を生んでしまっている。技術職員の専行職適用により、このことを実現し、有能であるものの参入を増し、その能力・業務にふさわしい地位・処遇を準備することによって、社会的影響力のある職員として育てる覚悟を、大学はもちろん、関連する者全てがするべきであることを強調する。』

「思索業務に力点を置く教官と実現業務に力点を置く技術職員の対等協力が理想である」こと、この理想的状態を実現するために、技術職員に「その能力・業務にふさわしい地位、処遇を準備する」ことの急務をここで改めて強調するものであるが、この際、平成6年12月27日付で内閣総理大臣が定めた「科学技術系人材の確保に関する基本指針」が、近年、技術的研究支援業務の重要性が増していることに特に注意し、大学等における「研究支援部門の組織化を促し、研究支援機能の強化のために必要な措置」を講じることをいい「技術者が自らの活動に対して社会的な誇りや達成感を抱くことができるよう適切な処遇体系を検討することが必要である」としていることに注意を喚起しておきたい。

国立大学協会が“大学特有の専門職である「教育研究補助職員」”を「研究技術専門官」として制度的に位置づけ、処遇の抜本的改善を要望し始めてからやがて20年になろうとしている。この間、専門的業務に従事する国家公務員の処遇改善については、昭和60年の専門行政職俸給表の新設等によって進められてきているが、国立大学の技術職員については、その必要性の認識は、前述の「基本指針」に示されたように深まりはしたものの、特段の措置はまったく講じられておらず、“憂うべき状況”は研究技術専門官を初めて要望した時点に比べ、一層拡大し深刻になっている。

大学技術職員の職務内容は、所属する研究室の研究テーマによって決まるが、その遂行に当たっては技術職員の自由裁量の要素が大きいし、科学技術の発展は技術職員に常に技術的力量を高め、技術開発力を強化すべきことを求める。一般行政職と異なる専門職であることは明らかである。

古来、大学で行われる教育研究が創造的、独創的であり、時代の先端を行くもの、行くべきものであることは、論を待たないであろう。そしてそのためには、高度の専門的知識を持つ技術職員、独創力を持つ技術職員、特殊な技能を有する技術職員等専門職としての技術職員が必要なことも事実が証明している。例えば近年の科学技術、学術の発展に伴い大学の研究教育の設備、機器も大型化、複雑精密化してきており、原子炉、放射線発生装置、化学分析機器、高速コンピューターなど列举しえないほどのものがあるが、これらを運転、保守、管理するには、高度の専門的知識を持ち、これらの機器に精通した技術職員が必要である。また大学の教官が行なう独創的、先端的研究のためには、特殊な装置を必要とするが、これらの器具・装置は市販品も無く、既成のモデルもないので、独創力を持つ技術職員の考案により、器具、工具を開発製作して使用しなければならない。さらに大学・高専等で学生に工作技能実習を指導し、教材や研究資料とするため貴重な古文書、古画、出土品、標本などを復元、複製し、複雑なガラス製の実験器具を製作するなどには特殊な技能を必要とする。

これらの技術職員について専門職としての位置付けを必要とする所以である。

これまで教室系技術職員は、講座に属し、教官の影に隠れて、その職務の重要性、専門性が一般に認識されず低く評価され、低い処遇のままであった。このように講座に閉ざされ、低い処遇状況が続いたことが技術職員のモラルを失わせ、優秀な技術職員の採用を困難にしている。それが大学の教育研究レベルの低落をもたらし、大学の持つ特殊な技術の次世代への継承を不可能ならしめ、技術の断絶をもたらし日本の技術の将来にも影響を及ぼしかねなくなっていることをわれわれは憂慮する。

技術職員のモラルを一層向上し、優れた技術職員を大学に呼び込み、大学の教育研究を発展させる基礎とするために、前述のような優れた技術職員を専門職として位置づけ、さらに大学の実情に応じ、技術部等を設け、講座から離して業務体制の整備をはかり、技術職員は技術職員をもって管理、指導、活動させ、業務処理を効率化させる仕組みを作り、独立的な職としてその地位を社会的に浮上させ、処遇を改善することが教育研究の効率化を図り、かつ高度化に対応する措置として是非とも必要である。

国立大学協会は、これら技術職員の専門職としての性格をより明瞭にするため、技術職員の組織化を行ない、研修を深めることにより、官職の整理と資質の向上につとめてきたが、以上の趣旨により、ここにあらためて大学に技術部、技術系専門職を配置すること及び、その拠所としてこれらの官職を政省令等で定めることを強く要望する。

{ 要望先：文部省高等教育局長、審議官（高等教育局担当）、
大学課長 }

育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄付金 について住民税の控除制度を創設することに関する要望

平成8年11月1日
国立大学協会会長
吉川弘之

日頃より、大学における教育研究の振興について、ご支援ご指導を頂き深く感謝申し上げます。

平成9年度の税制改正に当たりまして、標記の育英奨学財団・社団及び公益信託への寄付金についての住民税の所得控除について、下記のとおり要望申し上げます。

記

1. 教育基本法第3条第2項を踏まえ、国及び地方公共団体においては、学業成績が優秀でありながら、経済的に修学が困難な者に対して、奨学の措置が講じられております。
2. 育英奨学事業には、日本育英会や各地方公共団体による奨学金の貸与事業等がありますが、一方、公益法人等の行う育英奨学事業の役割にも大きいものがあります。

【平成3年度実態調査；公益法人等の行う育英奨学事業による奨学生数約10万人、支給総額約249億円】

3. その中で、民法第34条の規定により設立された財団法人及び社団法人又は信託法第66条により設定された公益信託による育英奨学事業は、基本的に事業収入があるわけではなく、篤志家等からの寄付に基づく基金の運用収入等によって営まれるものです。このため、趣旨に賛同して行われる個人や法人からの寄付により基金の充実を図り、現下の学生の奨学金需要に対応することができるよう、事業規模・水準の確保・充実に努めていく必要に迫られています。
4. 以上により、平成9年度税制改正に当たっては、育英奨学を主たる目的とする民法法人・公益信託に対する寄付金について住民税の控除制度を創設することを要望いたします。

〔要望先；自由民主党政務調査会〕

国立大学と民間企業との共同研究で民間企業が支出した 法人税額控除制度の延長等の措置を講じること（共同試験研究促進税制の延長・拡充）に関する要望

平成8年11月1日
国立大学協会会長
吉川弘之

日頃より、国立大学における教育研究の振興について、ご支援ご指導を頂き深く感謝申し上げます。

平成9年度の税制改正に当たりまして、国立大学と民間企業との共同研究における共同試験研究促進税制の延長・拡充について、下記のとおり要望申し上げます。

記

1. 国立大学の研究者と民間企業の研究者が対等の立場で共同研究に参加する制度に優遇税制を導入することにより、民間企業から国立大学に対して研究資金の導入を図ることができるとともに、民間の優秀な研究者が国立大学での研究に参加することが促進され、国立大学の研究の活性化の進展が期待できます。
2. また、国立大学と民間企業との共同研究において、民間企業が自社内で行われた研究について支出した研究経費についても同様に措置することによって、共同研究のより一層の推進、研究開発の強化及び国立大学から民間企業への基礎的技術シーズの移転促進等が期待できます。
3. さらに、民間企業から国立大学に研究委託する制度についても優遇税制を導入することにより、民間企業から国立大学に対して研究資金の導入を図ることができ、その結果得られる研究成果を民間企業における研究開発に活用できるとともに、国立大学の学術研究の活性化に資することが期待できます。
4. 以上により、平成9年度税制改正に当たりまして、次のことを要望します。
 - ① 平成7年度の税制改正において認められた国立大学と民間企業との共同研究において、民間企業が国立大学を通じて支出した試験研究の6%相当額を当期の法人税額から控除する共同試験研究促進税制の租税特別措置の延長。
 - ② 国立大学と民間企業との共同研究において民間企業が自社内で支出した試験研究費の6%相当額を法人税額から控除する共同試験研究促進税制の租税特別措置の拡充。

- ③ 民間企業から国立大学に研究委託する際の試験研究費の6%相当額を法人税額から控除する共同試験研究促進税制の租税特別措置の拡充。

〔要望先：自由民主党政務調査会〕

国立大学の学生納付金について（要望）

平成8年11月12日
国立大学協会会長
吉川弘之

国立大学の予算につきましては、厳しい財政事情のなかで、種々ご配慮を頂いていることに対し、深く感謝の意を表するものであります。しかしながら、来年度の予算編成に当たり、国立大学の学生納付金について、入学料の増額改定と学部別授業料の導入が検討されていると伝えられていることについては、国立大学協会として強い危惧の念を表明いたします。

I. 国立大学における学生納付金について

1. これまで、授業料と入学料が隔年ごとに改定されてきたことにより、その家計への負担は著しく増大しており、近年の少子化現象に拍車をかける要因ともなっております。また、学生は、学費の高騰のため生活費を切りつめざるを得ない現状です。
2. 国立大学は、我が国の高等教育が総体として均衡のとれた発展をとげるよう、国の責任において全国的にバランスをとって配置されているものであり、高等教育の機会均等の実現を基本的な使命の一つとするものであります。この機会均等の最小限の保証をも奪いかねず、ひいては、国立大学の重要な使命達成を危うくするものであります。
3. また、国立大学は、国家、社会の要請に応じて有為な人材の養成を行っており、その教育の成果は学生個人に帰するばかりでなく、国と社会とがその最大の受益者であります。したがって、国立大学の学生納付金については、いわゆる受益者負担主義の原則を単純に適用し、学生納付金を値上げすることは、不適切であり容認できません。
4. なお、上記1のように授業料と入学料が隔年ごとに改定されてきたこと、また、本年7月に科学技術基本計画が策定されたことを踏まえ、日本育英会奨学金の貸与人数の拡充と貸与金額等の改善・充実について、格段の御配慮を要望いたします。

II. 国立大学における学部別授業料について

1. 国立大学においては、家庭の経済状況に左右されることなく、学生自身の能力や適性に応じて希望する学部へ進学できるように、学部の種類を問わず、同一の授業料を設定していることが大きな特徴であり、国民周知のこの優れた特徴は今後も堅持すべきものと考えます。
2. 国立大学に学部別授業料を認めた場合には、家庭の経済力の差により専門分野を選択せざるを得ない事態が生じ、所得の少ない家庭の子弟は理・工・農学系や医・歯・薬学系学部に進学できないこととなります。このことは、国立大学の在り方、目的からみて、到底容認できないところであります。
3. また、学部別授業料は、理・工・農学系や医・歯・薬学系学部へ進学する学生数の減少を招き、理工系離れを促進するとともに、学生の質の低下をもたらす、科学技術創造立国を目指す我が国にとって大きな痛手になると危惧します。

III. 入学料の改定について

世上で伝えられている入学料の改定問題については、私立大学との格差をみても、ほぼ同程度まで推移してきていることに加え、近年、私立大学においては入学料を据え置く大学が多く、格差は更に縮小すると見込まれること、また、近年の各種経済指標等の伸びをみても1%台に留まるなどの状況下にあることも考慮すれば、十分慎重な取扱いをされま

〔要望先；大蔵省事務次官，主計局長，
文部大臣（11月14日要望）〕

資 料

国立大学の代表者である常置委員会の委員の 総会選出要領の一部改正

平成8年11月13日
第99回総会

国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部を次のように改正する。

第4項の各常置委員会委員定数表を次のとおり改める。

各常置委員会委員定数表

常置委員会	委員定数
第1	14
第2	14
第3	14
第4	13
第5	13
第6	13
第7	14
計	95

附 則

この改正は、平成9年6月17日から施行する。

(改正理由)

委員会の改編により新たに第7常置委員会を設けたことに伴い、委員定数の改定を行うものである。

平成9年度大学及び高等専門学校卒業予定者の 就職・採用活動について

標記のことについて、別途、文部省から各大学に通知されておりますが、このたび、これまでの就職協定に代え、大学側及び企業側においてそれぞれ「平成9年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職事務について（申合せ）」（別紙1）及び「新規学卒者採用・選考に関する企業の倫理憲章」（別紙2）が定められ、これらについて、双方がそれぞれ尊重に努めること等を内容とする合意（別紙3）が就職協定協議会の大学側及び企業側の両代表世話人によりなされましたので、お知らせいたします。

ついでには、これら申合せ等の趣旨に添って大学等卒業予定者の就職・採用活動の秩序の確立、正常な学校教育環境の確保、学生の就職機会の均等を期するとともに、学生の就職活動が早期化することなく、学生が自己の能力、適性に応じて適切に職業を選択することができるよう、ご協力、ご配慮をお願いします。

（別紙1）

平成9年1月17日
就職問題懇談会

平成9年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る 就職事務について（申合せ）

大学及び高等専門学校は、平成9年度卒業予定者の就職活動の秩序を維持し、正常な学校教育環境を確保するとともに学生の就職機会の均等を期するため、高校卒業予定者の就職活動にも配慮し、下記のとおり申し合わせる。

記

1. 求人票の取扱いについて

- (1) 求人依頼文書の発送は、5月1日以降を目途に行う。
- (2) 求人票（求人要項及び採用予定人員、労働条件、採用方法を記載した印刷物）の受理は、6月1日以降を原則とし、随時公示する。

2. 企業研究会・説明会について

- (1) 7月1日以降、各大学等において自主的に実施する。
- (2) 企業が実施する「企業研究会・説明会」のための大学等の会場提供は、7月1日以降とする。

3. 学校推薦の取扱いについて

学校推薦は、原則として7月1日以降とする。

4. 正式内定開始について

正式内定日は、10月1日以降である旨学生に徹底する。

5. その他

- (1) 学生に対し、7月1日前の会社訪問等を慎むよう指導する。
- (2) 学生の応募書類は、「大学指定書類（『履歴書・写真・自己紹介書』、『成績証明書〈卒業見込証明書を含む〉』、『健康診断書』）」とし、企業に対して、就職差別につながる恐れのある「会社指定書類」、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」の提出を求めないよう依頼する。
- (3) 採用活動は、男女雇用機会均等法及びその指針の趣旨に沿って行われるべきであり、その旨を企業側に徹底するよう依頼する。

※備考

各大学等は企業等に求人依頼文書を発送する際、この申合せを添付して行うものとする。

（別紙2）

平成8年12月
企業側代表世話人
根本二郎

新規学卒者採用・選考に関する企業の倫理憲章

企業は、自己の責任において自主的に行う平成9年度大学等新卒者の採用にあたり、下記の点を充分配慮して行動する。

記

1. 情報の公開

学生の就職機会の均等を期するため、企業情報ならびに採用人数、説明会日程、選考期日・場所等に関する採用情報を可能な限り早く的確に公開する。

2. 採用内定開始

正式内定日は10月1日以降とする。

3. 公平公正な採用

学生の自由な就職活動を妨げる拘束や、男女雇用機会均等法に反する不公正な採用活動を行わない。

4. 学事日程の尊重

採用活動にあたっては、大学側の学事日程を尊重し、学生が学業に専念でき、より教育効果が上がるような教育環境の確保に努める。

5. その他

高校卒業者については、教育上の配慮を最優先とし、安定的な採用の確保に努める。

(別紙3)

平成9年1月20日

大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動について

就職協定協議会代表世話人
根本 二郎 鳥居 泰彦

就職協定協議会企業側代表世話人及び大学側代表世話人は、教育及び企業経営の根幹は道義にあり、大学卒業予定者の就職採用においてもこのことを重視すべきことを確認した。両代表は、1月10日の特別委員会の確認に基づき、就職協定は締結せずに、平成9年度の就職採用活動に当たっては企業側は「新規学卒者採用の選考に関する企業の倫理憲章」を定め、大学側は「大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職事務について（申合せ）」を定めることとした。

今後、双方は「倫理憲章」及び「申合せ」の尊重に努めるとともに就職採用についての情報交換や中長期の研究協議を行うこととし、そのための連絡会議を設置する。

以上

「今後の教育課程の在り方について」の意見

平成9年1月23日

国立大学協会

1. 今後の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校における教育の全体的在り方

現在の国立大学の学生は、全体的に、創造性に欠けていると思われる。与えられた課題を処理する能力はあるが、自ら積極的に課題を見つけ出す力が不十分である。小・中・高の各段階において、知識の偏重ではなく、創造力の育成をはかれることを希望する。そのためにも、子供に自主独立の精神の涵養が必要である。

次に、生徒の能力、興味や関心等の多様化に対応して教育課程が複雑になりつつある。この点は、理解できるが、大学では、入試や入学後の教育などにおいて、困難な問題を多く生じている。今後、現在以上に複雑な教科・科目の編成を行わないよう要望する。

2. 各教科等における教育内容の厳選・改善

従来は、教科・科目ごとに内容の精選が行われていた。今回は、厳選という語が用いられているが、厳選の仕方に新しい視点が必要と思われる。教科・科目によるセクショナリズムを廃するため、思い切った合科・統合・整理を行うとともに、個々の科目の専門家に偏ったカリキュラムの編成を見直すことが必要であろう。

内容に関しては、方針を明確化することがのぞましい。それが今後の生活に不可欠な教養であるか、さらに高度の学習を進める上の基礎的・基本的な知識であるかなどを、明らかにわかるように編成することを希望する。

3. その他改善を要する事項

学校、家庭、社会等の役割分担を明確にして、学習内容を厳選する必要がある。現在は何でも学校で教育する傾向が強いと感じられる。週5日制の実施などに伴って、学校の教育内容をスリム化することがのぞましい。

(注) 平成9年1月23日開催の教育課程審議会総会における意見発表の要旨。

「大学の入学者選抜の改善」に関する意見（要旨）

国立大学協会
第2常置委員会委員長
加藤延夫

1. 改善の必要性

多くの国立大学（以下大学と略）において、点数絶対主義を排し、知識量を問うのではなく、創造的論理的思考力、旺盛な自発的学習意欲、個性豊かな多様な資質・能力を持つ者を選抜すべきであるという入試の基本理念は浸透している。その結果、近年、多くの大学において入試改革が実施され、また改革の努力が傾けられつつある。しかし、なお一般的傾向としては、学力検査以外の指標を重視する選抜方法の対象は入学定員の一部に限られる大学が多い。従って、上記の基本理念を達成するために、更に次の点に留意して各大学が創意工夫することが必要である。

- (1) 選抜方法、評価方法の多様化の一層の推進を図る。
- (2) 志望学部、学科における勉学の目的意識、勉学意欲と適性を重視する。
- (3) 高校在学中の成績や諸活動を評価の重要な材料とする。

2. 入試の枠組みの存続

- (1) センター試験と各大学個別試験とで行う現行の方法を存続させる。
- (2) 平成9年度は分離分割に統一する初年度であるので、分離分割方式を当面維持する。
分離分割方式と連続方式併存時代のような複雑な状況は好ましくない。

3. 具体的改善案の例

- (1) センター試験は、高校における勉学の達成度を見るため、5教科を原則とする。
- (2) 各大学が行う個別試験においては、次のうち複数の組み合わせで行う。評価尺度は多元的とする。
 - ①志望学部、学科の専門性に応じた教科の学力試験。
 - ②高等学校在学成績、但し単なる成績の評定、席次のみでなく、勉学に取り組むチャレンジ精神、授業科目以外の秀でた個人的資質・能力なども評価。これに関連して高校調査書の在り方の見直しが必要。
 - ③推論能力、問題解決能力、進学適性をみるための長論文（例えば5時間以上にわたる）。
 - ④入学の目的意識、勉学意欲をみるための面接・口述試験。

4. 入試専任教官の整備の必要性

既に中教審（平成3年4月答申）においても、「大学入試担当組織の充実として、入試改善を推進

するために、各大学に入試専任教官を置き、事務局の人員も整備する必要がある」と指摘している。ほとんどの大学で入試の事務組織は置かれているが、教官組織の整備は未だ実現していない。入試改革は大学に課せられた永遠の課題であり、世界的にみてもこれが最善のものと断言できる定型的方法はない。それぞれの大学の立場と創意により、年々改善を図ることが肝要である。また、高校在学中の成果を重視することになると、高校との密接な信頼関係も必要となる。入試そのものを専門とする教官の設置が望まれる所以である。

5. 入試事項の情報公開は慎重であるべきである。

以上

(注) 平成9年1月28日開催の中央教育審議会における意見発表の要旨。

そ の 他

(平成8年10月24日～平成9年2月28日)

■学長等の異動

○ 学長の交代

(大 学)	(新 任)	(前 任)
お茶の水女子大学	佐藤 保	太田次郎
兵庫教育大学	辻野 昭	佐藤修策
徳島大学	齋藤史郎	武田克之
香川大学	近藤浩二	岡市友利
愛媛大学	鮎川恭三	三木吉治
熊本大学	江口吾朗	森野能昌
鹿児島大学	田中弘允	早坂祥三

○ 委員長の交代

(委員会)	(新 任)	(前 任)
第7常置委員会	丸山 工作(千葉大学長)	西澤 潤一(東北大学長)

○ 委員の委嘱

(委員会)	(新 任)
特別会計制度協議会 委員	丸山 工作(千葉大学長)

国立大学協会の組織

創 立：昭和25年7月13日
会員大学：98国立大学
目 的：国立大学相互の緊密な連絡と協力を図り
その振興に寄与することを目的とする。

- 総 会 （春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理 事 会 （会長・副会長を含む理事21名。各常置委員会委員長）
- 常務理事会 （会長，副会長，各常置委員会委員長）
- 監 事 （2名）
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（理念，体制・組織，管理運営）
 - 第2常置委員会（入学者選抜）
 - 第3常置委員会（教養教育，学部専門教育，学生生活）
 - 第4常置委員会（教職員の待遇改善）
 - 第5常置委員会（学術交流）
 - 第6常置委員会（財政）
 - 第7常置委員会（研究，大学院，生涯学習，学術情報）
- 特別委員会
 - 医学教育特別委員会
 - 教員養成特別委員会
- 特別会計制度協議会（国大協と文部省との協議会）

編集後記

- * 昨年末、企業側が廃止の方針を打ち出した就職協定については、企業側は自主規制を柱とした倫理憲章を定め、就職協定廃止の意思も固いので、国大協等大学・高専の9団体で構成する就職問題懇談会も現行の就職協定の存続が困難と判断し、1988年以降続いてきた、就職協定の廃止が決定しました。しかし、協定の廃止は、就職・採用活動を早期化させ、学業への影響が危惧されるため、大学側は現行の就職協定に代わる申合せを結び、この申合せの遵守を企業側に要請しました。本号に参考資料として「平成9年度大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職事務について（申合せ）」と企業側の「倫理憲章」を掲載いたしました。
- * 本号の「巻頭エッセー」には、吉川東京大学長にお願いして「学長の存在」をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださった先生のご厚意に対し感謝申し上げます。（T）

会報発行=年4回（2月・6月・8月・11月）

平成9年2月24日 印刷
平成9年2月28日 発行（非売品）

会 報 第155号

（第47巻第1号 通巻第155号）

編集兼
発行者 滝 沢 源 平

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113（東京大学構内）

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電 話 03（3812）2111 内線（7950・7951）

03（3813）0647

F A X 03（3818）8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社